

とともに創るとともに育む

の の い ち し  
野々市市 2012»2021  
第一次総合計画



の の い ち し  
野々市市 2012»2021  
第一次総合計画





絵画・写真展 最優秀賞作品 「進化進行中 野々市市」

## 市 章

旧野々市町、富奥村の合併5周年を記念して、昭和35年6月15日に制定されました。

市章は、平仮名で“のの”を組み合わせ分銅を形成し、市の融和発展を象徴した簡潔清爽な意匠となっています。



## 市の花木

市の花木は椿(ツバキ)です。

(昭和49年6月19日選定)

椿には「野々市」という、本市の名称を冠した白にうすく朱鷺色がかかった美しい品種があります。



## 市の宣言

愛と和の都市宣言 昭和49年6月19日 決議

平和都市宣言 昭和59年3月19日 決議

ゆとり創造宣言 平成 2年6月22日 決議

健康都市宣言 平成 2年6月22日 決議

美しいまちづくり宣言 平成 9年9月19日 決議



## 発刊のごあいさつ

私がまだ子どもだった頃、野々市の多くは豊かな田園でした。

春のたんばにはカエルやドジョウが泳ぎ、夏にはホタルが飛び交い、秋になれば赤トングボが空いっぱいに舞い、冬には雪と親しみ遊ぶ、そんなまちでした。

となり近所とは、まるで家族のようなおつきあいがあり、みんなで子どもたちの遊びを見守っている、そんなまちだったように思い出します。

私が小学生であった昭和45年前後だったと思いますが、家々が建ちならび、まちがにぎやかになりました。

それから40年あちがたち、まちはますます大きく発展し、平成23(2011)年11月11日には、石川県内で11番目の市になりました。

私たちを取り巻く時代や社会は大きく変わり続けています。

毎日の暮らしは昔に比べて格段に便利で快適になり、これからもますます便利で快適になっていくことでしょう。

先人たちが私たちに残してくれた歴史と伝統、そして、築き上げてこられたまちづくりをしっかりと受け継ぎながら、野々市の“市”にふさわしい市場のように人々やモノ、情報や知識などが集い、にぎわうまちづくりを、また、野々市に生まれ、育ち、住むことに誇りと生きがいを感じができる、そんなただひとつの私たちの“野々市”を、市民の皆さんといっしょに創っていきたいと思っています。

また、この計画を策定するにあたって、ご協力をいただいた多くの皆さんには、厚く感謝を申し上げます。

誰もが憧れ、誰もが住みたくなる、そんな“野々市”をみんなの力で創り上げましょう。

平成24年3月

野々市市長 粟 貴 章

# 野々市市第一次総合計画

～ともに創る ともに育む～

## 目次

●発刊のごあいさつ	3
-----------	---

## 第1章 基本構想

■第1節 計画策定の趣旨	10
1 総合計画の趣旨	10
2 計画の構成と目標年次	11
3 総合計画21の達成状況と今後の展開	12
4 計画の進行管理と行政評価	13
■第2節 野々市市のすがた	14
1 地名の由来	14
2 位置と地勢	15
3 歴史と文化芸術	16
4 人口と世帯	17
5 教育	18
6 産業	19
7 生活環境	20
8 地域活動	21
■第3節 将来都市像実現のために	22
1 将来都市像実現のために	22
2 市民協働のまちづくり	23
3 広域での連携	25
■第4節 野々市市を取り巻く社会動向	26
野々市市を取り巻く社会動向	26
■第5節 野々市市の課題	28
1 まちのイメージ	28
2 生活環境	28
3 産業と雇用	29
4 医療・福祉・保健	30
5 教育・文化芸術・スポーツ	30
6 市民参加	31
7 行財政運営	31

■第6節 市民の想い .....	32
市民の想い .....	32
■第7節 将来の見通し .....	42
1 目標人口 .....	42
2 土地利用の方針 .....	44
■第8節 まちづくりの理念 .....	45
まちづくりの理念 .....	45
■第9節 将来都市像 .....	46
将来都市像 .....	46
■第10節 まちづくりの基本方針と基本目標 .....	48
政策1 一人ひとりが担い手のまち .....	【市民生活】 49
政策2 生涯健康 心のかよう福祉のまち .....	【福祉・保健・医療】 50
政策3 安心とぬくもりを感じるまち .....	【安全安心】 51
政策4 環境について考える人が住むまち .....	【環境】 52
政策5 みんながキャンパスライフを楽しむまち .....	【生涯学習・教育】 53
政策6 野々市産の活気あふれるまち .....	【産業振興】 54
政策7 くらし充実 快適がゆきとどくまち .....	【都市基盤】 55
政策8 住み続けたい! をみんなの声でつくるまち .....	【行財政運営】 56

## 第2章 基本計画

■第1節 基本計画の実施にあたって .....	58
■第2節 施策の大綱 .....	61
■第3節 重点プロジェクト .....	63
I.市民が主役のまちづくりプロジェクト .....	64
II.地域資源の創出プロジェクト .....	66
III.集いとにぎわい創出プロジェクト .....	68
■第4節 基本計画 .....	73
政策1 一人ひとりが担い手のまち .....	【市民生活】 75
施策1 市民協働のまちづくり .....	76
施策2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上 .....	82
施策3 多文化共生と国際・国内交流の充実 .....	83
施策4 思いやりのまちづくり .....	86



<b>政策2 生涯健康 心のかよう福祉のまち</b> .....	<b>【福祉・保健・医療】</b> 89
施策1 地域福祉社会の創造 .....	90
施策2 健康づくりの推進 .....	92
施策3 高齢者と障害のある方の福祉の推進 .....	94
施策4 子育て支援の推進 .....	98
<b>政策3 安心とぬくもりを感じるまち</b> .....	<b>【安全安心】</b> 103
施策1 防災対策の充実 .....	104
施策2 消防と救急体制の充実 .....	106
施策3 交通安全対策の強化 .....	108
施策4 防犯対策の強化 .....	109
施策5 消費者の利益の保護 .....	110
<b>政策4 環境について考える人が住むまち</b> .....	<b>【環境】</b> 113
施策1 環境負荷の少ない社会の構築 .....	114
施策2 生活環境の保全 .....	119
施策3 環境保全のために行動するひとつくり .....	122
<b>政策5 みんながキャンパスライフを楽しむまち</b> .....	<b>【生涯学習・教育】</b> 123
施策1 知・徳・体のバランスが取れた教育の充実 .....	124
施策2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり .....	127
施策3 生涯学習社会の充実 .....	131
施策4 文化・スポーツ活動の充実 .....	133
施策5 文化の継承と創造と担い手の育成 .....	135
<b>政策6 野々市産の活気あふれるまち</b> .....	<b>【産業振興】</b> 137
施策1 商工業の活性化 .....	138
施策2 農業の活性化 .....	141
施策3 勤労者福祉の充実 .....	143
施策4 観光資源の発掘 .....	144
<b>政策7 くらし充実 快適がゆきとどくまち</b> .....	<b>【都市基盤】</b> 147
施策1 魅力ある街並み形成と住環境整備 .....	148
施策2 交通の円滑化と公共交通網の充実 .....	152
施策3 雨水排水対策の充実 .....	155
施策4 循環する水資源の適正利用 .....	156
<b>政策8 住み続けたい!をみんなの声でつくるまち</b> .....	<b>【行財政運営】</b> 159
施策1 開かれた市政の推進 .....	160
施策2 人材育成の推進 .....	166
施策3 安定した行財政運営の推進 .....	168

## 資料編

■第1節 市の概要	176
市の概要	176
■第2節 策定の経緯	182
1 策定体制	182
2 策定経過	183
■第3節 次期総合計画策定審議会	184
1 会議概要	184
2 審議会委員名簿	185
3 次期総合計画策定審議会設置要綱	186
4 次期総合計画策定審議会会議傍聴要綱	187
■第4節 次期総合計画策定委員会	188
1 次期総合計画策定委員会	188
2 次期総合計画策定委員会 策定幹事会	189
3 次期総合計画策定委員会 作業部会	190
4 次期総合計画策定委員会設置要綱	194
■第5節 諒問・答申	196
1 諒問	196
2 答申	197
■第6節 市民参画	198
1 町民意識調査	198
2 職員意識調査	201
3 パブリックコメント	203
4 絵画・写真展	204
5 タイムカプセル	215
■第7節 総合計画を支える分野別計画	216
■第8節 用語の解説	220

# 野々市市第一次総合計画の構成

この計画書は「基本構想」「基本計画」の2つの計画と「資料編」から構成されています。また、本文中に※印が付いている用語については、資料編(220~229ページ)に用語の解説をしています。

## 【基本構想】

「基本構想」は、これからの中長期を展望し、めざすべき将来都市像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかにする総合的、計画的なまちづくりの指針です。

第1節、第2節では、本市の現状把握を行い、第3節には、これからの中長期を進めるにあたり、基本となる考え方を示しました。

第4節、第5節では、意識調査の結果や策定審議会、策定委員会作業部会などからの意見を整理し、現在、本市が持っている解決すべき課題を明らかにしました。

また、第6節では、この計画を作るにあたってご協力をいただいた、多くの市民の想いを記述しています。

第7節、第8節では、この計画の最終年度である平成33年度にめざす人口や土地利用の方針、まちづくりの理念を示し、第9節では、これらをめざすためのまちづくりの目標を、将来都市像として掲げました。

第10節には、将来都市像の実現をめざすための8つの政策と、政策実現のために行うべき32の施策を掲げています。

## 【基本計画】

「基本計画」は、基本構想を受けて、まちづくりの将来都市像を達成するための基本的な施策の体系を示しています。

第1節に基本計画を実施するための柱となる3つの考え方を示し、第2節では、8つの政策、32の施策とともに、これらを実現するために行う、より具体的な88の施策方針とその体系を示しました。

また、第3節には、施策群を横断的に実施し、施策群の進行を牽引する3つの重点プロジェクトを掲げ、第4節からは、88の施策方針について、その詳細を示しています。

## 【資料編】

資料編には、この計画を作るために行ってきました取り組みの内容や、この計画を支える分野別計画のほか、用語解説をとりまとめています。

この計画書には、野々市町、市民などの表記が残っていますが、これは、この計画の策定作業を野々市町であった際に行っていたことからです。

# 第1章

## 基本構想



絵画・写真展 優秀賞作品 「新たな第一歩」

## 第1節 計画策定の趣旨

## 1 総合計画の趣旨

総合計画は、本市のまちづくりを進めるための最も大切な計画です。

この計画は、本市がめざす将来都市像実現への道標となるものです。

本市が行う政策※、施策※、そして事務事業※は、この計画に基づいて行われます。

この計画では、市制の施行をステップとして、新たな市民ニーズ※を踏まえた、長期的な展望を示します。

また、この計画によって、市民はもとより、国や県、他の自治体に対して、本市のまちづくりの強い意思を示します。

## これまでの総合計画

	計画名称	計画期間	将来都市像
第1次総合計画	野々市町の総合計画	昭和45年～昭和55年	明るく豊かな田園都市学園都市
第2次総合計画	野々市町長期計画	昭和56年～平成2年	自然と創意の調和による快適な生活環境を創造する人間中心都市
第3次総合計画	野々市町新総合計画 愛と和のシンフォニー	平成3年～平成12年	出会いを大切に ゆとりと生きがいを実感できるまち
第4次総合計画	総合計画21 共有と連携のまちづくり	平成13年度～平成23年度	にぎわいとやすらぎに満ちた 快適・文化都市



## 2 計画の構成と目標年次

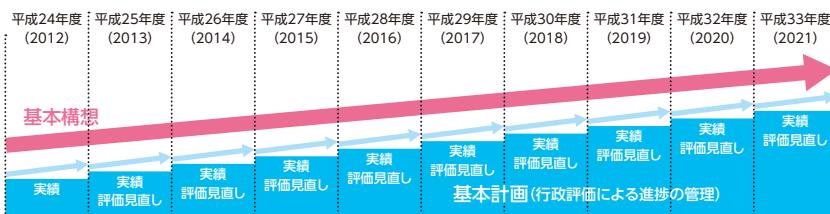
この計画は、平成24年度(2012年度)から平成33年度(2021年度)の10年間のまちづくりの方向性を示す“基本構想”と具体的な施策や主な事務事業を示した“基本計画”から構成されます。

### 計画の構成

**基本構想**：これから10年間を展望し、めざすべき将来都市像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかにする総合的、計画的なまちづくりの指針です。

**基本計画**：基本構想を受けて、まちづくりの将来都市像を達成するための基本的な施策の体系を示すものです。基本計画は、毎年実施する行政評価により施策の進捗状況の把握と管理を行うものとし、施策の進捗状況や評価結果により、見直しを図ります。また、この計画の根幹をなす重要な施策は、重点プロジェクトとして位置づけ、積極的に取り組みます。

計画の構成と目標年次 イメージ図



## 3 総合計画21の達成状況と今後の展開

本市では、前計画である総合計画21を指針として“共有と連携のまちづくり”を理念とする、開かれたまちづくりを進めてきました。

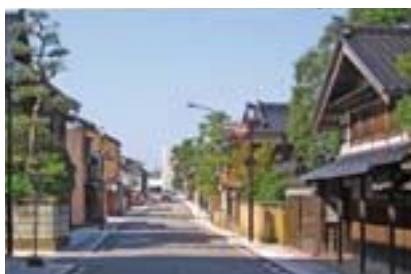
多様な行政ニーズに対応する新たな庁舎の建設、いきがいセンターの開所、保育園の公設民営化、小中学校の耐震化、学校給食センターやPFI制度※を活用した野々市小学校の建設、ケーブルテレビ網による情報通信基盤の整備、エコストーションの開設、子ども医療費の助成を中学生まで拡大するなど子育て施策の充実、土地区画整理事業※の推進、コミュニティバス※“のっティ”の運行、産学官※連携による野々市ブランド商品として純米吟醸酒“ichi椿”的完成、御経塚遺跡出土品のうち4,219点が国重要文化財に指定されるなど、いくつもの成果を達成することができました。

また、個人情報保護意識の浸透や、情報公開、パブリックコメント※制度の制定、各種審議会委員の公募制、女性委員の参画などについても充実を図りました。

何よりも、念願であり、最重点政策であった市制施行についても、平成23(2011)年11月11日に石川県下11番目の市として達成することができました。

平成21年1月に行つた意識調査の結果では、「今の場所に住み続けたい」という市民が総合計画21策定時の72.2%から5.6ポイント増加の77.8%となり、これら施策の達成によって、市民が本市に住み続けたいと思うまちづくりが進められたことをうかがうことができます。

総合計画21に定められていたまちづくりの理念、基本方向、そしてそれらによって得られた成果をこの計画に受け継ぎ、さらに充実させます。



旧北国街道



御経塚遺跡出土品 国指定重要文化財

## 4 計画の進行管理と行政評価

この計画に定める将来都市像を実現するためには、財源を効率的に運用し、また、人材を適正に配置することにより、効果的で効率的な財源運用と人材育成を図っていかなければなりません。また、目標の達成度や市民満足度などをもとに、成果重視の視点で政策を展開することが必要となります。

この計画は、政策－施策－事務事業の3階層により構成されています。

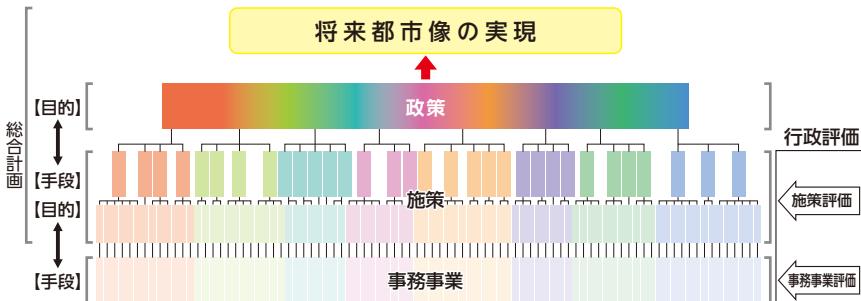
この計画に示すまちづくりの基本方針（政策）とまちづくりの基本目標（施策）、施策を実現するための具体的な活動である事務事業は、それぞれ“目的”と“手段”的関係になっています。

事務事業は、施策を達成するため本市が行う具体的な手段です。

施策は、事務事業がめざす目的であり、政策を達成するための手段でもあります。

施策を達成することにより政策が達成され、それによってめざすべき将来都市像が実現します。

### 《政策－施策－事務事業の関係》



本市は、めざすべき将来都市像の具体的な方向性を示した施策の評価と、目標達成のための具体的な手段である事務事業の評価に取り組みます。

行政評価は、行政サービス※として実施される施策や事務事業について、この計画の進行状況を管理するとともに、できる限り数字に表して、その評価と検証を行うものです。行政評価を活用し、行政の透明性を高め、市民と行政が目的や目標を共有することで、市民との協働※の理念に基づく行政経営の実現をめざします。また、行政評価を総合計画の体系に基づいて機能させることにより、着実な計画の推進を図り、この結果を継続的に行政活動に反映させ、その状況を毎年度公表します。



## 第2節 野々市市のすがた

## 1 地名の由来

白山本宮(白山比咩神社)には、鎌倉時代末期の1312年に記されたとされる古文書が残されています。この古文書「三宮古記」には、水引神人<sup>みずひきじにん</sup>※と呼ばれる人たちが“野市”<sup>のいち</sup>に住んでいたとの記述があり、これが“野々市”<sup>ののいち</sup>という地名の最古の文字史料と思われます。また、1486年には、当時の山伏集団の中心的存在であったとされる京都聖護院の道興<sup>じょうこう</sup>※という人物が、石動山天平寺を参拝するため野々市を通過した際に、次の和歌を詠んでいます。

風おくる 一村雨に 虹きえて のゝ市人は たちもをやます

虹<sup>の</sup>がかかる空に、風<sup>お</sup>が吹き、にわかに雨<sup>く</sup>が降ってきたにもかかわらず、野々市の人たちは、忙しそうに仕事(立ち回り)を続け止めようとしない

人々が集い“市”<sup>いち</sup>で活発な商業活動を行っていた当時の野々市<sup>のいち</sup>のぎわいを知ることができ、野々市<sup>ののいち</sup>という地名は、約700年前からこの地で使われていた由緒ある地名であることがわかります。



道興の歌碑(布市神社)



白山比咩神社所蔵重要文化財「三宮古記」



## 2 位置と地勢

本市は、加賀平野の東部、北緯36度29分、東経136度34分辺りに位置し、総面積は、13.56平方キロメートル、東西4.5キロメートル、南北6.7キロメートルのまちです。

北部から東部にかけては、県庁所在地である金沢市に、西部から南部にかけては白山市に隣接し、肥沃な土地と良質な地下水に恵まれた手取川扇状地にあり、市内の最高海抜は49.6m(新庄地内)となっています。

近年は、旧市街地に加え、土地区画整理事業などによる新市街地が国道沿いや、本市南部、北西部で形成され、市中央部には、行政、経済、文化、交流などの機能が集積しています。



文化会館フォルテ周辺の変遷



## 3 歴史と文化芸術

本市には、今から約3,500年前の縄文時代後期から晩期に営まれた国指定史跡御経塚遺跡や白鳳時代末の7世紀後半に建立されたと考えられている国指定史跡末松廃寺跡が残されています。

このことは、はるか原始、古代から人々の生活と開発が進んだ地域であったことを物語っています。

中世に入ると、地元武士団である富樫氏が勢力を強めてきます。

1339年、富樫氏は加賀国の守護となり、すでに“市”<sup>いち</sup>が形成されていた野々市（現在の住吉町付近）に館を構え、その場所を守護所として加賀国（現在のかほく市から加賀市あたり）の統治を行いました。

加賀一向一揆の支配となる戦国時代前半までの間、野々市は加賀の政治・経済・文化の中心地として栄えました。

旧北国街道が通る本町地区は、江戸時代には宿場町として栄えたところです。

現在でも国指定重要文化財である喜多家住宅や、市指定文化財である旧魚住家（市郷土資料館）、水毛生家といった由緒ある建物が残り、懐かしい街並みを見ることができます。

また、古くから郷土に受け継がれる“じょんから踊り”は、“野々市じょんからまつり”として現在に受け継がれ、ほかにも虫送りや野菜みこし、獅子舞などの伝統行事、市の花木である椿にちなんだ“椿まつり”が開催されています。

伝統的な行事のほかにも、毎年秋にニューヨークから一流のジャズ奏者を迎えるコンサートを行う“BIG APPLE in Nonoichi”には、市内のみならず、日本中からジャズファンが集まるなど、文化芸術活動の盛んなまちです。



## 4 人口と世帯

平成22年に行われた国勢調査では、本市の人口は51,885人となりました。

人口については、昭和40年から昭和55年の15年間に約3倍になるなど急速な増加がみられ、世帯数についても23,024世帯を数え、本市の人口と世帯数は、昭和30年以降、増加し続けています。

1世帯当たりの世帯人員については、昭和45年から昭和55年にかけて減少しており、都市化に伴い核家族※化が進んだことがうかがえ、その後も、年々世帯人員が減少傾向にあります。

県内他市町や本市と規模が似通った市町に比べて、年齢階層別に人口を見ると、15歳から64歳までの生産年齢人口が多く、65歳以上の老人人口が少ない傾向にあります。また、0歳から14歳の年少人口のうち、特に10歳から14歳までの人口が少ない傾向にあります。

人口動態の大きな特徴としては、住民異動の激しさが挙げられ、毎年、転入・転出人口がそれぞれ3,000人程度あり、地域コミュニティ※の維持や形成に大きな影響を与えています。



## 5 教育

市内には、工業系の金沢工業大学と生物資源環境系の石川県立大学、そして、生涯学習※系の放送大学石川学習センターと3校の大学が立地しており、大学の持つ学術研究機能などを生かし、地域産業や生涯学習の振興など、さまざまな連携、協力をすることにより、教育はもとより、地域産業の振興が図られています。

3校の大学のほか、幼稚園、小中学校や高等学校が市内にそろっており、学園都市としての色合いも濃く、児童生徒、学生など若者の多いまちでもあります。



石川県立大学



放送大学石川学習センター



金沢工業大学



## 6 産業

産業別就業人口の割合は、第1次、第2次産業が減少する一方、第3次産業が増加傾向にあります。

本市の特徴として、石川県中央部の都市圏に位置し、石川中央都市圏には県内人口の約6割が集まっていることから、小売業、サービス業の割合が高く、従業者数と年間商品販売額が、増加傾向を示しています。

農業は、経営耕地面積、農家数、農家人口ともに年々減少傾向にありますが、農林水産業者や団体にとって最高の栄誉とされる“農林水産祭 天皇杯受賞者(農産部門)”を2名輩出するなど都市近郊型農業※を推進するまちであり、稻作だけではなく、野菜や果樹、花卉などの特産物を有しています。

市内には、乳製品、工作機械、豆腐製造機械などの製造企業が立地していますが、事業所数、従業者数、製造品出荷額などは近年減少傾向にあります。

土地区画整理事業地内や幹線道路沿道には、食料品、家電、日用品販売などの大型商業施設が集積し、コンビニエンスストアや金融機関などサービス施設が立地しています。また、市内各所には、人気のあるお洒落な飲食店や有名なカレー店、洋菓子店、和菓子店なども立地し、買物に便利なまちとなっています。



キウイフルーツ栽培



いしかわ大学連携インキュベータ i-BIRD



## 7 生活環境

市域全域が緩やかな勾配を有する平野となっており、土地区画整理事業の積極的な推進により計画的なまちづくりに努め、下水道、公園、道路などが整備された居住地に適した地域として市街地が拡大してきました。

歴史的な家屋が当時の趣を残す旧北国街道では、無電柱化を進めることで、落ち着いた街並みが形成されはじめています。

JR北陸本線や北陸鉄道石川線をはじめ、国道8号や157号、金沢外環状道路や県道などの幹線交通網が形成されており、さらにコミュニティバス“のっティ”が市内を運行する交通環境が整備されたまちです。

多くの都市公園があることで、季節の木々や花々が咲き、また、市南西部地域には田園が広がり、水生生物や昆虫が息づいているまちでもあります。

医療機関も多く、ほぼすべての診療科が市内に立地し、高齢者向けのグループホームや高齢者専用賃貸住宅、デイサービスセンターなど、高齢社会に対応する施設も数多く立地しています。保育園や幼稚園、児童館、放課後児童クラブ※などには、幼児や児童が集まり、子育てのしやすい環境にあります。



コミュニティバス“のっティ”



公立松任石川中央病院



## 8 地域活動

地域に密着した町内会が活発な活動を行っており、地域コミュニティを形成しています。

また、市内各地では、児童の通学を見守る“見守り隊”が活躍しています。

交通安全協会や災害時に市民が地域における防災力となる自主防災組織※など、地域が一体となった活動が行われています。

青少年を地域全体で守り育てる活動も盛んで、ののいちっ子を育てる市民会議による“小中学生に携帯電話を持たせない運動”の活動が全国的に評価されています。

さらに、市内の企業などでは、街路の清掃や除雪などを自主的に行う“アダプトプログラム※”が活発であり、市民同士がつながるための核となる団体がいくつも育っています。



アダプトプログラム



自転車マナーアップ運動



# 第3節 将来都市像実現のために

## 1 将来都市像実現のために

本市では、これまで行政改革大綱に基づき行政組織や事務事業の改革を進めてきました。

この基本構想では、本市の行政サービスに民間企業経営の考え方を取り入れ、顧客（市民）志向、成果志向の実現をめざし、より効果的、効率的に行政サービスを提供する新たな公共経営に取り組みます。

本市は、新たな公共経営の対象を次のように定義します。

本市の顧客は“野々市市民”です。

“市民”とは、本市に住む人たちだけではなく、本市に通勤や通学をされる方、企業、そして各種団体などです。

本市が市民に提供する商品は“住みたいまち”であり、また、市民は住民自治を担う主役です。

本市が行う行政サービスは、すべての市民が幸せに生活するために行われます。

本市が、これからも健全な発展を継続し続けるためには、地域の課題を市民と行政が共有し、“住みたいまち”という成果をめざして、真摯に取り組まなければなりません。

この計画は、すべての、また、それぞれの役割を担った市民と行政がめざすべきまちづくりの目標を示すものでありたいという願いを計画書という形に取りまとめたものです。



りす からすうり  
人間国宝 中野孝一氏作「栗鼠に烏瓜蒔繪箱」

## 2 市民協働のまちづくり

本市がさらに住みよいまちづくりを進めるためには、本市が潜在的に持っている個性や魅力を再発見し、これらを最大限に発揮できるまちづくりをめざさなければなりません。

そのためには、私たち市民が、自分の住む地域に誇りと愛着を持って、まちづくりに取り組む必要があります。

少子高齢化※や人口減少社会の到来、情報化社会の進展など社会経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイル※や価値観が大きく変化し、従来は家庭において対応されてきた保育や介護など私的活動であったものが公共サービス※として求められるようになってきています。

一方、近年では、地域において公共サービスを担ってきた町内会に加えて、企業やNPO※、その他市民団体など公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた団体が、行政と相互に連携し、共に公共サービスの担い手となって、地域の力を創造しようとする意識が高まってきています。

一例として、地域コミュニティの重要性が見直され、町内会を主体とした自主防災組織の設置や子どもたちの登下校の見守り活動など、地域を挙げて課題を解決しようとする取り組みがはじめられています。

また、公共サービスには、行政が主体となって担うサービスばかりではなく、電気や電話、公共交通など企業が担う公共サービスも存在しており、今後、公共サービスの担い手は、ますます多様化していくものと思われます。

さらに、これまで高齢者、障害のある方、児童など対象者ごとに考えられていた福祉において、福祉本来の姿である分野を超えた包括的なものとして、地域社会全体で福祉を担う“地域福祉”という考え方も出てきています。

このように“自分たちのまちは自分たちがつくる”という力強い考え方のもと、本市の特性を生かした個性豊かなまちづくりをめざすため、地域をよく知り、地域に愛着を持つ市民の力がまちづくりに欠かせなくなっています。

このようなまちを実現するためには、

**自 助**：自分の責任で自分自身が行うこと。

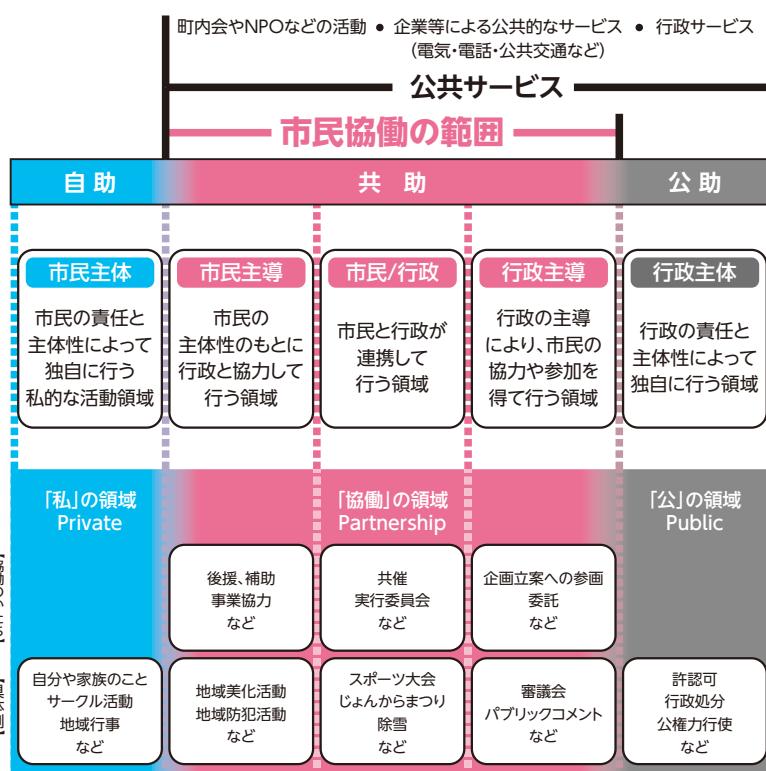
**共 助**：自分だけでは解決したり、実施することが困難な事柄について、周囲や地域が協力して行うこと。

**公 助**：個人や周囲、地域あるいは民間の力だけでは解決できないことについて行政が行うこと。

という役割のもと、自分たちでできることは自分たちで、できないことはお互いに補い合うことを改めて認識することが大切になります。

そこに、市民と公共サービスを担うそれぞれの団体が、責任を持って適切な役割を分担する“市民協働”という考え方方が生まれてきます。

#### 自助・共助・公助と公共サービスの範囲の考え方



市民協働の社会は、市民、町内会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすることにより現れます。このためには、長年培われてきた行政主導体質の改善や見直しが必要であり、市民や団体、そして行政も意識改革が求められるとともに、市民協働の社会を実現するための核となる人材の育成も重要になります。

成熟化する社会において、公共サービスの担い手は行政だけではなくてきています。行政を中心とした公共サービスの限界を超えて、既存の団体や仕組みだけでは対応することが難しくなった公共サービスを提供するとともに、新しいニーズに対応していくためには、公共サービスのあり方を根本的に考え直すことが必要となります。

その一方で、地域で助け合うという生活文化が薄れつつある若年世代が地域の世帯構成の中心になってきていることや、市民の連帯感の希薄化などに伴い、担い手不足、地域活動の停滞などの問題も生じつつあります。

石川県内では、最も若いまちとして知られる本市においても、少子高齢化は着実に進展しています。

私たちは、今の段階、すなわちこの計画の計画期間中に、市民を中心とした自律<sup>つくはぐく</sup>と連携に基き、ともに創り、ともに育む“市民協働のまちづくり”を実現しなければなりません。

### 3 広域での連携

本市では、廃棄物の処理や消防、斎場、公立病院の運営や下水道事業など広域的な視点から取り組むべき行政サービスについては、近隣市町と協力して取り組んでいます。

これからも、地域住民の生命と暮らしを守るために、近隣市町と相互に役割分担をして、これまで培ってきた信頼関係を重視し、連携と協力をしながらさまざまな課題に取り組んでいきます。



松任石川環境クリーンセンター



野々市消防署



# 第4節 野々市市を取り巻く社会動向

我が国では、ライフスタイルの多様化などを背景として出生率が低下し、子どもの数が減ることで、高齢者の人口割合が増加しています。

平成22年国勢調査の結果では、日本の総人口は平成17年から平成22年の間は、ほぼ横ばいとなっていますが、少子高齢化は確実に進行しており、将来的には人口減少社会の到来が予測されます。

経済のグローバル化※や高度情報化※の急速な進展、また、地球規模での環境問題が顕在化するなど、私たちの社会や生活のあり方が、世界の動向に密接に関わってきています。

かつての我が国は、“モノの豊かさ”を追求することで急速な経済成長を遂げてきましたが、近年では生活の質やゆとり、精神的な満足感など“心の豊かさ”が重視されてきています。

地方分権※時代において、地域の人々の積極的な公共サービスへの参画により、特色ある自立※型地域づくりを進める時代が到来したといえます。

## 1 安全安心な暮らしの確保に対する意識の高まり

- 災害に強いまちづくり
- 円滑な移動環境の確保
- 犯罪対策の強化
- 健康面での安全性の向上

## 2 地球規模での環境問題・経済問題の深刻化

- 低炭素社会※や循環型社会※の構築
- 経済のグローバル化への対応
- 地域経済の強化

## 3 少子高齢化の進行と人口減少時代の到来

- 子どもを安心して育てられる環境づくり
- 高齢者や障害のある方が安心して暮らせる環境づくり

## 4 価値観やライフスタイルの多様化

- 郷土への誇りや愛着を深める社会づくり
- 交流を通じて相互の理解を深める人づくり

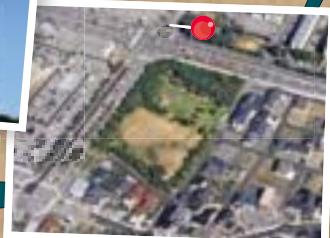
## 5 地方分権社会の進展と“協働”型社会への転換

- 自己決定や自己責任に基づく魅力ある地域づくり
- 効率的で健全な行財政運営
- 市民参加による自立型地域づくり

## Photograph まちの風景



せせらぎ公園



## 第5節 野々市市の課題

本市が直面している主な課題は、大きく次のものが挙げられます。

## 1 まちのイメージ

“便利なまち”、“明るいまち”というイメージが強い傾向にある反面、“有名なまち”、“個性のあるまち”というイメージが弱い傾向にあり、本市の多様な個性を生かしきれていません。

観光資源や新たな特産品の開発などを検討するとともに、本市の個性に磨きをかける、さまざまな取り組みについて検討が必要です。

本市が有している人材や資源が活躍できるまちづくりを推進することが必要であり、そのためのPR不足や新たな個性を創造する努力不足が指摘されています。

本市の持つ個性とは何かを再発見し、これに磨きをかけ、一層のイメージアップを図り、誰もが本市に誇りを持つことのできるまちづくりが求められています。

特に若年層に対しては、本市の個性を学ぶ場や情報を提供することにより、郷土野々市に対する愛着心を高めることが必要です。また、多くの大学生や若い市民に地域活動に参加してもらうための仕組みが必要です。

## 2 生活環境

市民の定住促進対策に加え、まちなかの人口減少に伴い増加している空き家対策や高齢化対策が必要です。



また、市内で新たな墓地を求めることが困難な状況にあり、定住化を促進するにあたっての課題となっています。

進行する高齢化への対応や、市民が歩いて生活ができる環境の整備、公共交通体系の充実、さらに、安全に暮らせる防犯対策を行う必要があります。

排出される廃棄物量の減少をめざし、循環型社会の実現に向けてまちづくりを進め、地球環境保護に努めなければなりません。

### 3 産業と雇用

多種多様な専門分野について学ぶことのできる3校の大学※がある本市ですが、工業系や生物資源環境系の企業が少ない傾向にあり、また、地場産業については、後継者の育成や新たな特産品開発を行うための連携強化が必要です。

これらのことから、魅力ある企業などの育成と地場産業活性化のための新たな産業の創出などが必要です。

また、市内は住宅系の土地利用が大半を占めており、本市の個性をさらに磨き上げるために必要となる産業系の土地利用が少ないことから、新たな産業基盤の創出をめざさなければなりません。

食の安全、農産物などの輸送にかかるエネルギー・コストの削減、地域経済の活性化や地域への愛着と伝統的食文化の継承などの効果が期待される地産地消※の取り組みが弱い傾向にあり、大型消費地の中心に位置する本市の特性を生かした、計画的な都市近郊型農業の振興が必要です。



## 4 医療・福祉・保健

すべての市民が健康であり続けることができるよう、市民自らが主体的に健康づくりに取り組むことができる仕組みや、病気にならないための健康づくり、地域医療体制についての啓発※などに重点を置いた施策の充実が必要です。

また、市民は介護が必要となったときなどの対策について不安を感じており、それに応じた福祉サービスの充実が求められています。

このまちで生まれ、育ち、一生を過ごすことのできる地域福祉のまちづくりをめざさなければなりません。

地域福祉活動を継続的に行っていくためには、市民の意識を実際の活動につなげ活動の輪を広げるとともに、各団体の活動が連携し、地域全体で福祉を支える仕組みを充実することが必要です。

## 5 教育・文化芸術・スポーツ

家庭、地域、学校がより連携し、子どもたちを育てる取り組みが求められています。

学校については、幼稚園から大学までが立地する本市の特性を生かした取り組みが必要です。

特に小中学校については、保護者からの期待を高める教育を実践するとともに、魅力ある学校づくりに努める必要があります。

文化芸術・スポーツについては、活動施設の整備や施設利用の利便性の向上に加え、文化芸術・スポーツ団体の育成と活動の活性化を促すことが必要です。

また、市民自らが企画、運営、実施する地域交流型の催し物などへの支援策などについて検討するとともに、文化芸術の活発なまちづくりのための人づくりについて検討が必要です。

御経塚遺跡、末松廃寺跡、旧北国街道など歴史的な文化遺産※や、じょんからまつり、虫送りなど本市の伝統文化について、本市へ転入した新たな市民や若い市民の関心が低い傾向にあることから、資料の作成と公開の工夫、継承者の育成などへの対策が必要です。

## 6 市民参加

まちづくり活動への参加は、文化活動や福祉ボランティア活動など一定の学習期間やある程度の経験が必要な活動について敬遠される傾向にあります。

地域意識や自分の住むまちに対する郷土愛の希薄化などが進み、地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、これをつなぎ止めるための方策として、これまでにもまちづくりを担っていただいている町内会組織への支援強化やNPO、ボランティア団体など新たなまちづくりの担い手への育成支援などにより、新しい地域コミュニティの構築と市民が気軽に地域づくりに参加できる気風づくりが必要です。

## 7 行財政運営

本市の財政の状況は、財政力指数※や自主財源比率※が比較的高く、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める財政指標（実質赤字比率※、連結実質赤字比率※、実質公債費比率※、将来負担比率※）は、いずれも健全な状態に保たれています。

しかし、地方財政は国の財政政策や景気動向に大きく左右されることが多く、また、財政の弾力性を示す経常収支比率※が近年90%を超えており、税徴収率の向上などによる財源の確保を図るとともに、歳出全般の効率化と財源配分の選択と重点化、行政改革の推進による財政の健全化に向けて、一層の努力をしなければなりません。

さらに、市制の施行により市民が本市の行政サービスが向上したと実感ができるよう、市職員としての意識と資質のさらなる向上と積極的な人材育成が必要です。

また、市民が情報を入手するための手段については、インターネット、テレビからの情報入手が増加し、情報技術の浸透が見られるものの、新聞や広報紙、回覧板などから情報を入手する市民も多いことから、本市が市民に提供する行政情報について、適切な情報媒体を選択するとともに、情報の質と内容の充実が求められます。

市民と行政がまちづくりに必要な情報を共有し、相互に発信と受信ができる仕組みづくりが必要です。



## 第6節 市民の想い

この計画には、たくさんの方の想いが詰まっています。

この計画を策定するにあたっては“野々市らしさ”を再発見することをめざして、白紙の段階から市民参画※による計画策定を実践してきました。

この計画を策定するにあたり、平成21年1月に実施しました意識調査では、市民をはじめ、本市出身の方、中学生、高校生、大学生から多くのご意見をいただき、参考とさせていただきました。

この計画を策定するにあたって設置した“策定審議会”や“作業部会”では、本市が本市らしくあり続けるための施策について、さまざまな貴重なご意見をいただきました。

この計画書に掲載させていただいた、いくつかの写真や絵画は、平成23年5月に開催した次期総合計画策定記念 絵画・写真展に、多くの方からご応募をいただいたものです。

計画策定中に2回実施しましたパブリックコメントでも、多くのご意見やご提言をいただき、参考にさせていただきました。

より多くの市民の想いをこの計画に反映させるため、さまざまな市民参画の取り組みを行いました。

こうして、この計画は出来上がっています。



## 【審議会委員の想い】

(五十音順、役職・敬称省略)

### 椿と文化の都市

十年後には、人口54,000人、市の面積13.56平方キロと市域は狭いが、緑が多く、まちなかにある水田や畠も空間として残すべきである。

また、昭和49年に市花木として選定した椿は、現在、市内の公園、神社や家々の庭に数多く植えられている。

十年後には、春の椿まつりでの椿苗の普及により、冬から春へいろいろの花が咲き、心に生きがいを実感できる都市となる。

今後は、街路に椿の木を植えた道路や、市民や地域の管理による椿の小道が計画実行されることを望む。

「文化都市 野々市」ふたつの大学、高校、若い人とスポーツや文化交流、また、生涯学習の充実など、心豊かな生活ができる都市へ。

町から市への転換を機会に、新運動公園や新しい図書館の建設完成を望む。

野々市市文化協会 内村 栄一

### 山椒は小粒でもピリリッと辛く!

歴史文化の街金沢、自然がいっぱいの白山市、両市に挟まれて悲鳴を上げることなけれ!

野々市市の素晴らしい伝統文化遺産を基に、生活環境、福祉、教育分野等の現代、未来をも加えた観光資源を創出し、人の流れ、にぎわいを創り出す工夫をしよう。

そのためには、通過型観光都市と/orではなく、滞留型、体験型観光都市をめざし、小中高校生の修学研修旅行、ビジネスマン宿泊研修、団塊の世代群を取り込むことも大切。その場合の地域産業への波及効果には絶大なものあり。

20年後カナ?30年後カナ?

野々市市民生委員児童委員協議会 大地原 顕重

### 調和のとれたまちづくり

私たちは理想郷を描くも、まちが様変わりする状況は好ましくない。ひとつの分野を例に挙げると、中心街のシャッター通り化、そして今日のまちなか再生のためにも苦労している。私たちのまわりに過ぎた優勝劣敗の考えが強すぎると、環境破壊、社会不安を引き起こしかねない。

あまり盛衰を繰り返すことは良くない。歴史や文化を重んじ、近代化と調和のとれたまちづくりと人々の心が豊かさを増し、住みたくなるまち、共存共生できるまちを望みたい。

野々市農業協同組合 金田 誠治



### まちづくりには学生の力を

野々市には大学が2校あり、毎年多くの若者が各地から集まっています。若者は地域活動に关心が薄いといわれますが、野々市では地域のイベントや環境保全活動に、子どもたちやお年寄り交流に、多くの若者が参加して、一緒に地域づくりに取り組んでいます。

地域の人たちは若者に元気をもらい、若者達にとっても地域の人たちにあたたかく迎えられ、よい思い出をもって青春時代を語れるまち、そんな野々市になってほしいと願っています。

石川県立大学 高橋 強



## 【審議会委員の想い】

## 野々市市の始まり

野々市町は山も海もない小さな町であつたのに、なぜ独立した市にこだわったのか。

それは町民が町の発展に努力した自信から来るものなのか、幸運にも地の利を得て人口が著しく急増したからなのか、また、中世において守護の富樫氏が居住したため、当時の中心地であったという誇りが脈々と続いてきたからなのか。

いずれもそのとおりだと思う。

しかし今日の野々市を強く性格づけたのは、苦しみ抜いて達成した昭和の合併事業にあると、私は思う。

野々市市身体障害者福祉協議会 高橋 吉隆



## 文化の香り高いまちを

野々市は、謡曲の「安宅」歌舞伎の「勧進帳」の富樫左衛門(泰家)が守護所を構えたまち。近年には、北大路魯山人、細野燕荘が訪れて茶の湯や食を愉しんだ。

古くから能楽や茶の湯が伝えられ、椿の「野々市椿」も茶道で重宝されている。

公民館のサークル活動、学校で学ぶ場が設けられているが、茶会や発表の場を拡大して普及を図る。

家々や道路に市花木の椿が植えられて、茶道、謡曲が普及して、人の和と地域の絆が深まる、文化芸術のまちとなることを期待します。

野々市市連合町内会 藤 力

## 十年後の野々市

十年後の野々市。考えるだけで胸がわくわくします。

近い将来、公民館、図書館が新しく建てられると思います。その時、一階から三階までを公民館、図書館機能とし、それ以上の階を地域の高齢者の住居とするのです。そして、近くに商業施設を置くのです。それは、小規模でよいのです。

今、現在でも市内中心地では、商業施設のドーナツ化が進み、高齢者の日常の買物先が遠くなり大変苦労している状態です。そしてもうひとつ、高齢者ケアセンターなどがあれば最高です。

野々市市各種女性団体連絡協議会 藤村 恵子

## 算数・数学のまちをめざして

「算数、数学を学ぶって面白い!」

「算数、数学を考えるって楽しい!」

野々市の児童生徒が、日々の学びの中で、本気になって学び合う喜び、厳しく学び合う楽しさを実感できるといいなと思います。

そして、頑張った人や考え方の素晴らしい人には「野々市算数・数学賞」が与えられるといいですね。

野々市市小中学校長会 藤森 慎一



## 【審議会委員の想い】

## 街のシンボルロード・パークアベニュー

広域貢献型の東西貫通幹線道に加え、南北を貫く都市格を高める高規格都心軸幹線道路が誕生していた。

市庁舎を中心に、地権者、企業、生活者がコンセプトを共有し、協働により田園都市のメインストリートに相応しいパークアベニューとして創造、誕生させた。

「楽しい街歩き」を提唱する道は、内外の人々を魅了し、緑豊かなにぎわいと寛ぎのある街の美しいシンボルロードとして、高く評価されている。

愛され誇りとされる街並みだ。

金城大学短期大学部 帆苅 宏典



## 心温まるまちづくりをめざして

全国的に人口減少期を迎える中で、新生野々市市がさらに発展するためには、住みよいまちづくりに力を注ぎ、人口減少を食い止める必要があります。

持続可能なコンパクトシティの整備をめざし、倫理性の高い人たちの住むまちにしたいものです。

お金が大切なことは良く分かりますが、これには限界があります。お金以外も大切にする心温まるまちに成長することを何よりも期待します。これには市民各自のたゆまぬ努力が必要でしょう。

石川県 丸山 利輔



## 幸せの満ちるまち

例えば「現代は家族社会が崩壊」と言われる。いやいや野々市では、強い絆で結ばれた健全な家庭ばかり。

また「地域社会の弱体化」とも言われる。いやいや野々市では、ご近所が仲良く協力しまして安全安心の楽しい地域を創っているよ。

「農業衰退」にも、野々市ではおいしく健康な米、野菜、果物、加工食が生産され、子どもから大学までが農業に取り組んでいるのが自慢だ。

「幸せのまち」とは、現代の否定的な風潮を乗り越えんとする人が、たくさん住む前向きのまちであり、それは野々市そのものなのだ。

金沢工業大学 水野 一郎



## 【作業部会員の想い】

(五十音順、敬称省略)

### 十年後の野々市

今回、この野々市に生活している方々と共に、野々市の現在と未来を話し合い、改めて考える機会をいただきました。

野々市の魅力、そしてこれから課題などいろいろありましたが、これからもまちに愛着を持つよう心がけ、そして野々市市と共に歩んで行けたらと思います。

時のたつのは早いものです。野々市市となった十年後のまちの姿、市民がどのようにになっているか楽しみです。

市職員 石畠 朋宏



### 「いいとこ」発見

「特徴のないまち」。私が野々市に対して持っていたイメージです。

海も山もなく、目立った場所もないというマイナスのイメージを持っていました。

しかし、今回参加した作業部会を通じていろいろな意見を伺い、また実際にまちを歩いてみると、私の知らなかつた野々市の「いいとこ」を次々と発見でき、マイナスのイメージは完全になくなりました。

なぜ今まで気づかなかつたのだろうと反省しきりです。と同時に、この発見した野々市の「いいとこ」を多くの人に知つてほしいと思いました。この総合計画が、野々市の「いいとこ」発見につながるものになれば、とても嬉しく思います。

市職員 今村 兼太郎



### 十年後の魅力のあるまち野々市

魅力のあるまちとはどんなまちなんだろう。考えたとき胸がわくわくします。

魅力あるまちは、個々のまちの歴史の文脈に根ざしたものを探り残し、住人が輝き、活力のあるまちだと思います。

このようなまちでは、住民が自分のまちを愛し、若者が帰ってきて、赤ちゃんからお年寄りまでそろって生活し、向こう三軒両隣が仲良く暮らしている。だからまちには生活感があり、まちの良さが見え、そこに魅力を感じます。

私と同年代の老人会も、家を出てご近所の人と顔を合わせだけでも何となく心楽しくなるような「あたたかい、ふれあいの会」をめざして、魅力ある野々市市になるよう会員一同で頑張りたいと思います。

公募部会員 加藤 靖二



## 【作業部会員の想い】



## 10年後の野々市

「10年後の野々市」は、外国の方々が多く生活し、外国の子どもたちが遊ぶインターナショナルなまち。

野々市にはふたつの大学があり、留学生も多く在籍しています。

現代はインターネットや物流などの進歩により、世界との垣根がなくなっています。

これからは外国語でのコミュニケーションが取れる人材が今以上に必要になります。

未来を担う大切な、のいちっ子たちを導くのも地域の責任だと思います。

「野々市の中学校を卒業する頃には、英会話ができるようになるよ!!」そんな話ができる「10年後の野々市」になっていてほしいと思います。

公募部会員 北川 千里



## 新たな風を求めて

新生の野々市市のスタートにあたり、カメリア・パルの会としても、人と人の絆、地域を愛する心を大切に、市民一人ひとりの思いや夢と一緒に実現していく、野々市市の新たな人づくり、まちづくりのためのボランティア団体をめざします。

情報交流館カメリアを拠点に地域の情報化、市民同士の交流、生涯学習、子どもたちの健全育成などをテーマに掲げ、常に新しい風を求めて、プラス思考で一つひとつを具現化していくことがまちづくりの原点だと思います。その思いを形にしていきたいと思います。

カメリア・パルの会 日下 弘吉



## 「まち」づくりの合言葉

今、これまでの風潮が見直されつつあります。それは「近所付き合い」です。

コミュニケーションを深めることによって、そこにはコミュニティが生まれます。

この「近所付き合い」が盛んになることが、「まち」づくりの始まりだと感じています。 “自分たちの「まち」は自分たちでつくる”を合言葉に、これからスタートする野々市市がさらによい「まち」になるよう、お互いに協力してがんばりましょう。

市職員 熊谷 貴秀



## 【作業部会員の想い】

## 10年後の“野々市”に思うこと

現在でも“野々市”は生活に便利なまちだと市民の大半は感じていると思います。

であれば将来の定住率はどうであろう?

“終の住みか”に出来るか?“ふる里”意識を持てるか?もっと住みよいまちをめざして、交通網の整備、また、“道の駅”のような場所の新設など、市民が集える所が出来ればよいと思います。

“ここでよい”から“ここがよい”と感じられる便利で活気あるまちに10年後なっている事を期待します。

公募部会員 佐久間 千恵

## 十年後の野々市市

野々市のほかにない特長は?と問われて、あなたはいくつ答えられますか?

今は若い人たちが多いけど、十年後もそのまま若いまちと誇れるでしょうか?

定住化を促進していますが、おじいちゃんたちから孫たちへのサイクルがこのまちで図れるでしょうか。

今年、本町地区を突き抜ける旧北国街道の一部が無電柱化されました。

伝統文化地区といわれている本町地区は、今まさに人のサイクルが綻びかけている地域かもしれません。

旧北国街道で定期的な歩行者天国を行い、人のサイクルを復興させるモデル地区としてはどうでしょうか。

空き地や空き店舗を活用して、コミュニティ溢れる道路としての活用はどうでしょうか。

十年後、天からの声を待つだけの住人意識を捨て、住人自身から動き出すまちづくりができていたらと願います。

公募部会員 田中 陽子

## 残したい風景

近年、野々市では、住宅地が増え、田園が少くなり、大きく景観が変わりました。

生活するには便利になりましたが、自然に囲まれた農村風景がなくなりつつあることは、非常に残念に思います。

日本の原風景「広がる水田の向こうに、村の屋敷と山並みを望む」

こういった風景は、古代から昭和の時代まで見ることができたはずです。

野々市が歩んできた歴史の景観として、永遠に残して欲しいと思います。

市職員 田村 昌宏



## 2021年のまち

近年、庁舎周辺には商業施設が立ち並び、市内外から人びとが集まり、メイン通りは週末になると渋滞で、一昔前には想像できなかつたことです。

十年後、どんなまちになっているのでしょうか。

市民の思いや夢が反映される、活力あるまちを期待します。

十年後も子どもを安心して育てられる環境があり、子どもが健やかにあたたかな心を育むことができますように。

野々市市家庭教育推進協議会 蓮池 順子

## 【作業部会員の想い】

## 十年後の野々市

野々市に住んで、二十年になります。

まちの様子も変わり、子どもたちも大きくなりました。

十年後の私は何をしているのかなと思います。

野々市は、都市の便利さと田舎のどかさをもっている魅力的なまちです。

何を作り何を残していくかは、これからまちづくりに重要な視点になると思います。

野々市市になんでも、住む人の願いが行政に反映されていく事を望みます。

十年後の野々市も、子どもたちの笑顔でいっぱいありますように。

野々市市学童保育連絡協議会 早川 雅代

## 志民の集う野々市市をめざし

「野々市」の良さを一番理解したのは、今回、作業部会に参加した人たちです。そして、何が一番足りないかも理解しました。

「コンパクトシティ」という表現がピッタリの住みやすいまちであることは確か。

でも、市は、市民によって変わります。

ただの市民ではなく、道徳心のある「志民」が多くいてこそ、本当のよいまちになります。

行政に依存せず、自らが動いてさまざまな問題を解決していくのも志民です。

まずは、自らが志民になります。

株式会社林農産 林 浩陽



## 災害に強い便利なまち

約1年半、野々市のメリットやデメリットについて話し合い、また、先日、東日本大震災の災害ボランティアに参加し、自然の威力と野々市での生活の便利さを再認識しました。

これから、野々市の魅力である利便性を向上させるため、公共交通体系を充実させ、市民が歩いて生活できる環境を整備し、海も山もない地の利を生かした災害に強いまちであってほしいと思う。

市職員 東 和之



## 住みたいまちってどんなだろう…

普段、何気なく住んでいる自分のまちをこんなにも考えたことがあるでしょうか。「住みたいまち」、「住み続けたいまち」ってどんなまちだろうと本当に考えました。

私なりに分かったのは2つ ①便利であること ②人とのつながりがあることです。

私は子どもを産んでから散歩をするようになり、近所づきあいをするようになりました。

少子化の社会では、近所づきあいがしにくい世の中になっていくのかなーと心配です。

だからこそ、人が温かいまちをめざしていきたいと思いました。

私も歳をとったらそんなまちに住みたいで。

市職員 古谷 亜希子

## 【作業部会員の想い】



## 野々市人の住むまちへ

若い人が集うまち。

その反面、新しい市民はまちに愛着を感じていないのではないか。

この課題を踏まえて、市民と行政が一緒に検討したのが、この総合計画です。行事に参加してもらうことが野々市に愛着を持つことにつながると考え、魅力ある施策について意見を出し合いました。今度はこの計画を市民協働により達成していくことです。

10年後、この計画を通じてまちに愛着を持つ「野々市人」が増えてくれればと思います。

市職員 前川 賢吾

## 野々市といえば○○

いよいよ新市のまちづくりが始まります。基本的には“便利で住みやすいまち”“活気あふれるまち”という野々市らしさにますます磨きをかけていければと思います。決して広くはないまちですが、コンパクトだからこそ隅々まで行き届くという強みがあります。

個性がないとよく言われますが、10年後には“野々市といえば○○”という誰もが知っている何かがあって、自慢できたらいいですね。

市職員 村尾 卓哉

## まちの魅力を増やしていく

今回、総合計画策定の作業にかかわって、野々市の誇れることや欠点などについてメンバーと話し合いをしてきました。

これらの誇れることをさらに伸ばしたり、不足していることを補ったりすることが、まちの魅力になるのだと感じました。

この10年間で、住んでよかったと思える、魅力満載の野々市市に発展していくことを希望します。

市職員 横浜 猛夫



## Photograph まちの風景



春の風景



夏の風景



冬の風景



秋の風景



広がる商業地域



野々市中央公園



北陸鉄道石川線



JR新野々市駅(イメージ)

# 第7節 将来の見通し

## 目標人口

人口は、まちづくりの基本的な要素であり、地域活力の基礎となるものです。

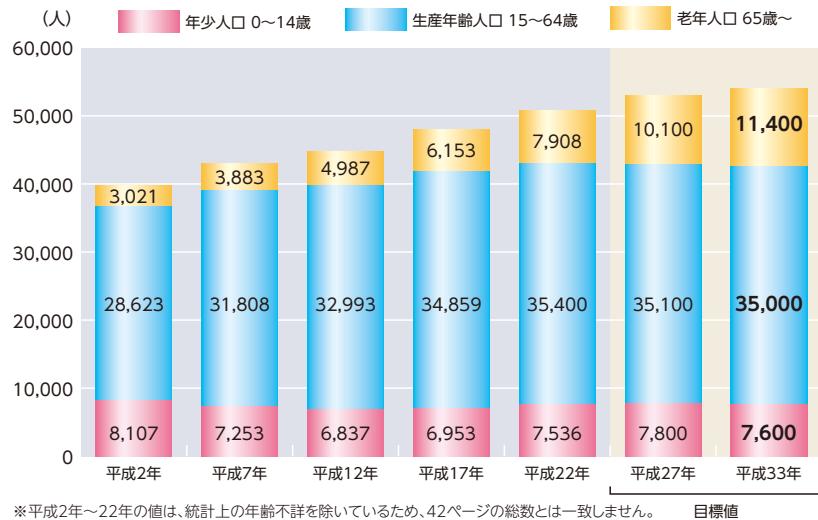
本市の人口は、全国的に少子高齢化が進展するなかにあって、国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計(平成20年12月)においては、増加傾向が続くものと予測されています。

また、平成22年国勢調査の結果、本市の人口は51,885人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を超える人口増加となりました。

この計画における目標人口は、この計画に基づき実施する政策と施策を展開することにより、緩やかな人口増加を見込み、この計画の目標年次である平成33年度の人口を **54,000人** とすることをめざします。



年齢別人口を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が横ばいで移行し、老人人口（65歳以上）が増加しており、本市においても少子高齢化が進行することが予想されます。



世帯数は人口とともに増加傾向にあり、戸建て住宅比率の増加や子育て支援などの施策推進により、一世帯あたりの人員の減少傾向は緩やかになると予想されます。

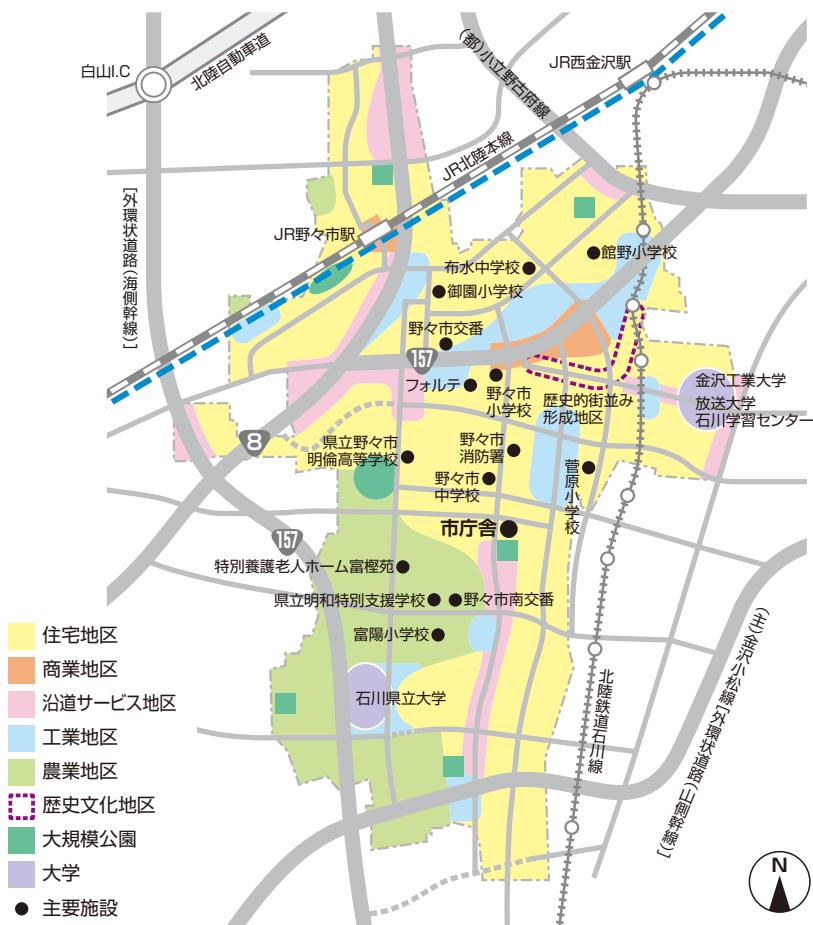


## 2 土地利用の方針

本市の土地利用の方針は、本市固有の自然や歴史と文化遺産に根ざした魅力ある居住地整備や、新たな産業創出のための基盤整備を図るとともに、居住、就業の場、にぎわいなどの機能がバランス良く配置されるよう計画的に誘導していきます。

また、市街化区域内の低未利用地の有効活用を検討しつつ、将来の人口増加に見合う必要最低限の市街地拡大を図り、周辺優良農地と均衡がとれた秩序ある土地利用を推進します。

## 土地利用方針図



## 第8節 まちづくりの理念

本市のまちづくりの普遍的な理念は“愛と和の市民憲章”に定められています。

本市に住む私たちは、いつでもこの理念を心に留め、この市民憲章の実践に努めます。

**愛と和の市民憲章（昭和55年11月3日制定）**

遙かに靈峰白山を仰ぐ野々市市は、古くから加賀の中心として栄えたところです。

わたくしたちは、この恵まれた自然環境と歴史・文化・産業の豊かなまちに住むことを大きな誇りとし、限りなく平和で繁栄することを願い、ここに市民憲章を定めます。

- 郷土を愛し、緑ゆたかな住みよいまちをつくりましょう。
- 伝統を重んじ、教育文化の香り高いまちをつくりましょう。
- 健康を増進し、活気みなぎる明るいまちをつくりましょう。
- 勤労を尊び、感謝と奉仕の心で温かいまちをつくりましょう。
- 秩序を守り、笑顔でふれ合う和やかなまちをつくりましょう。



## 第9節 将来都市像

ひと わ つばき じゅつ とく

# 人の和で 椿十徳

本市には、古い椿が多く見受けられます。

これは、富樫政親が加賀国の守護として野々市に本拠を置いた室町時代に、ふるさとである京都を想い、京都をまねてこの地を築くために、近郊を伏見、山科、高尾と名付け、地域の整備の折に京都から移し植えた椿であると伝えられています。(「野々市町二十年の歩み」より)

世界中に数千種類を超えるといわれる椿には、白い花びらにうすく朱鷺色がかかった上品な花をつける“野々市”という本市の名称を冠した椿があります。

そして椿には、**不老・公徳・相互一致・謙遜・清淨・矜持・常縁不変・操節・奉仕・厚生**という十の美德があり、これを“椿の十徳”といいます。

椿がよく観賞される理由は、花と葉、枝ぶりの総合美にあるといわれています。

また、“徳”という言葉には、精神の修養によってその身に得た優れた品性、人徳などといった意味があります。

本市の歴史の上にもかかわりが深く、また、花をヒトに、葉をモノに、そして枝を知識や情報になぞらえ、これらが和となる総合的なまちづくりを進めたいという思いから、椿をまちづくりの象徴とし、この計画の計画期間である10年後の将来都市像を定めます。



# い 生きるまち

私たちが住む野々市市は、穏やかな地形に恵まれ、活気あふれるまちに成長することができました。しかし、穏やかで活気あふれるまちであっても、大勢の人たちの知恵や力の和がなければ、地域社会は成り立ちません。すべての市民が、本市の花木である椿が持つ十の美德<sup>※</sup>と共に、人の和を尊重し、市民の知恵と力を結集することができている、10年後にはそんなまちになっていたいと思います。

この将来都市像には、“ここでいい”ではなく“ここがいい”と思えるまちづくりを、“住んでみたい”“住み続けたい”と考えてもらえるまちを、そして、“住み心地一番のまち”になっていたいという想いが込められています。

## 椿の十徳

- ①不老の徳  
年月を経ても老衰の様子を見せない
- ②公徳を守る徳  
落葉しないから木の下は汚れない
- ③相互致の徳  
接ぎ木をすれば容易に合着し、互いに別個の新種を作る
- ④謙遜の徳  
藪蔭に生えて春に花容勝絶、人は庭内に移植したいと思う
- ⑤清浄の徳  
水清き土地によく生育する
- ⑥矜持の徳  
プライドを失なわぬ徳
- ⑦常緑不変の徳  
葉は常に濃緑で緑色に輝いている
- ⑧操節を守る徳  
霜枯れがなく、花蕾は春に備えて日々に膨らむ苦みを休まない
- ⑨奉仕の徳  
毎年花が咲き、栽培者の労に報いて奉仕の心を發揮する
- ⑩厚生の徳  
椿油は灯油や食油に用いられ、頭皮や皮膚への栄養にも適し、木材として椿炭、家具、日用品などの木工素材にも適している



## 第10節 まちづくりの基本方針と基本目標

本市は、この計画書において目標を定めます。

まちづくりの理念である“愛と和の市民憲章”に基づき、10年後の本市の将来都市像を「人の和で 椿十徳 生きるまち」と定めました。

この将来都市像を実現するための政策として8つの“まちづくりの基本方針”と、政策を達成するための施策として32の“まちづくりの基本目標”を設定します。





## まちづくりの基本方針 政策1【市民生活】

### 一人ひとりが担い手のまち

本市が持つ個性に磨きをかけ、市民主体の特色のあるまちをめざして、一人ひとりがまちづくりの担い手としてその魅力をアピールすることにより、誰もが本市に誇りを持つことのできるまちをつくります。

#### まちづくりの基本目標

- 施策1 市民協働のまちづくり
- 施策2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上
- 施策3 多文化共生と国際・国内交流の充実
- 施策4 思いやりのまちづくり

本市が抱える課題の解決やめざすべき将来都市像を実現するには、市民のまちづくりへの自発的な参加や参画が不可欠です。

これまでの行政主導のまちづくりから一歩前進し、市民や町内会、企業などの団体と行政が互いの役割を果たし、“もしかしたら、自分たちでできるかもしれない”と気づき、そして行動する市民が住む市民協働のまちづくりをめざします。

同時に、市内の大学が有する知的財産や人的財産の活用をはじめ、NPOなどのさまざまな主体の参加による地域運営を行い、地域のさまざまな可能性の検討や活性化に取り組みます。

また、今後さらなる進展が予想される情報社会に対応した地域の情報化を充実し、多様な情報通信技術を活用して本市の魅力を市内外に発信し、市民の郷土に対する関心や愛着心を高めます。

さらに、男女が対等な協力者として均衡がとれ、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる、思いやりのある地域社会を実現します。



## まちづくりの基本方針 政策2【福祉・保健・医療】

## 生涯健康 心のかよう福祉のまち

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、市民のこころとからだの健康づくりへの支援をはじめ、地域の絆を大切にし、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる、心のかよう地域福祉社会を創造します。

## まちづくりの基本目標

施策1 地域福祉社会の創造

施策2 健康づくりの推進

施策3 高齢者と障害のある方の福祉の推進

施策4 子育て支援の推進

市民の健康づくりに対する意識は高まっています。

健康診査や各種検診、保健指導などの保健環境や医療体制を充実し、生涯を通じて、市民のこころとからだの健康づくりを支援します。

また、高齢化が進行するなかで、自らの経験や知識を生かした社会参加や社会貢献により、健康的で生きがいを持って生活できる環境を作り、障害のある方もない方も、住み慣れた地域で、生きがいと誇りを持って自立した生活を送ることができるまちをめざします。

さらに、地域全体で安心して子どもを産み、育てられる環境を整えるとともに、地域が助け合い、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちをつくります。



## まちづくりの基本方針 政策3【安全安心】

### 安心とぬくもりを感じるまち

地域ぐるみで、地震や風水害などの自然災害に対する防災機能の向上を図るとともに、交通安全対策や防犯活動を推進するなど、まちの安全性を高め、市民が安全と安心を手に入れることができ、ぬくもりを感じることのできるまちをつくります。

#### まちづくりの基本目標

- 施策1 防災対策の充実
- 施策2 消防と救急体制の充実
- 施策3 交通安全対策の強化
- 施策4 防犯対策の強化
- 施策5 消費者の利益の保護

自然災害から市民の生命と財産を守るため、関係機関と連携して防災対策を充実するとともに、予期せぬ災害や緊急時における消防・救急体制を強化し、安全で安心して暮らせるまちを実現します。

前触れなく発生する災害時には、まず自分の手で自分と家族、財産を守らなければなりません。このための備えと行動を“自助”といいます。

市をはじめ、県や国、警察、消防など、そして電気や通信、医療、交通など公共機関の“公助”による対策活動と、地域の特性を良く知る市民による自主防災組織の“共助”が連携することによって、被害を最小限に抑え、復旧、復興へと向かうことができます。

自助と共助、そして公助がそれぞれの役割を果たす協働による防災対策を充実するため、市民の意識高揚を図ります。

また、都市化の進展とともに増加する交通事故や犯罪などを未然に防止するとともに、巧妙化する悪質な商法に対応し、消費者としての市民を守るための取り組みを充実し、市民の未来は市民総ぐるみで守ります。





## まちづくりの基本方針 政策4【環境】

### 環境について考える人が住むまち

市民一人ひとりが地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対する意識を高め、環境負荷<sup>※</sup>の少ない循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、公害の抑制や身近な自然である田園の環境を保全し、季節の彩りを身近に感じることができるものづくりを進めます。

#### まちづくりの基本目標

**施策1 環境負荷の少ない社会の構築**

**施策2 生活環境の保全**

**施策3 環境保全のために行動するひとづくり**

まちをきれいに、そして地球をきれいにしたいという意識の種<sup>まき</sup>を蒔き、街中の、国中の、世界中の人々に、この思いが広がり花開くことを願い、市民一人ひとりの意識と行動のもと、ごみの減量化や適正処理、さらに資源の循環利用などを通じて、自然と共生する持続可能な循環型社会の実現をめざします。

また、省エネルギー製品への切り替えや新エネルギーの導入をはじめ、公害の心配がなく、二酸化炭素発生量の少ない地球環境にやさしいまちづくりを推進します。

さらに、私たちの生活の基盤である水、大気、土壤環境を守り育てるため、健全な水環境や、悪臭や騒音などが少ない静かでさわやかな大気と土壤を保つための取り組みを行うとともに、ごみの散乱防止などの環境美化に市民が一体となって取り組み、本市の歴史的な景観を保全し、創出します。

昔ながらの大切な原風景である田園や用水路などの身近な自然環境の保全に努め、赤トンボやカエル、そして市民も住み続けたいと思えるまちをめざします。



## まちづくりの基本方針 政策5【生涯学習・教育】

### みんながキャンパスライフを楽しむまち

工業系、生物資源環境系、生涯学習系の3校の大学を有する本市において、本来の大学構内（キャンパス）だけではなく、まち全体をキャンパスに見立て、生涯にわたって楽しみながら学ぶことのできるキャンパスシティをめざしていきます。

学校教育、特に義務教育を生涯学習の基盤となる基本的な知識、技術、学ぶ意欲を育成する場と位置づけ、未来の野々市市を担う“ののいちっ子”の生きる力の育成に向けて、家庭、地域、学校が一体となり教育力の向上に取り組みます。

また、生涯学習活動の充実や生涯スポーツ振興などの学びを通じて、新たなつながりができ、そして生きがいや心の豊かさを実感できる地域社会をつくります。

#### まちづくりの基本目標

- 施策1 知・徳・体のバランスが取れた教育の充実
- 施策2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり
- 施策3 生涯学習社会の充実
- 施策4 文化・スポーツ活動の充実
- 施策5 文化の継承と創造と担い手の育成

さまざまなニーズの変化に対応しながら、家庭、地域、学校の連携のもと地域全体で、知・徳・体のバランスと生きる力を備え、また、国際化や情報化などに対応できる“ののいちっ子”的育成を支える体制づくりを強化します。

市民の年少期から老年期のそれぞれの段階に応じて、地域の風土や歴史に関する学習をはじめ、さまざまな知識や技能の習得など、市民が学び、市民が教え、そして生涯にわたって学習活動に取り組める環境をつくります。

また、健康づくりをはじめ、意欲や能力に応じたスポーツ活動に参加できる環境づくり、施設の整備や管理運営に努めます。

子どもの頃から優れた芸術や地域の伝統文化に触れる機会を提供し、文化活動への参加を促進することにより、地域への誇りや愛着心を高め、伝統文化の継承や新たな文化を創造する担い手を育成します。



## まちづくりの基本方針 政策6【産業振興】

### 野々市産の活気あふれるまち

地域の特性を生かした産業間または、農と商工、産学官の連携により、農業や地場産業の育成を図ります。

また、まちにぎわいをもたらす市街地の活性化対策などを進め、就業の場の確保と経済活動を活発化することによって、キラリと光る人とぎわいがあふれるまちをめざします。

#### まちづくりの基本目標

**施策1 商工業の活性化**

**施策2 農業の活性化**

**施策3 勤労者福祉の充実**

**施策4 観光資源の発掘**

産学官連携や異業種間の相互交流による地場産業の技術力の向上、地域資源の活用などによる新しい産業の創出、環境に配慮した都市型企業の誘致を推進し、市民生活を支える地域経済の活性化や就業機会を創出するとともに、勤労者の生活の安定と向上を支援する勤労者福祉の充実に努めます。

また、まちなかの商店と郊外型の商業施設の役割分担を明確にし、それぞれが持つ特長を生かしながら、商業の活性化を推進します。

土地利用計画との適正な調整により優良な農地を保全するとともに、担い手の育成や経営体質の強化、地産地消の拡大に取り組むほか、生産者と消費者の交流を広げ、都市近郊農地の利点を生かした農産物の販売促進に努めるなど、農業を活性化します。

また、本市が主催するイベント内容の見直しや野々市の魅力の再発見などを進めるとともに、観光資源の発掘を行い、交流人口の拡大をめざします。



## まちづくりの基本方針 政策7【都市基盤】

### くらし充実 快適がゆきとどくまち

今後も増加すると見込まれる人口に対応するため、必要な宅地開発を進めるとともに、ゆとりのある住環境の形成に取り組み、コンパクトな本市であるからこそできる、野々市らしい安全と快適さが行き届くまちづくりをめざします。

また、市内外の移動や交流に役立つ交通網や各種都市施設の充実を図り、魅力ある住みよいまちをつくります。

#### まちづくりの基本目標

- 施策1 魅力ある街並み形成と住環境整備
- 施策2 交通の円滑化と公共交通網の充実
- 施策3 雨水排水対策の充実
- 施策4 循環する水資源の適正利用

需要に応じた宅地開発を継続するとともに、伝統的な街並みの保全や良好な景観の形成に努め、地域特性を生かした街並みの形成と少子高齢化に配慮した市営住宅などの整備を促進し、魅力ある住環境を形成します。

地域の活性化につながる道路網の整備を図るとともに、低炭素社会の実現と人にやさしい公共交通の利便性向上や、歩行者などが安全で快適に移動できる環境づくりを進めます。

また、まちなかでの緑の創出につながる公園や、緑地の充実を図るとともに、河川改修と親水環境※の創出など、市民に憩いとやすらぎを与える都市基盤施設を充実します。

安全で良質な水の供給に努めるとともに、地震などの大規模災害に備えた配水管の耐震化や給水拠点を整備し、また、河川などの公共水域の水質保全のための下水道を整備し、適切に管理します。



## まちづくりの基本方針 政策8【行財政運営】

### 住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

地方分権の進展により、自治体として自らの決定と責任でまちづくりを進めることができます、これまで以上に強く求められています。

適切な組織づくりを行うとともに、情報技術を活用した効率的な事務を行い、企画力や職務遂行能力の高い職員を育成し、その能力を最大限に活用していきます。

また、行政情報の公開や提供に努め、市民との協働の理念に基づく、開かれた信頼される行政経営を推進します。

### まちづくりの基本目標

**施策1 開かれた市政の推進**

**施策2 人材育成の推進**

**施策3 安定した行財政運営の推進**

開かれた市政を推進するために、情報技術を活用した行政情報化の充実と法の遵守による行政情報の適正な管理、運用を行います。

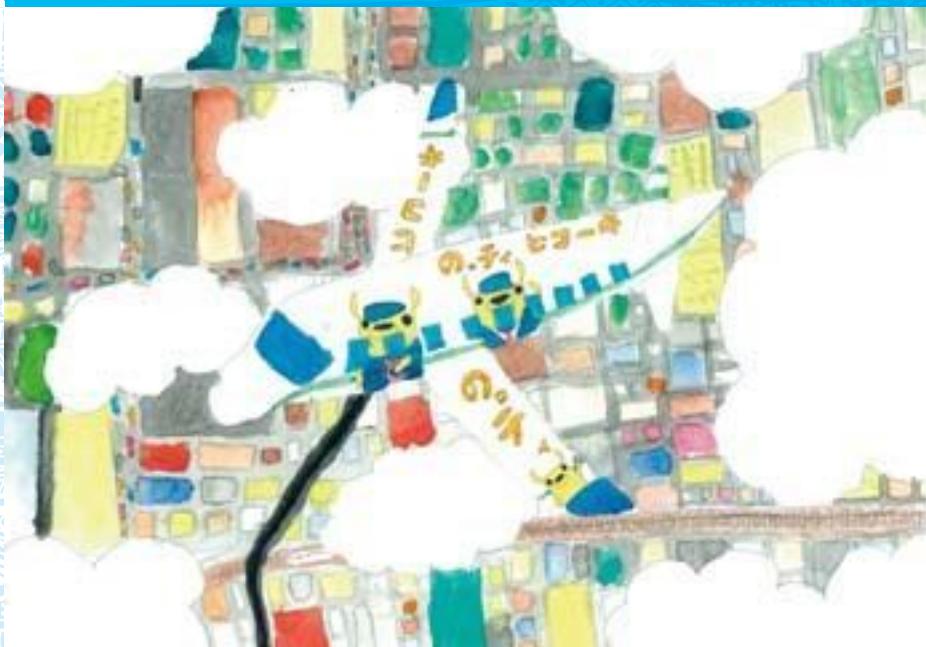
また、さまざまな情報媒体と機会を活用して、行政情報を効果的にお知らせするとともに、パブリックコメント制度の活用や、住民投票制度の検討により、市民からの意見を行政が的確に把握する機会の充実を図り、市民志向のまちづくりを進めます。

市民に対して満足度の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、人員の適正配置をはじめ、人事評価制度を活用した職員の政策形成能力の向上と、職務遂行能力の向上を図るために人材育成に注力します。

自主財源の確保や受益者負担の適正化、公共施設の効率的な整備と管理運営に努め、最少の経費で最大の効果を生み出すよう選択と集中によるメリハリのある政策決定を行うとともに、この計画の進行管理を通じて、施策と事務事業を評価、検証するための道具として行政評価を活用します。

# 第2章

## 基本計画



絵画・写真展 優秀賞作品 「のっティヒコーキできたらいいな」

# 第1節 基本計画の実施にあたって

本市は、将来都市像「人の和で 椿十徳 生きるまち」に込められている“住んでみたい”、“住み続けたい”と考えてもらえるまち、“住み心地一番のまちの実現”をめざし「公共の経営」「市民協働のまちづくり」そして「野々市ブランドの確立」という3つの考え方を基に、基本計画の推進に取り組みます。

また、この基本計画に掲げる施策の達成状況を行政評価により毎年確認し、施策の進捗状況を管理するとともに、平成29年度(2017年度)を目途として見直しを行います。

**公共の経営とは**、市民と行政が共に本市の構成員として力を合わせ、本市がすでに持っている地域資源(ヒト、モノ、情報、歴史、自然など)を充実させ、また、静かにその出番を待っている地域資源を探し当て、その地域資源を、市民、さまざまな組織や団体、企業、行政のそれぞれが広く地域において活用することにより、本市で生活する市民が満足を得るための活動を行うことと考えます。

このためには、本市のあるべき姿、めざすべき姿を明らかにし、その達成のためのシナリオを設定する必要があり、総合計画はその役割を担っています。

行政は、市民が安心して生活をし続けることができるよう、将来にわたってゆるぎない行財政基盤を整える責務と市民の福祉の増進を図るべき責務を担っていることを改めて認識し、行政サービス供給の適正化を図ります。

本市は「市民満足度の最大化」をめざし、市民ニーズを踏まえ“成果主義”、“顧客(市民)主義”、“市場主義”といった民間企業が行う経営手法を参考として、行政の経営から一步踏み出し、市民と共につくる公共の経営を実践していきます。

**市民協働のまちづくりは**、決して、行政が行うべき行政サービスを市民の皆さんに担っていただき、まちづくりを進めようという考え方ではありません。

私たちが快適に生活するためには、さまざまな立場の市民や、それぞれの地域に必要な公共サービスを、市民や行政、そしてさまざまな組織や団体が、お互いの違いを認め合い、互いに尊重しあって対等な関係に立ち、それぞれが持つ知恵を持ち寄り、友好的な協力関係を深め、責任と役割を分担し協力して地域の課題解決に取り組む“市民みんなでまちをつくる”という考え方が必要です。

協働や市民協働という言葉は、耳慣れない言葉かもしれません。難しそうなイメージがあるかもしれません。

しかし、市民協働は、サークル活動や自主防災組織などの活動、地域のおまつり

に参加することなどの延長線上にあるものです。

市民協働は、市民と行政が力を合わせて、魅力あるまちをつくるための取り組みであり、私たちが普段から実践していること、それが市民協働の基本なのです。

**野々市ブランドの確立とは**、野々市だけが持つ地域の特性や資源を生かしながら、隠れた特性や資源を探し出し、または新たな価値を作り出すことによって他の自治体とは異なる本市の魅力や価値、また、知名度や好感度を高めようとするものです。

この取り組みは、市民や企業などが本市に愛着や誇りを持つことにもつながり、結果として市民満足度の向上と地域社会の活性化につながるものと思われます。

市制の施行も、野々市ブランドの確立のための手段のひとつと言えるかもしれません。

また、野々市という都市自体のブランド化についても、戦略的なまちづくりと広報活動により自分たちのまちをアピールすることにより、他都市との区別化を図る必要があります。

これらの取り組みは、私たちが生活しているこの地域を改めて見つめ直し、無限の想像力を働かせて、すてきな自画像を描くことでもあります。

地方分権の推進により地域間競争がますます激しくなるなか、地方都市の健全な発展は、それぞれの都市のまちづくり戦略によって明暗が分かれることになります。

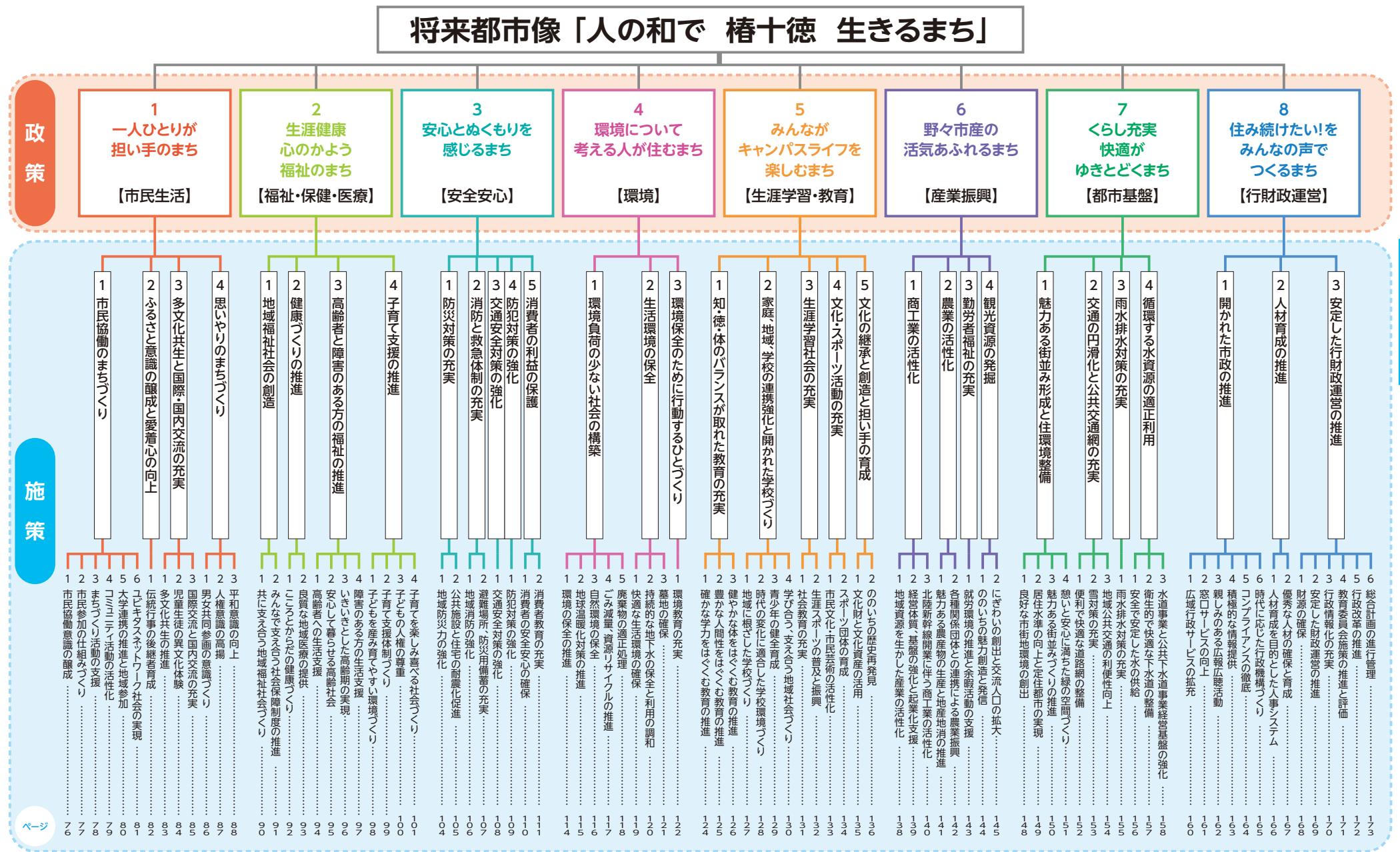
今まで育まれてきた本市独自の文化を軸としたまちづくりを継承し、発展させ、本市の特性である「野々市らしさ」を取り入れた施策を全面的に展開することで、本市に“住んでみたい”、“住み続けたい”と思ってもらえるまちをめざしていきます。



野々市市から望む高尾城跡



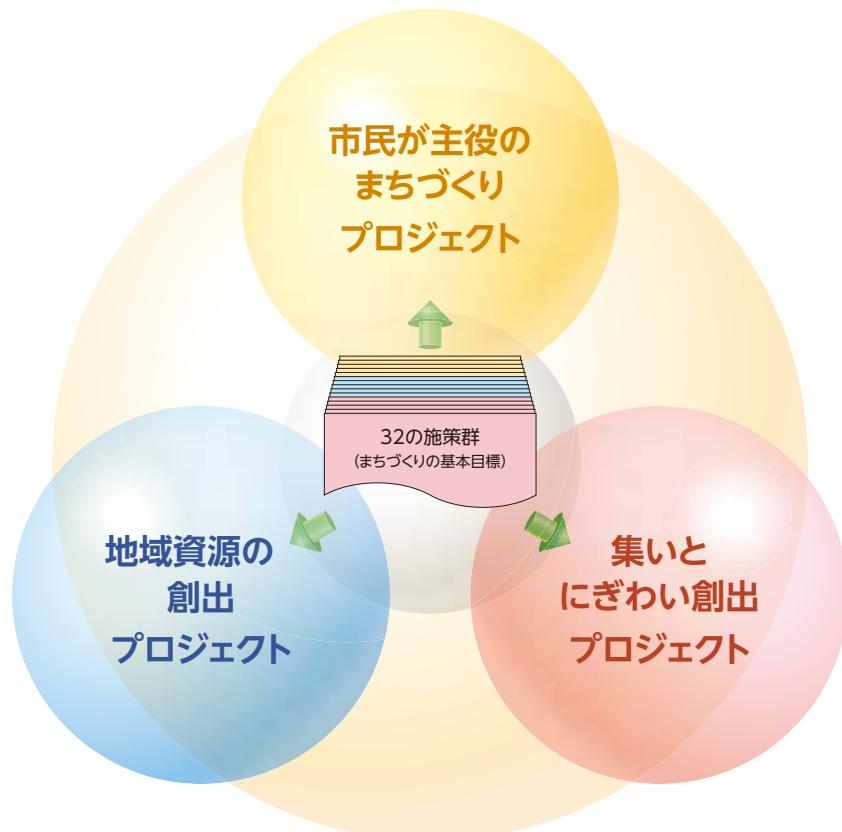
## 第2節 施策の大綱



## 第3節 重点プロジェクト

基本構想に掲げる将来都市像「人の和で 椿十徳 生きるまち」を実現するための原動力として、次の3つを重点プロジェクトとして定め、関連する施策について重点的、戦略的に取り組みます。

重点プロジェクトを実現するために、主体となるべき各分野、各部門が横断的に連携して取り組み、また、当初から予定する取り組みを実行するだけではなく、重点プロジェクトの趣旨に沿った新たな取り組みや事務事業、活動などを含めて進めるものとし、32の施策群(まちづくりの基本目標)と88の施策方針を牽引し、計画全体の着実な実行を先導します。



## 重点プロジェクト I

## 市民が主役のまちづくりプロジェクト

## ■市民協働のまちづくり

市民、町内会、各種団体、企業、行政それぞれが、お互いの役割を認識し、協力し合う市民協働のまちづくりの実現に向けて、講演会などを通じて意識の向上を図るとともに、これからのまちづくりや、自分たちができることなどについてみんなで検討し、市民が身近に感じられる「まちづくり基本条例※」を制定します。



市民と考えるまちづくり

関連施策	ページ	ページ	
1-1-1 市民協働意識の醸成	76	1-1-3 まちづくり活動の支援	78
1-1-2 市民参加の仕組みづくり	77	1-1-4 コミュニティ活動の活性化	79

## ■地域ネットワークの強化

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、また、お互いにそれぞれの生き方を尊重し、支え合い、助け合う心豊かな地域を創造するため、市民が持つ豊富な知識と経験を生かすことのできる環境を提供するとともに、緊急時や災害時、また、地域福祉社会の到来を見据えた地域ネットワークの強化を推進します。



まちづくり活動の推進

関連施策	ページ	ページ	
2-1-1 共に支え合う地域福祉社会づくり	90	3-3-1 交通安全対策の強化	108
3-1-1 地域防災力の強化	104	3-4-1 防犯対策の強化	109
3-2-1 地域消防の強化	106	3-5-1 消費者の安全安心の確保	110

## ■誇りと愛着を持つひとづくり

子どもたちには、本市が有する身近な歴史文化に触れる機会を充実し、全国から集まる大学生や新たな市民には、本市の持つ魅力を伝え、本市を良く知る市民は、その知識を多くの方に伝えることにより、すべての市民が本市に愛着と誇りを持つことができる気運を育みます。



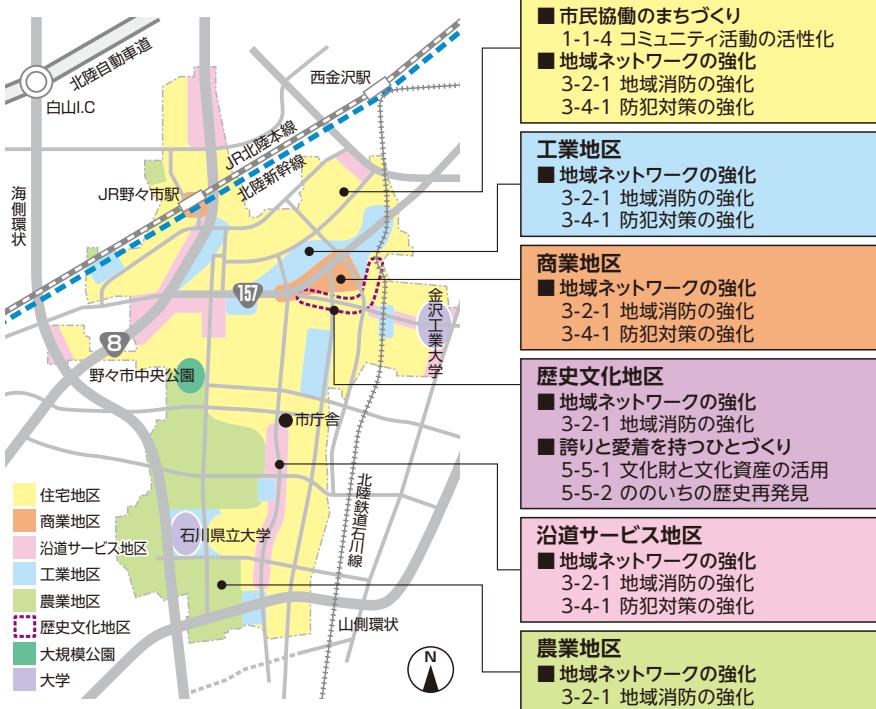
誇りと愛着の醸成

関連施策	ページ	ページ	
1-2-1 伝統行事の後継者育成	82	5-5-1 文化財と文化資産の活用	135
5-2-1 地域に根ざした学校づくり	127	5-5-2 のいちの歴史再発見	136
5-4-1 市民文化・市民芸術の活性化	133		

### ●年齢層に応じた関連施策

	乳幼児	児童・生徒	青壮年	中高年	高齢者
市民協働のまちづくり			1-1-1 市民協働意識の醸成		
			1-1-3 まちづくり活動の支援		
			1-1-4 コミュニティ活動の活性化		
地域ネットワークの強化			2-1-1 共に支え合う地域福祉社会づくり		
			3-1-1 地域防災力の強化		
			3-3-1 交通安全対策の強化		
誇りと愛着を持つひとづくり			3-5-1 消費者の安全安心の確保		
			1-2-1 伝統行事の後継者育成		
			5-2-1 地域に根ざした学校づくり		
			5-4-1 市民文化・市民芸術の活性化		
			5-5-1 文化財と文化資産の活用		

### ●地域の用途に応じた関連施策



## 重点プロジェクト II

## 地域資源の創出プロジェクト

## ■知的資源の地域への還元

地域に埋もれている本市の個性、独自性、魅力などの資源を再発見し、市民が地域に愛着を持ち、住みたくなるまちづくりを推進します。また、再発見した地域資源を最大限に発揮するため、市民への周知と交流の機会を拡大します。

さらに、大学との連携事業である地域課題の解決に向けて大学生が考えるまちづくりの企画提案のうち、高い効果が期待できると思われる企画提案に対し、事業化に向けた支援を行います。



地域の資源の再発見

関連施策	ページ	ページ	
1-1-5 大学連携の推進と地域参加	80	6-4-1 ののいちの魅力創造と発信	144
5-5-2 ののいちの歴史再発見	136	6-4-2 にぎわいの創出と交流人口の拡大	145

## ■産学官連携による新産業の創造

大学が持つ知識と資源をさらに発展させることができる研究開発拠点を整備し、新たな地域資源の創出や事業化への期待が高い産学官連携の共同研究プロジェクトへの支援を行います。



大学を核とした地域活性化

関連施策	ページ	ページ	
6-1-1 地域資源を生かした産業の活性化	138	6-1-3 北陸新幹線開業に伴う商工業の活性化	140
6-1-2 経営体質、基盤の強化と起業化支援	139	7-1-1 良好的な市街地環境の創出	148

## ■趣のある街並みの整備と保全

歴史的な建造物が集まる旧北国街道沿いの地域などにおいて、趣のある良好な風景や記憶の継承という観点から、その保存や活用を通じて市民がまちに対する愛着を持ち、より多くの人にそれらの価値を伝え、楽しい発見のあるまちをつくります。

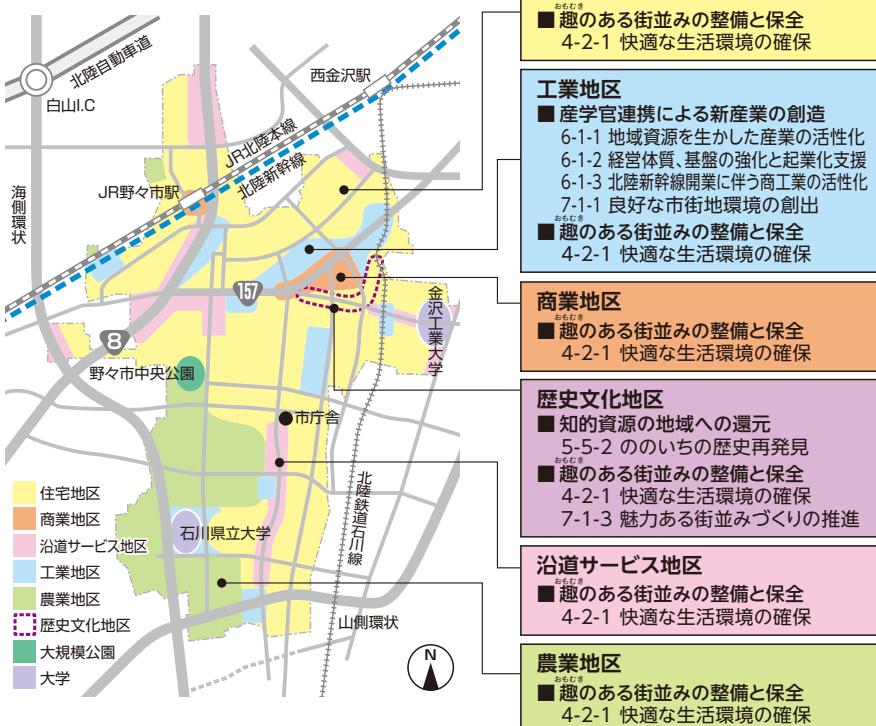
おもむき  
趣ある風景の保全と街並み形成

関連施策	ページ	ページ	
1-2-1 伝統行事の後継者育成	82	4-2-1 快適な生活環境の確保	119
4-1-1 環境の保全の推進	114	7-1-3 魅力ある街並みづくりの推進	150
4-1-3 自然環境の保全	116		

### ●年齢層に応じた関連施策

	乳幼児	児童・生徒	青壮年	中高年	高齢者
知的資源の 地域への還元			● 1-1-5 大学連携の推進と地域参加		
			6-4-1 のいちの魅力創造と発信		
			6-4-2 にぎわいの創出と交流人口の拡大		
産学官連携による 新産業の創造				6-1-1 地域資源を生かした産業の活性化	
				1-2-1 伝統行事の後継者育成	
おもな名 趣のある街並みの 整備と保全				4-1-3 自然環境の保全	

### ●地域の用途に応じた関連施策



## 重点プロジェクト III

## 集いとにぎわい創出プロジェクト

## ■ヒトやモノの集いとにぎわいの創出

野々市の名称の由来でもある「市」のようにヒトやモノ、そして知識や情報の集いとにぎわいを創出します。また、住む人にとって魅力的な街並み整備や回廊づくりによる求心力の向上を図り、人が集い、にぎわう環境を創出します。さらに、住宅の耐震改修、若い世代などの戸建住宅取得に対する支援など、誰もがライフスタイルや地域状況に応じて、安心して住むことのできる住環境づくりを促進します。



集いとにぎわい創出

関連施策	ページ	ページ	
3-1-2 公共施設と住宅の耐震化促進	105	6-4-1 ののいちの魅力創造と発信	144
6-2-1 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進	141	7-1-1 良好な市街地環境の創出	148
6-3-1 就労環境の推進と余暇活動の支援	143	7-1-3 魅力ある街並みづくりの推進	150

## ■住み続けたい環境の創出

生涯にわたって子どもたちからお年寄りまで一緒に楽ししく過ごせるまちをめざし、生涯学習、生涯スポーツ、健康増進に向けた豊富なメニューをつくるとともに、多様な子育て支援サービス、仕事と家庭の両立支援の推進などにより、定住化を促進します。



定住の促進

関連施策	ページ	ページ	
2-2-1 こころとからだの健康づくり	92	2-4-1 子どもを産み育てやすい環境づくり	98
2-3-1 高齢者への生活支援	94	4-2-3 墓地の確保	121
2-3-3 いきいきとした高齢期の実現	96	6-3-1 就労環境の推進と余暇活動の支援	143

## ■人にやさしい生活環境づくり

主要な生活関連施設をつなぐ公共交通環境を充実させ、市民の外出や移動を支援するとともに、誰もが安全で安心して歩くことができる、人にやさしい生活環境を創出します。まちの中を歩くことで、新たな発見があるなど、健康づくりのための一助にもなります。



歩いて暮らせる環境づくり

関連施策	ページ	ページ	
2-2-1 こころとからだの健康づくり	92	5-5-2 ののいちの歴史再発見	136
3-3-1 交通安全対策の強化	108	7-2-3 地域公共交通の利便性向上	154
4-1-2 地球温暖化対策の推進	115		

### ●年齢層に応じた関連施策

	乳幼児	児童・生徒	青壮年	中高年	高齢者	
ヒトやモノの集いと にぎわいの創出			6-4-1 のいちの魅力創造と発信			
住み続けたい 環境の創出			2-2-1 こころとからだの健康づくり			
			2-3-1 高齢者への生活支援	●		
			2-3-3 いきいきとした高齢期の実現	●		
			2-4-1 子どもを産み育てやすい環境づくり			
人にやさしい 生活環境づくり			6-3-1 就労環境の推進と余暇活動の支援			
			2-2-1 こころとからだの健康づくり			

### ●地域の用途に応じた関連施策



#### 住宅地区

- ヒトやモノの集いとにぎわいの創出
  - 3-1-2 公共施設と住宅の耐震化促進
  - 6-3-1 就労環境の推進と余暇活動の支援
  - 7-1-1 良好な市街地環境の創出
- 住み続けたい環境の創出
  - 4-2-3 墓地の確保
- 人にやさしい生活環境づくり
  - 3-3-1 交通安全対策の強化
  - 4-1-2 地球温暖化対策の推進
  - 7-2-3 地域公共交通の利便性向上

#### 工業地区

- ヒトやモノの集いとにぎわいの創出
  - 6-2-1 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進
  - 7-1-1 良好な市街地環境の創出
- 人にやさしい生活環境づくり
  - 3-3-1 交通安全対策の強化
  - 4-1-2 地球温暖化対策の推進
  - 7-2-3 地域公共交通の利便性向上

#### 商業地区

- ヒトやモノの集いとにぎわいの創出
  - 6-2-1 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進
  - 7-1-1 良好な市街地環境の創出
- 人にやさしい生活環境づくり
  - 3-3-1 交通安全対策の強化
  - 4-1-2 地球温暖化対策の推進
  - 7-2-3 地域公共交通の利便性向上

#### 歴史文化地区

- ヒトやモノの集いとにぎわいの創出
  - 7-1-3 魅力ある街並みづくりの推進
- 人にやさしい生活環境づくり
  - 3-3-1 交通安全対策の強化
  - 4-1-2 地球温暖化対策の推進
  - 5-5-2 のいちの歴史再発見
  - 7-2-3 地域公共交通の利便性向上

#### 沿道サービス地区

- ヒトやモノの集いとにぎわいの創出
  - 6-2-1 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進
  - 7-1-1 良好な市街地環境の創出
- 人にやさしい生活環境づくり
  - 3-3-1 交通安全対策の強化
  - 4-1-2 地球温暖化対策の推進
  - 7-2-3 地域公共交通の利便性向上

#### 農業地区

- ヒトやモノの集いとにぎわいの創出
  - 6-2-1 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進
  - 7-1-1 良好な市街地環境の創出
- 人にやさしい生活環境づくり
  - 4-1-2 地球温暖化対策の推進



## 重点プロジェクトと施策の関係図

**政策を横断的に連携して実現をめざします**

■ 政策	施策	重点プロジェクト		
		I. 市民が主役のまちづくりプロジェクト	II. 地域資源の創出プロジェクト	III. 集いとにぎわい創出プロジェクト
■ 政策1 一人ひとりが担い手のまち 【市民生活】		<b>I. 市民が主役のまちづくりプロジェクト</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民協働のまちづくり</li> <li>●地域ネットワークの強化</li> <li>●誇りと愛着を持つひとづくり</li> </ul>	<b>II. 地域資源の創出プロジェクト</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●知的資源の地域への還元</li> <li>●産学官連携による新産業の創造</li> <li>●趣のある街並みの整備と保全</li> </ul>	<b>III. 集いとにぎわい創出プロジェクト</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ヒトやモノの集いとにぎわいの創出</li> <li>●住み続けたい環境の創出</li> <li>●人にやさしい生活環境づくり</li> </ul>
■ 政策2 生涯健康 心のかよう福祉のまち 【福祉・保健・医療】	2-1-1 共に支え合う地域福祉社会づくり	1-1-1 市民協働意識の醸成 1-1-2 市民参加の仕組みづくり 1-1-3 まちづくり活動の支援 1-1-4 コミュニティ活動の活性化 1-2-1 伝統行事の後継者育成	1-1-5 大学連携の推進と地域参加 1-2-1 伝統行事の後継者育成	2-2-1 こころとからだの健康づくり 2-3-1 高齢者への生活支援 2-3-3 いきいきとした高齢期の実現 2-4-1 子どもを産み育てやすい環境づくり
■ 政策3 安心とぬくもりを感じるまち 【安全安心】		3-1-1 地域防災力の強化 3-2-1 地域消防の強化 3-3-1 交通安全対策の強化 3-4-1 防犯対策の強化 3-5-1 消費者の安全安心の確保		3-1-2 公共施設と住宅の耐震化促進 3-3-1 交通安全対策の強化
■ 政策4 環境について考える人が住むまち 【環境】			4-1-1 環境の保全の推進 4-1-3 自然環境の保全 4-2-1 快適な生活環境の確保	4-1-2 地球温暖化対策の推進 4-2-3 墓地の確保
■ 政策5 みんながキャンパスライフを 楽しむまち 【生涯学習・教育】		5-2-1 地域に根ざした学校づくり 5-4-1 市民文化・市民芸術の活性化 5-5-1 文化財と文化資産の活用 5-5-2 ののいちの歴史再発見	5-5-2 ののいちの歴史再発見	5-5-2 ののいちの歴史再発見
■ 政策6 野々市産の活気あふれるまち 【産業振興】			6-1-1 地域資源を生かした産業の活性化 6-1-2 経営体质、基盤の強化と起業化支援 6-1-3 北陸新幹線開業に伴う商工業の活性化 6-4-1 ののいちの魅力創造と発信 6-4-2 にぎわいの創出と交流人口の拡大	6-2-1 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進 6-3-1 就労環境の推進と余暇活動の支援 6-4-1 ののいちの魅力創造と発信
■ 政策7 暮らし充実 快適がゆきとどくまち 【都市基盤】			7-1-1 良好な市街地環境の創出 7-1-3 魅力ある街並みづくりの推進	7-1-1 良好な市街地環境の創出 7-1-3 魅力ある街並みづくりの推進 7-2-3 地域公共交通の利便性向上
■ 政策8 住み続けたいをみんなの声でつくるまち 【行財政運営】				

## 第4節 基本計画

## 基本計画の見方

## 1-1-1

政策1：一人ひとりが担い手のまち  
施策1：市民協働のまちづくり

政策の名称です

【市民生活】

施策の名称です

## 市民協働意識の醸成

施策のより具体的な名称です

重点プロジェクトⅠ 関連施策

重点プロジェクトに関連する施策です

## 基本方針

すべての施策を実施するにあたっての考え方と、  
い考えるべき考え方です。この施策がめざす10年後の野々市市の姿ですまた、地域活性化の行動する意欲を育むことで、地域に关心を持つまちづくりの活動  
分野について、必要な知識などを学ぶことができる機会の充実を図ります。

## 施策を取り巻く環境

社会経済の成熟度とともに、まちづくり環境は大きく変化し、公共サービスの  
あり方にも変化がこの施策を実現するために解決すべき  
課題や現状を示しています市民、町内会や団体など、まちづくりの担い手が、共に手を取り合  
い、協力してまちづくりを行うことにより、本市が持っている個性や独自性、そして魅力があふ  
れ、誰もが住みたいと思う地域がつくられます。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市民:	この施策の達成状況を計る指標(モノサシ)です			まちづくりに关心の
市民:	現状値は平成22年度の実績値、目標値は平成33年度です			度(市民意識調査)

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
まちづくり意見交換会などの開催													
市民協働推進セミナーなどの開催													
市の施策・事業などの紹介コーナー設置													
○分野別計画 (仮称)市民協働推進指針													

この施策を達成するために行う主要な事業と、  
その事業を行う期間、また、この施策や事業をより  
具体的に説明している分野別計画などの名称です

## 市民協働への取り組み

市民協働推進セミナーや市民同士または市民と行政によるまちづくり意見交換会などの開  
催を通じて、地域行事によるまちづくり意識を育み

この施策を展開するにあたって、どのように市民協働に取り組んでいくのかを示しています

◆ 第2章第4節 基本計画のうち「基本方針」の語尾の表現は、次の考え方に基づいて表記しています。

○ ～推進します。～進めます。～図ります。

行政が主体となって積極的に実施、または取り組んでいくもの

○ ～促進します。～促します。～支援します。

市民や事業者、各種団体と行政が共に力を合わせて施策を行うため、行政が支援し、呼びかけ、または働きかけを行っていくもの

○ ～努めます。～めざします。

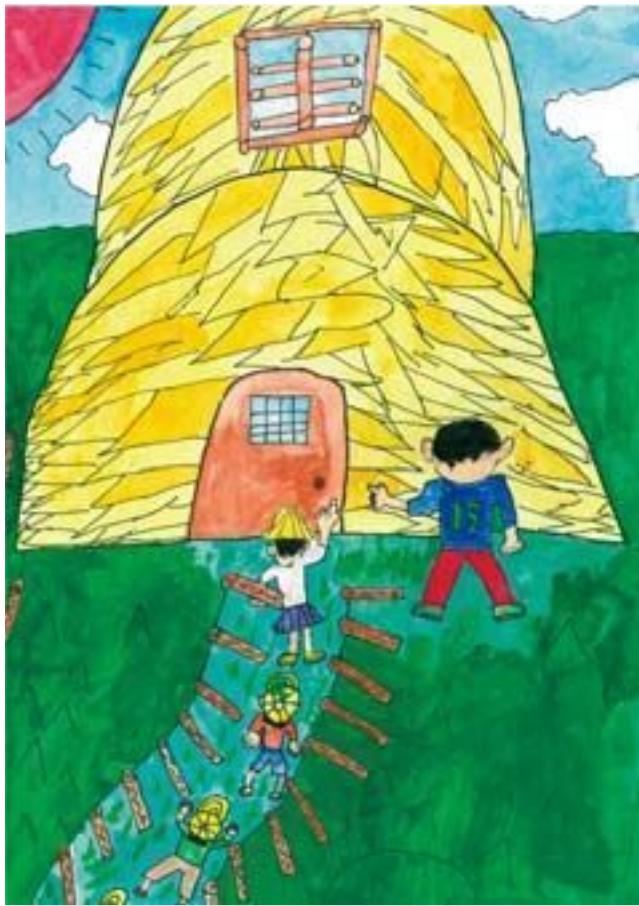
施策の実現には相応の時間が必要ですが、施策の達成に向けて継続的に取り組んでいくもの

○ ～検討します。

施策の実現に向けて、実施主体や具体策の協議・調整・検討を要するもの

# 一人ひとりが担い手のまち

## 【市民生活】



基本  
計  
画

1

絵画・写真展 優秀賞作品 「守りたいれきし」



# 市民協働意識の醸成

## 重点プロジェクトⅠ 関連施策

### 基本方針

すべての市民が地域に誇りと愛着を持ち、“自分たちのまちは自分たちがつくる”という力強い考えのもと、まちづくりの担い手として自立した市民意識の醸成を推進します。

また、地域のために行動するという考えを育むとともに、市民が関心を持つまちづくりの活動分野について、必要な知識などを学ぶことができる機会の充実を図ります。

### 施策を取り巻く環境

社会経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイルや価値観が大きく変化し、公共サービスのあり方にも変化が生じています。

市民、町内会や企業、NPOなどの団体や行政など公共サービスの担い手が、共に手を取り合い、協力してまちづくりを行うことにより、本市が持っている個性や独自性、そして魅力があふれ、誰もが住みたいと思う地域がつくれられます。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合	%	44.6	60.0	市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合(市民意識調査)

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
まちづくり意見交換会などの開催													
市民協働推進セミナーなどの開催													
市の施策・事業などの紹介コーナー設置													

○分野別計画(仮称)市民協働推進指針(平成26年度策定予定)

### 市民協働への取り組み

市民協働推進セミナーや市民同士または市民と行政によるまちづくり意見交換会などの開催を通じて、地域行事や環境美化活動への参加など、自分たちの住む地域を自分たちで作り上げるという意識を育みます。

## 市民参加の仕組みづくり

### 重点プロジェクトⅠ 関連施策

#### 基本方針

市民協働のまちづくりを推進するために、多くの市民が活動の担い手として連携・協力し、取り組みやすい仕組みを整備します。

行政においては、全庁的な市民協働の推進、関係機関との連携強化を図るために、組織体制を整備するとともに、市民協働推進指針の策定を進めます。

また、市民参加や協働によるまちづくりを推進するための条例などの整備について検討します。

市では、さまざまな施策について計画を策定しますが、その計画づくりには企画段階から市民からの意見や提案を反映できる仕組みを整え、共に考え、作り上げる体制の構築を推進します。

#### 施策を取り巻く環境

地域コミュニティや市民の連帯感の希薄化が進むなか、私たちは、自分たちの住む地域に誇りと愛着を持ってまちづくりに取り組む必要があります。

すべての市民がめざすべきまちづくりの目標を共有し、同じ方向へ向かって、住みよいまちを作り上げるため、すべての市民が共有するめざすべき指針と理念を定める必要があります。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市民協働の市政運営の施策に対する市民満足度	%	—	60	市民協働の市政運営の施策に不満を持っていない市民の割合(市民意識調査)
まちづくり基本条例の制定	%	0	100	制定の達成割合

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
市民協働推進指針の策定													
まちづくり基本条例の検討と制定													
まちづくり基本条例の見直しと改正													
市民参画の制度化													

○分野別計画(仮称)市民協働推進指針(平成26年度策定予定)

#### 市民協働への取り組み

市民の積極的な参画を促し、市民の手により「まちづくり基本条例」を制定し、その評価や見直しなどにも市民参画を促します。

行政は、市民協働が活発になるための制度の検討や条例案の検討を通じて、市民協働のまちづくりを支援します。

# 3 まちづくり活動の支援

## 重点プロジェクトⅠ 関連施策

### 基本方針

地域の課題を解決するために、地域で活動する市民や各種団体、企業などが共通の認識を持って協働に取り組むことのできる環境を整備し、また、行政においてもその地域の課題を認識し、それぞれの得意分野に力を発揮することによって地域の課題解決をめざします。

また、さまざまな団体やグループがまちづくりを担う、市民協働のまちづくりを実践するため、まちづくり活動を行いたいと考える市民やNPOなどへの支援により、まちづくり活動の活性化を促します。

個々の市民やNPO、町内会、各種団体、企業、行政それぞれの関係を緊密にし、市民と行政が共に力を合わせてまちづくりを行うことにより、地域コミュニティの強化や市民同士のつながりが深まるこを支援します。

### 施策を取り巻く環境

近年では、アダプトプログラムや子どもたちの登下校の見守り活動など、市民が公共サービスの担い手として活躍し、市民協働の実践が市内各地で始まっています。

このことをさらに発展させ、NPOや市民活動団体※、ボランティア活動を行う市民や、町内会、各種団体、企業などと行政が共に力を合わせて幅広い分野でまちづくりを行うことによって、多様な市民ニーズに対応した、住みよいまちが創出されることが期待されます。

また、地方分権の進展に伴って、市民が求める本市独自の施策を展開するためには、市民活動を積極的に支援し、地方自治の本来の姿である市民が主体となったまちづくりを進める必要性が高まっています。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地域活動に参加している市民の割合	%	—	45	地域活動に参加している市民の割合 (市民意識調査)
市内のNPO組織数	団体	4	6	市内に拠点を置くNPO組織数の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
まちづくり活動支援のあり方の検討													
市民協働モデル事業の検討													
市民協働モデル事業の実施													

○分野別計画 (仮称)市民協働推進指針(平成26年度策定予定)

### 市民協働への取り組み

市民同士の地域活動を進めることにより、その地域に生活する市民が地域の課題を発見し、課題の解決に向けて取り組む姿をめざします。

行政は、新たなまちづくりの担い手を支援する方策を検討するとともに、地域活動に対して支援を行います。

## 4

## コミュニティ活動の活性化

## 重点プロジェクトⅠ 関連施策

## 基本方針

これまで地域における公共サービスを実質的に担ってきた町内会活動を通じて、まちづくりへの市民参加を促します。

町内会活動の支援を強化するとともに、市民と行政相互の連携を強化し、広報紙などによる地域コミュニティ情報の提供や生涯学習活動などを通じて、コミュニティ意識の高揚を図ります。

また、地区公民館や集会所の有効利用により地域コミュニティ環境づくりを進め、市民が主体的に地域課題の解決に取り組むコミュニティ活動の活発なまちをめざします。

## 施策を取り巻く環境

地域コミュニティ活動を担う町内会では、市民相互の連絡、環境美化や清掃、イベントの開催、子ども会や青少年の育成など多種多様な取り組みを行っています。

しかし、価値観の多様化や核家族化の進行などにより、個人と地域とのつながりや地域共同体としての意識を薄れさせ、地域内での助け合いや社会教育の場としての機能が低下しています。

よりよい地域をつくるには、市民が地域全体のことを考え、活動する取り組みが必要です。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
集会所を有している町内会数	町内会	34	40	集会所設置を支援し、町内会の コミュニティ活動を促進 (町内会数54町内会)

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
町内会活動の支援													
集会所の維持・改修支援													

## 市民協働への取り組み

行政は、町内会が行う活動の促進に対して支援を行うことにより、市民が町内会の行う活動に積極的に参加、参画する姿をめざします。

## 5 大学連携の推進と地域参加

### 重点プロジェクトⅡ 関連施策

#### 基本方針

大学と市民、大学と行政による協働のまちづくりを推進し、個性豊かなキャンパスシティ野々市の確立を図ります。

市内にある大学との一層の連携により地域の発展と人材育成を図るとともに、市外の大学との連携についても検討します。

また、まちづくりに若い力を取り入れるため、大学生が地域活動に参加しやすい市民意識の高揚を図ります。

#### 施策を取り巻く環境

市内の大学の方々に、本市のさまざまな審議会や委員会の委員、市民教養講座などの講師として協力をいただき、また、大学のカリキュラムの中には行政課題の解決を探るものがあり、その研究テーマを提供するなど、大学と行政とが相互に協力をして事業展開を行っています。

この連携体制をさらに強化することにより、大学と市民によるまちづくり活動の検討が必要です。

全国各地から親元を離れ本市で学ぶ学生たちが、地域に溶け込み、地域活動に取り組むための支援策を講ずることで、まちづくりの活性化をめざす必要があります。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
大学と行政の協力事業数	件/年	77	100	大学と行政が力を合わせて地域の発展のために行う事業数の増加
協定を締結※した大学数	校	1	4	地域発展と人材育成を図るための協定締結大学の増加

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
大学と行政が協力した事業の実施													
大学生の地域活動への支援													

#### 市民協働への取り組み

大学の持つ人的資源※や知的資源※を地域に還元できる仕組みを整えるとともに、大学生が地域活動に参加しやすくなるよう地域の意識醸成を図っていきます。

## 6 ユビキタスネットワーク社会の実現

### 基本方針

ユビキタスネットワーク社会<sup>\*</sup>とは、誰もが情報通信技術の恩恵を受けることができる社会のことをいいます。“市民生活の向上”“地域の活性化”“行政サービスの効率化”を3つの柱とし、本市の実情と特性を生かした、ユビキタスネットワーク社会の実現をめざした新たな地域情報化計画の策定を進めます。

新たな地域情報化計画では、市民の意見を尊重しながら、本市に必要とされる情報通信技術の活用のあり方を検討します。

また、情報通信技術を活用することによって、市民活動や地域コミュニティの活性化、産業の誘致、地域医療や福祉の充実、児童や生徒の情報活用能力の向上、地域情報発信による交流人口の増大など、さまざまな効果の発揮をめざします。

### 施策を取り巻く環境

市民の情報格差<sup>\*</sup>への対応など新たな課題への対策や、都市化の進展による地域の連帯感の希薄化や相互扶助<sup>\*</sup>の意識の低下を解消するために、情報通信技術をどのように活用することができるのかについて検討が必要とされています。

また、市民サービスを向上するための電子自治体<sup>\*</sup>の推進など、日々進歩する情報化社会への対応が必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
情報通信システムを活用した市民活動団体数	団体	1	5	情報通信システムを活用した市民活動団体数を増加し、市民全体の情報活用能力を向上
第2次地域情報化計画の達成度	%	—	90	計画の達成割合

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
情報交流館と連携した市民活動団体の支援													
第2次地域情報化計画の策定と実施													

○分野別計画 (仮称)第2次地域情報化計画(平成25年度策定予定)

### 市民協働への取り組み

市民のニーズに基づいた地域情報化計画を策定するために、多くの市民の意見を取り入れながら計画を策定していきます。計画が策定された後には、地域の情報化のための情報システムの構築や活用方策の検討、情報活用能力を高めるための学習会などを開催し、市民の積極的な参加と参画を促し、協働へのステップアップをめざします。



# 伝統行事の後継者育成

重点プロジェクト I/II 関連施策

## 基本方針

本市には、獅子舞や野菜みこし、虫送り、じょんから踊りなどの伝統行事や郷土芸能が伝わっています。

ふるさと意識や市への愛着心は、市内に伝承されている伝統行事や郷土芸能を守り、引き継がれていく中で育っていくものであり、市民と行政の協働をめざす上では欠くことのできないものです。そのためにも、市内に伝承される伝統行事や伝統芸能を通じて、地域コミュニティの活性化と後継者の育成を図ります。

また、現在市が指定していない無形文化財※についても、調査研究を進め、末永く継承していくために市指定無形文化財とすることをめざします。

## 施策を取り巻く環境

各地域で行われる伝統行事は、町内会や各団体に受け継がれ、実施されています。

しかし、伝承者の高齢化などの課題を抱えており、古くから伝えられている貴重な文化遺産を次世代に引き継ぐためには、子どもから高齢者まで、積極的な参加と参画を促す必要があります。

伝統的な行事に使用する用具などの維持管理の助成や活動場所の提供により、伝承団体を支援し、後継者の育成を図ります。

また、現在市内各所で行われているさまざまな行事についても、その由来などの調査研究を行う必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
郷土芸能伝承団体への支援	団体	24	25	継続的に郷土芸能を伝承している団体数の増加
市指定無形文化財の件数	件	1	4	市内に伝わる特に重要な伝統行事の件数増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
郷土芸能伝承団体への支援													
無形文化財の市指定へ向けての調査研究													

## 市民協働への取り組み

市民の伝統行事や郷土芸能への積極的な参加と参画を促すため、情報提供や活動場所の提供を行い、市民や町内会が伝統行事や郷土芸能活動を継続し、後継者を育成することができるための支援を行います。

# 多文化共生の推進

## 基本方針

社会、経済の国際化により、市内の外国人住民は10年前と比べ約1.4倍に増えており、今後も増加すると予想されます。

従来の外国人支援の視点にとどまらず、国籍や民族の違いを超えた“多文化共生の地域づくり”を進めます。

外国人住民への総合的な支援を行うと同時に、地域において、外国人住民も生活者であり市民であるという認識を高め、地域社会の構成員として共に生活していくことができる環境整備を図ります。

## 施策を取り巻く環境

外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方自治体に限らず全国的な課題となりつつあります。

外国人住民を取り巻く課題として、日本語が理解できないことによるさまざまな問題、文化や習慣などの違いによる生活上の困難などが考えられます。

行政の手続きや地域に関する情報が不足しているために、日本人住民と同等の立場で行政サービスを受けることが困難なことが多いと考えられます。

また、外国人の定住化が進むなか、観光客や一時的な滞在者としてだけではなく、地域の構成員として外国人を認識する視点が社会全体に求められています。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
多文化共生事業の実施回数	回/年	0	5	多文化共生の地域づくりを進めるための取り組み回数の増加
多文化共生事業への参加者数	人	0	1,000	多文化共生の地域づくりに関心を持つ市民の増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
交流サロンの設置													
外国人住民向け日本語教室の開催													

## 市民協働への取り組み

多文化共生とは何か、また、多文化共生の地域づくりを進めるために何をすべきかを考える市民を育て、その考えをもとに、市民と共に多文化共生のまちづくりを進めます。

## 児童生徒の異文化体験

### 基本方針

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市や、野々市小学校と友好校である中国深圳小学と  
交互に学生訪問団を派遣し、相互理解と交流を通じた異文化体験を進めます。

学生訪問団の派遣では、慣れない手続きや何気ない日常の風景などの一つひとつが、異文化の理解へつながります。

また、訪問団受け入れの際のホストファミリー<sup>※</sup>体験では、私たちの文化を外国の方々に紹介することで、私たち自身も日本と本市の文化への理解を深めることができます。

これらの相互訪問を継続し、ホームステイなどの受け入れに対する理解を深めるための体制を整えることで、幅広い異文化体験の場の創出を図ります。

### 施策を取り巻く環境

グローバル化が急速に進展した現代では、ヒト、モノ、情報、知識などの地域資源が、国の枠を超えて自由に移動するようになりました。

国際化社会が身近なものとなったなか、異なる習慣や文化を理解し認め合える人材、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。

異文化を理解することは、同時に自国の文化の理解へつながり、広い視野を持つことができるようになると考えられます。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
学生訪問団の相互訪問の継続	回	2	2	児童生徒の異文化体験機会の維持
市内のホストファミリー経験世帯数	件	181	250	市民の異文化体験への関心の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
ギズボーン市学生との交流													
中国深圳小学との教育交流													

### 市民協働への取り組み

ニュージーランド・ギズボーン市や、中国深圳小学での学生訪問団による活動状況などをさらに広く市民にお知らせすることにより、活動の意義と目的を知っていただき、家庭や地域で訪問団を受け入れるための意識醸成を図る取り組みを行います。

### 3 国際交流と国内交流の充実

#### 基本方針

本市の持つ文化を広く世界の人たちに知ってもらい、国や地域といった枠組みを超えて人と人との交流を促進し、相互理解と対話の輪を広げることで、国際化に対応できるひとつくりとまちづくりを進めます。

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市との交流では、国際友好親善協会をはじめとして、市民との協働により、ヒト、モノ、情報、知識などのさまざまな分野での交流を深めることで、より一層の相互理解を深めることを進めます。

また、本市の出身者で作る東京野々市会(首都圏在住者)、関西野々市会(関西圏在住者)をはじめ、本市出身で県外に在住している方たちとの連携を図り、本市の持つ魅力の発信の強化を図ります。

#### 施策を取り巻く環境

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市との交流は、現在は学生間の交流が中心ですが、今後は、姉妹都市としてさまざまな交流を検討していく必要があります。

また、東京・関西野々市会のふたつの会がそれぞれ活動しています。

このふたつの会を通じて首都圏や関西圏をはじめ、全国へ本市の持つ魅力の発信を強化するため、会員の増加を図るための施策を検討することが必要です。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
国際友好親善協会の会員数	人	58	100	国際交流に関心を持つ市民の増加
野々市会の会員数	人	53	100	本市の魅力向上と 本市にふるさと意識を持つ方々の増加

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
ギズボーン市との相互交流													
野々市会の会員拡充の取り組み													

#### 市民協働への取り組み

国際友好親善協会による地域ぐるみの国際交流の推進により、国際交流だけではなく多文化共生の一助となるよう国際交流事業に関する市民参加や市民参画を促し、行政はその支援を行います。

国内交流についても、全国それぞれの地域において、市民が主体的に交流事業を行うことを促し、市民レベルでの交流が活発となるよう支援を行っていきます。



# 男女共同参画の意識づくり

## 基本方針

性別や年齢により働き方や待遇が差別されることのないよう、これまで女性の仕事と思われがちだった家事や子育て、介護などを性別の隔てなく行うという意識の啓発とともに、仕事と生活の調和を図ることのできるまちを促進します。

また、近年増加傾向にあるドメスティックバイオレンス※などの暴力行為から市民を守るために、すべての市民が安全で快適な生活を送ることができるよう、幼少期からの継続的な人権尊重の教育や啓発活動とともに人権意識の高い幅広い人材の育成を行い、暴力を許さないまちの実現をめざします。

## 施策を取り巻く環境

変化の大きい社会情勢のなか、男女を問わず非正規労働者※の増加などが懸念されています。

ワークライフバランス※(仕事と生活の調和)や、子育て、介護など家庭での仕事を男女が共に協力し、分担することは、生活の基礎であるそれぞれの家庭に不可欠な要素です。

これまでの男女共同参画※は、働く女性へ向けた支援のように受け止められていましたが、男女共同参画社会は、あらゆる人々への課題であり、活力ある地域づくりの根源であることを意識づける必要があります。

また、増加傾向にあるドメスティックバイオレンスについても人権侵害※であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき課題です。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
審議会などへの女性の登用状況	%	31.1	50.0	女性の登用率増加による男女共同参画意識の醸成
本市の課長相当職以上の女性登用状況	%	26.1	34.0	政策方針決定過程への女性の参画拡大

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
男女共同参画推進員による市民向けの啓発活動と人材育成													
ドメスティックバイオレンス対策													

○分野別計画 男女共同参画プラン(平成24年度～平成33年度)

## 市民協働への取り組み

すべての市民が男女共同参画社会の本来の意味を承知し、実現することができるよう、啓発活動の促進を図り、市民と行政が手を取り合って、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

## 2 人権意識の高揚

### 基本方針

多様化する人権課題に対して、正しい理解と知識を深めるため、家庭、地域、学校、事業所の場やさまざまな機会を通じて、人権尊重の理念を浸透させ、一人ひとりの個性や人格を認め合い、幸せに暮らすことができる思いやりのあるまちづくりをめざします。

法務局など関係機関との連携を強化し、人権擁護委員※と共に人権相談体制を充実させ、効果的な施策を進めます。

### 施策を取り巻く環境

人権の時代と言われる現代にあっても、女性や子ども、高齢者、障害のある方、同和問題、外国人に対する偏見など、人権課題は数多く存在しています。

また、近年ではインターネットを悪用した人権侵害や犯罪被害者などをめぐって新たな対応が必要となってきています。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
無料法律相談、市民なんでも相談の実施回数	回/年	19	25	人権課題などに不安を持つ市民に対する支援回数の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
人権擁護委員による相談の実施													
人権擁護委員による人権啓発活動													

○分野別計画 男女共同参画プラン(平成24年度～平成33年度)

### 市民協働への取り組み

日常的に他者の生命や自らの生命について考え、人権に関する意識形成を育むため、地域、学校、関係団体との連携のもと、あらゆる偏見や差別のない、市民が人権を尊重し合うまちをめざします。

### 3 平和意識の向上

#### 基本方針

本市は、昭和59年3月、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、全市民が一体となり世論を喚起することをうたった平和都市宣言を決議しました。

戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の喜びと尊さを市民に伝え、市民と力を合わせて世界の恒久平和を求め、平和を願う児童生徒を育成し、未来に続く世界と市民の平和への意識高揚を図ります。

広島平和記念式典に中学生を派遣する平和の旅や、原爆パネル展の開催を通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さ、平和を守ることの大切さを学ぶ機会の提供を図ります。

#### 施策を取り巻く環境

私たちは、世界で唯一核兵器の恐ろしさを体験し、核兵器が想像を絶する悲惨なものであることを誰よりもよく知っています。

しかしながら、戦後60年以上が経過して戦争を知らない世代が大半を占め、戦争体験や被爆体験が風化しつつあり、次代を担う青少年を中心に戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の大切さと命の尊さを伝えていく必要があります。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
平和の旅の実施回数	回	1	1	生徒が平和を守ることの大切さを学ぶ機会の維持
原爆パネル展の会場数	箇所	1	7	市民の平和意識向上のための機会増加

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
平和の旅の実施													
原爆パネル展の実施													

#### 市民協働への取り組み

本市のすべての市民が、世界から戦争をなくそうという強い意志を持った市民となるよう、意識の向上を図ります。

中学生が体験した平和の旅や、原爆パネル展の感想を、広く市民にお知らせすることなどを通じて、市民の平和意識の向上を育みます。

# 生涯健康 心のかよう福祉のまち

【福祉・保健・医療】



基本  
計画

2



絵画・写真展 入選作品 「10年後のののいちは、きれいなののいち。」

# 共に支え合う地域福祉社会づくり

## 重点プロジェクトⅠ 関連施策

### 基本方針

市民や社会福祉協議会、社会福祉事業者、行政などがそれぞれの役割を明確にしながら連携し、地域で助け合い、安心して暮らせるまちづくりを進めるため“地域福祉計画”を策定し、総合的な福祉サービスを推進します。

地域での課題を共有するために、要援護者※や支援者などの情報が書き込まれた“地域支えあいマップ”を、市民と行政が共に力を合わせて作成し、地域の福祉課題の解決を図るために活用を促します。

### 施策を取り巻く環境

市民の誰もが、身近な地域に根ざして支え助け合い、そして自立した生活を送ることのできるまちづくりが求められています。

そのためにも地域福祉に対する啓発活動を進め、市民の理解と協力を得て、市民が主体的に参加、行動することが必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地域ボランティアの人数	人	1,400	1,600	社会福祉協議会へのボランティア登録者数の増加
地域支えあいマップ作成数	町内会	2	54	全町内会でのマップ作成

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
福祉ニーズ調査・地域座談会の実施													
地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定													
次期福祉ニーズ調査・地域座談会の実施													
次期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定													
社会福祉協議会との連携													

○分野別計画 地域福祉計画(平成25年度策定予定) 地域福祉活動計画(平成25年度策定予定)

### 市民協働への取り組み

市民が主体となった地域福祉活動への支援を行い、多様な福祉ニーズを把握することで、地域福祉計画に対する理解を促し、地域ボランティア活動などへの参加や参画、また自主運営を支援していきます。

## みんなで支え合う社会保障制度の推進

### 基本方針

社会保障制度は、生涯を通じて安定した生活を送るために、大切な役割を担っています。

国民健康保険は、会社の健康保険などの他の医療保険に加入しない方々が全員加入することとなっている医療保険制度です。

また、介護保険制度は高齢社会を向かえ、介護を個人だけの問題とせず社会全体で支える制度です。

将来にわたってこれらの制度を維持するために、保険料の納付や医療費の適正化を図り、それぞれの制度を理解していただくための啓発活動に努めます。

そして、何よりも市民一人ひとりが健康で、いきいきとした高齢期を迎えることが大切です。

### 施策を取り巻く環境

疾病の早期発見、早期治療を奨励し、自発的な健康づくりと健康の保持と増進に寄与するとともに、医療費通知により、被保険者の健康に対する認識と保険診療の受け方についての理解を深めることにより、医療費の適正化を図ることが必要です。

これから到来が予想される超高齢社会<sup>\*</sup>においては、介護保険の施設利用者や在宅サービス<sup>\*</sup>の利用者も拡大し、介護サービスの給付が大きく伸びることが予想されます。

要介護となる一番の原因である生活習慣病<sup>\*</sup>の予防を図りながら、介護予防<sup>\*</sup>を実施することが必要とされます。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
一人当たり国民健康保険医療費	千円/年	339	394	医療費の適正化を維持
65歳以上の介護保険認定率	%/年	15.0	18.0	介護予防を実施することで、推計値18.5%を下回る
介護保険一人当たり給付費	千円/年	250	300 以下	介護予防を実施することで、推計値300千円を下回る

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
医療費の通知													
国民健康保険制度の周知													
介護保険制度の周知													

○分野別計画 介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)

### 市民協働への取り組み

自らの健康管理と自発的な健康づくりを支援し、個人だけではなく、家族や地域で健康づくりを推進する考えを浸透します。

# こころとからだの健康づくり

## 重点プロジェクトⅢ 関連施策

### 基本方針

健康とは心身共に良好な状態をいい、健康を阻害するものとして生活習慣病や生活機能の低下、その他の疾患が考えられます。健康づくりを推進するためには、市民一人ひとりが健康に対して意識を持つことが必要なことから、その意識づくりや改善のための支援を推進します。

いつまでも健康で暮らしていくためには、若い頃からの生活習慣だけでなく、歯の健康やこころの健康にも関心を持ち、生活リズムを整え、十分な休養をとり、心身の状態を良好に保つことが大切です。

### 施策を取り巻く環境

食の欧米化やクルマ社会の影響から、生活習慣病や体力・筋力の低下が健康問題として起こっています。糖尿病や高血圧などは脳卒中や心臓病の原因になり、これは死亡原因や介護が必要になる原因の上位を占め、また、体力・筋力の低下は転倒・骨折や膝痛・腰痛などを引き起こし、寝たきりになってしまう場合も少なくありません。さらに、ストレスの多い現代では“うつ”などのこころの病気のほか、経済問題や仕事のトラブルなどでこころの問題を抱えるケースが増えています。

心身共に健康に暮らしていくためには、若い頃からの生活習慣病の予防や体力と筋力づくり、こころの健康づくりが大切です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
特定健康診査※の受診率	%	44	65	健康に関心を持ち、健康診査を受ける人の割合の増加
特定保健指導※の実施率	%	38	45	生活習慣病改善の必要な方への支援の増加
介護保険新規申請者の平均年齢	歳	81.3	82.0以上	健康づくりの推進により、介護保険適用の年齢上昇

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
予防接種の実施													
各種健康診査の実施													
介護予防の実施													

○分野別計画 健康増進計画(平成22年度～平成26年度) 食育推進計画(平成22年度～平成26年度)  
特定健康診査等実施計画(平成20年度～平成24年度)

### 市民協働への取り組み

市民が健康を意識した生活を送ることを支援するため、予防接種、各種健康診査の実施と情報提供を行うとともに、食育※の推進によって、自らの体と生活を守る意識を育みます。

## 2 良質な地域医療の提供

### 基本方針

市民が安心して暮らせる初期医療※体制の整備を推進するため、かかりつけ医などの市民に身近な初期医療機関、比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院医療を対象とする二次医療機関、そして、高度・特殊・専門的な医療であり、重篤な患者への医療を行う三次医療機関の機能やその役割に応じた適正な受診について、市民への普及啓発を推進します。

また、本市の公立病院であり二次医療機関の公立松任石川中央病院と初期医療機関との連携促進と、かかりつけ医を持つことについて、市民への啓発活動を推進します。

### 施策を取り巻く環境

休日や夜間でも診療の受けられる救急医療体制の充実へのニーズが高まっているなか、休日や夜間ににおける救急医療体制の確保と市民に対する救急医療知識の普及が必要です。

また、市内の初期医療機関（かかりつけ医）は県内の他の自治体と比較しても多く充実しており、二次・三次医療機関における真に高度な医療が必要な患者の診療を確保するため、日常的な病気の場合における、かかりつけ医の利用促進が必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
人口10万対診療施設数	施設	153	153	初期医療機関（歯科診療所含む）の施設数の維持
公立松任石川中央病院への紹介患者市民数	人/年	1,590	2,000	初期医療機関等から紹介された年間患者数の増加
公立松任石川中央病院からの逆紹介患者市民数	人/年	1,452	2,000	初期医療機関等へ紹介した年間患者数の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
病院連携の推進													
休日在宅当番医制の推進													
PETがん検診※費の助成													

### 市民協働への取り組み

病気にならないように、自らの健康を自らが守る意識の醸成とともに、当番医の情報提供や救急医療知識の普及活動を通じて、かかりつけ医を持つことの必要性について啓発活動を行います。

# 高齢者への生活支援

## 重点プロジェクトⅢ 関連施策

### 基本方針

これから到来が予想される超高齢社会では、高齢期を元気に過ごすための介護予防の充実が求められます。

高齢者を対象とした施策の充実とともに、自立した生活の支援など高齢者がいきいきと生活することのできる体制づくりを進めます。

一方、介護が必要となった場合、在宅生活を送る高齢者の増加が見込まれることから、在宅での介護を支援する仕組みがより重要になります。

地域における医療ケア\*体制をさらに充実させるとともに、在宅介護\*を受ける方への在宅福祉サービスを推進するなど、高齢期を安心して迎えることができるまちづくりを進めます。

### 施策を取り巻く環境

団塊の世代\*が高齢期に入り、老年人口の増加に伴い、介護を必要とする高齢者が増加する傾向にあります。

年齢を経ても、できる限り住み慣れた地域や自分の家での生活を継続していくことは誰もが望むことです。

在宅での生活を継続するためには、医療と介護サービスの連携、そして行政の福祉サービス、地域での民生委員を中心とした見守りや近隣の方々の支援などの包括的な地域ケア体制づくりが必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
在宅福祉サービス利用者率 (紙おむつ、寝具乾燥、訪問理美容)	%	6.5	8.0	サービス利用率の増加
介護認定者の在宅率	%	77.5	80.0	安心して高齢期の生活ができる市民の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
在宅福祉サービスの実施													

○分野別計画 高齢者福祉計画(平成24年度～平成26年度)

### 市民協働への取り組み

民生委員を中心とした高齢者の見守りとともに、近所に住む市民たちが高齢者の生活を見守り、地域ぐるみで高齢者と共に生活するという地域の意識を育みます。

## 安心して暮らせる高齢社会

### 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターや、地域相談センターを活用し、保健・医療・福祉サービスなど、さまざまな面から総合的な支援を推進します。

また、地域のつながりを強めて、高齢者に対する虐待の防止、成年後見制度を利用するための手続きの支援などにより権利擁護<sup>※</sup>を推進します。

### 施策を取り巻く環境

これから超高齢社会の到来とともに、さまざまな課題を抱える高齢者や、介護を必要とする家族が増えてくると予測されるなか、高齢者や介護をする者が身近に相談できる体制づくりが重要となってきます。

また、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯も増えることが予想され、孤独死や閉じこもりが課題となることから、登録制度を活用した民生委員の見守りや、安否確認を充実する必要があります。

現在、認知症高齢者の数は全国で約170万人、85歳以上の4人に1人は認知症と言われるように、認知症は誰もが当事者になるおそれのある病気です。

認知症になっても安心して暮らすことができるよう、地域の理解や高齢者の権利を守る制度の活用と支援が必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
認知症サポートー数	人	1,600	5,000	サポートー数の増加(人口10%)
地域相談センター相談支援件数	件	232	350	安心して在宅で生活できる高齢者の増加
緊急通報装置設置台数	台	137	300	安心して一人暮らしできる高齢者の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
一人暮らし高齢者などの登録制度													
高齢者の権利擁護													

○分野別計画 介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)

### 市民協働への取り組み

高齢期の方々が安心して暮らすことができるよう、相談窓口や各種講座への積極的な参加を促し、地域全体で高齢者を見守る体制を支援します。





## いきいきとした高齢期の実現

## 重点プロジェクトⅢ 関連施策

## 基本方針

団塊の世代が高齢期に入り、元気な高齢者が増加することから、自らの経験と知識を生かした社会貢献ができる環境づくりを推進します。

地域のなかで、登下校時の児童を見守るボランティア活動や、支援が必要な高齢者を元気な高齢者が支える地域コミュニティの形成をめざし、老人会活動への参加、参画や、閉じこもりがちな高齢者が、気軽に近くの集会所に集うことのできる地域サロンなどの自主活動を支援します。

また、老人福祉センター椿荘の活用とともに、市内に3カ所あるスポーツクラブが、高齢者の方の健康づくり、仲間づくりのために利用されるよう促します。

## 施策を取り巻く環境

高齢化が急速に進むことが予測されるなか、支援を必要とする高齢者が増えるとともに、第一線を退いた豊かな知識や技術を持った多くの高齢者が地域の構成員になってきます。

この人的資源や知的資源を地域で生かしていくための方策や、生きがいのある充実した生活を送るための参加、参画、自己実現のための方策の充実などが求められます。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
65歳以上のスポーツクラブ会員数	人/年	750	900	スポーツクラブを通じた健康づくり、仲間づくりの推進
老人会会員数	人/年	1,250	1,350	活動的な高齢者数の増加
地域サロンの数	箇所	15	30	地域でのつながりで、閉じこもりや体力低下を防止

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
敬老会・寿大学などの実施													

## 市民協働への取り組み

ボランティア活動への参加や老人会への加入などにより、自らの能力を地域に生かすことができることに、喜びを見い出すことのできるよう、積極的な支援を行います。

## 4 障害のある方の生活支援

### 基本方針

障害のある方の個々のニーズに合った総合的で効果的な相談などの支援体制、また、関係機関などによるネットワークを整備し、一人ひとりが最大限に能力を発揮し、地域や施設などでいきいきと生活することができるよう支援を進めます。

また、障害のある方からの相談に適切に対応するとともに、地域活動支援センターでも相談体制を充実するなど、障害のある方が福祉サービスを適切に受けることができるよう、さまざまな体制の充実を図ります。

### 施策を取り巻く環境

全国的な景気の低迷や雇用不安が課題となっているなか、障害のある方の福祉サービス利用量は年々増加しています。

ネットワーク化や総合的な支援体制を整備するためには、地域全体の理解が必要です。

障害のある方に対する生活の支援を行うにあたっては、市民、福祉事業者、行政などが連携し、地域全体で支援を行っていく必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
相談支援などの利用者数	人/年	845	1,000	相談などによる支援を増加し、安心して生活できる環境整備
サービス利用計画の作成数	人/年	－	280	適切な福祉サービスを受け安心して暮らす市民数の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
自立支援協議会の開催													
相談支援事業などの周知、利用促進													
障害福祉計画の策定(第3期～第6期)													
障害者基本計画アンケート調査の実施													
次期障害者基本計画の策定													

○分野別計画 障害者基本計画(平成20年度～平成29年度)  
障害福祉計画(平成24年度～平成26年度)

### 市民協働への取り組み

障害の有無にかかわらず、互いを尊重し合い安心して暮らせるよう、市民が障害についての理解を深めるための交流の場の提供や情報提供を行うなどの支援を行います。

また、福祉事業者や各種団体との連携を強化するとともに、ボランティアの育成や相談体制の強化を行います。

# 子どもを産み育てやすい環境づくり

## 重点プロジェクトⅢ 関連施策

### 基本方針

妊娠や出産、育児に関する精神的負担の軽減を中心として、子どもを産み育てやすいまちづくりを整え、少子化の進行に歯止めをかけることを推進します。

育児負担を軽減するため、妊娠婦をはじめ、子育て家庭への相談体制を充実するとともに、医療機関や専門職と連携し、母体の健康や子どもの正常な発育発達の支援を推進します。

また、出産、育児休業の取得からスムーズに職場復帰ができるよう、事業者、企業に働きかけ、子どもを産み育てやすい職場環境の充実を図ります。

### 施策を取り巻く環境

全国的に少子化が進むなかにあって、本市では、ゆるやかな出生数の伸びが見られます。

核家族化や転出入世帯の増加が進むなかで、育児不安や育児疲れを訴える保護者が増加しつつあります。

心身共に健やかに生まれ育つためには、疾病的早期発見、早期治療が重要であり、医療費などの経済的負担の軽減に努めることが必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
出生数	人/年	602	680	子どもを育てやすいまちとすることで、出生数を増加
合計特殊出生率*	人	1.65	2.00	子どもを育てやすいまちとすることで、合計特殊出生率を増加
妊娠婦・乳幼児健康診査の受診率	%	81	85	妊娠婦・乳幼児健康診査の受診率増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
母子の健康づくりの推進													
子ども医療費の助成													

○分野別計画 次世代育成支援行動計画(後期) (平成22年度～平成26年度)

### 市民協働への取り組み

育児不安や育児疲れを少しでも軽減するために、地域で地域の子どもたちを育てるという意識を育むため、さまざまな機会と手段を通じて啓発活動を行います。

## 子育て支援体制づくり

### 基本方針

子育てをしているすべての人が、安心して子育てできるよう、多様な保育サービスやこども医療費の給付などの充実を図ります。

また、地域における子育てネットワークの形成や交流活動の支援など、子育てに関する人的資源、知的資源を活用した子育て支援の充実を図ります。

さらに、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、親子の健康づくりの支援を推進します。

### 施策を取り巻く環境

核家族化の進行や、ライフスタイルの変化に伴う価値観や、保護者の就労形態の多様化などにより、身近に相談相手がいないなどの理由から、子育て家庭の負担感、孤立感が大きくなっています。

乳幼児を持つ保護者にとって、子どもの発育や発達は大きな関心事であるにもかかわらず、地域で子どもたちを育てるという意識の希薄化がみられ、妊娠から出産までの良好な環境づくりや出産後の育児環境の整備など、相談、支援体制の充実を図る必要があります。

また、身体に障害のある子どもや知的障害のある子どもなど、その障害の程度に応じ、生涯を見据えた支援の方策を検討する必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
子育て支援センター施設数	箇所	7	8	子育てに関する情報の提供と保護者の交流の場を増加
子育て支援センター利用者数	人/年	32,458	40,000	子育てに関する情報の提供と保護者の交流の場の利用者を増加
ファミリーサポート登録者数	人	163	200	子育ての援助を行う市民の登録者数を増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
子育てネットワークの整備													
子育て支援センターの整備													
ファミリーサポート事業*の推進													

○分野別計画 次世代育成支援行動計画(後期)(平成22年度～平成26年度)

### 市民協働への取り組み

保育園への送迎など、子育ての援助をして欲しい市民へ、援助を行いたい市民を紹介するファミリーサポート事業などを通じて、地域で地域の子どもたちを育てるという意識の醸成をめざし、社会福祉法人などが行う子育て支援サービスを補完します。

## 3 子どもの人権の尊重

### 基本方針

子どもの人権を尊重し、子どもの自立を促す地域づくりを進めるとともに、本市の自然と風土のなかで、子どもたちがたくましく生きる力を伸ばすことができるよう、保育園、幼稚園から高校までの教職員が家庭、地域と連携して生徒指導と家庭教育支援の取り組みを推進します。

また、複数の児童相談窓口を設置するとともに、児童相談所などの関係機関で組織する要保護児童※対策地域協議会を設置し、要保護児童の早期発見とその支援体制の整備を推進します。

### 施策を取り巻く環境

都市化の進展や核家族化の進行などを原因とした家庭や地域における子育て機能の低下が、子どもを取り巻く環境を変化させています。

非行など問題行動の増加、不登校、いじめに加え、児童虐待などの発生が深刻な社会問題となっています。

子どもがひとりの人間としての人権を有し、尊重される存在であることを認識し、健やかに育まれる環境づくりが緊急の課題となっています。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
児童相談窓口の設置数	箇所	2	9	子育て支援センター窓口で相談を実施し、相談体制を充実

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
児童相談の実施													
乳児全戸訪問の実施													

○分野別計画 次世代育成支援行動計画(後期) (平成22年度～平成26年度)

### 市民協働への取り組み

地域で地域の子どもたちを育てるという意識の醸成により、いじめや児童虐待などを許さない市民意識を作り出す支援を行います。

## 子育てを楽しみ喜べる社会づくり

### 基本方針

男性の子育てへの参加促進に向けて、男女共同参画意識の醸成と、子育てにおける男性の役割などについて啓発活動を推進します。

また、男女が共にいきいきと楽しく子育てをしながら働き続けられるよう、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みを推進します。

さらに、子育てが家庭の大きな負担とならないよう、ショートステイ※や病後児保育などの充実を図ります。

### 施策を取り巻く環境

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、子育てをしながら働くことのできる基盤となる保育サービスや放課後児童クラブなど、子育て支援サービスの充実が必要となっています。

保育施設の老朽化に伴う建替えや施設整備などについては、保育児童数の推移を見守りながら、計画的に進める必要があります。

また、一般事業主行動計画を策定していない企業の事業主に対して、ワークライフバランスの推進を依頼していく必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
保育児童数	人	1,690	1,850	保育サービス充実による児童数の増加
児童館施設数	箇所	4	5	児童の健全な遊びと健康増進する施設の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
保育施設の計画的な整備と改修													
児童館の計画的な整備と改修													
放課後児童クラブの計画的な整備と改修													

○分野別計画 次世代育成支援行動計画(後期) (平成22年度～平成26年度)

### 市民協働への取り組み

一般事業主行動計画の策定を促すことにより、子育てをしながら働くことのできるまちをめざして、支援を行っていきます。



# 安心とぬくもりを感じるまち

## 【安全安心】



絵画・写真展 入選作品 「真冬の放水」

# 地域防災力の強化

## 重点プロジェクトⅠ 関連施策

### 基本方針

本市域は穏やかで、大規模な被害を及ぼす災害の少ない地域ですが、災害はいつ発生するか分かりません。万が一の災害発生時に備え、自主防災組織の活動支援と設立促進とともに、市民、町内会、各種団体、行政など関係機関の連携を推進します。

また、災害時要援護者支援体制の整備を図り、地域の防災力を強化するとともに、災害情報を的確・迅速に伝達するため、防災無線など有効な情報伝達体制を検討します。

さらに、近隣市町などとの災害協定に基づき、災害時の応援体制を強化するとともに、避難場所の確認や、家庭で常備すべきものなど、日頃の心構えについて啓発を行い、また、災害時の復旧・復興対策について強化を推進します。

### 施策を取り巻く環境

大規模な被害を及ぼす自然災害に備えるためには、行政による消防力や防災力の強化と並行して、自主防災組織の設立や育成など、市民が主体となった地域防災力の強化が不可欠です。

市民が主体となった地域防災力と行政による防災力が協力することにより、私たちの住むこの地域を守ることができます。

危機管理に関する各種研修や訓練を実施し、危機管理意識※と、危機管理能力の向上が必要です。また、災害発生時の各種応急復旧活動を行いうため、民間事業者や金沢工業大学、県内の自治体、愛知県東浦町とも災害時応援等協定を締結しています。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
自主防災組織の数	団体	26	54	全町内会で結成し、地域防災力を向上
地域防災リーダー数	人	20	80	自主防災組織における防災士数を増加
災害時応援等協定の締結数	団体	19	30	行政による防災力を強化

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
自主防災組織設立の促進													
地域防災リーダー育成・活動支援													
情報伝達体制の整備													

○分野別計画 地域防災計画(平成24年度改訂) 国民保護計画(平成19年度~)

### 市民協働への取り組み

万が一発生した災害の際に、自分と家族を助けられるのは、約7割が自分自身(自助)、約2割が近所に住む人たち(共助)、そして約1割が救急や自衛隊など(公助)であると言われています。

災害の発生時における、自助と共助の重要性を承知し、備える市民の意識醸成を促します。

# 公共施設と住宅の耐震化促進

## 重点プロジェクトⅢ 関連施策

### 基本方針

災害時に拠点避難所として使用される小中学校や避難所となる公共施設は、市民の生命を守るために非常に重要な施設です。

避難所となる小中学校の耐震化工事はおおむね完了しましたが、市民体育館や公民館などの耐震化について、計画的な耐震化工事を進め、建物倒壊による被害の軽減を図り、地震などの大規模災害に強いまちづくりを推進します。

また、住宅の耐震診断、耐震補強に必要な費用の一部を助成するなど、地震発生時に倒壊建物がなく、市民が安心して快適に住み続けられるまちをめざします。

### 施策を取り巻く環境

平成19年3月に発生した能登半島地震では、建物の倒壊や道路被害など能登地方を中心に大きな被害を受けました。

また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、地震による被害とともに、大きな津波による未曾有の被害を受け、全世界を震撼させる大災害となりました。

地震による家屋倒壊は、多くの死傷者を発生させるとともに、道路を遮断するため、救助活動に支障を来たし、被害を拡大させるおそれがあります。

避難所が倒壊することのないよう、耐震診断を進めるとともに、耐震化工事を促進する必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
住宅の耐震化率	%	77	90	耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震化率増加
避難所となる公共施設の耐震化率	%	90	100	耐震改修促進計画に基づく公共施設の耐震化率増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
既存建築物の耐震改修工事費などへの補助													

○分野別計画 耐震改修促進計画(平成19年度～平成27年度)

### 市民協働への取り組み

万が一の災害発生時に、その被害を最小限に抑え、また、速やかな復興活動へと移行するため、災害の発生に備え、自らが原因となった建物の倒壊などが起こらないよう、耐震診断や建物の補強を促します。



# 地域消防の強化

## 重点プロジェクトⅠ 関連施策

### 基本方針

万が一発生した火災や水害などに的確に対応し、市民の生命と財産を守るために、地域を守る消防団員が活躍しています。

町内会や事業所へ積極的な消防団活動の情報提供や広報活動を行い、消防団員の安定確保を図ります。

また、定期的な消防訓練や防災訓練、救急救命講習会を実施するとともに、水防活動の迅速化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

震災や風水害などにより、同時に多数の負傷者が発生した場合には、平常時のような救急体制を期待することは難しいことから、市民による自主的な救護活動が極めて重要になります。

このような場合に備え、救急救命講習会などの応急手当講座の積極的な開催を推進します。

### 施策を取り巻く環境

近年の社会環境の変化などから、消防団員の確保が難しい状況になっています。

また、火災や水害などの災害発生時に、地域を守る消防団員の就業構造の変化に伴い、昼と夜における地域防災力に格差が生じています。

近年では、地域における連帯感が希薄化する傾向にあり、このことを原因として地域防災力の低下が懸念され、災害時に相互に助け合うための地域コミュニティの形成が求められます。

さらに、管理河川に水位計を設置することや他団体との情報ネットワークを確立する必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
警戒水位などの設定箇所	箇所	0	5	水害防止を図るための警戒水位の設定箇所増加
消防団員の数	人	105	130	地域防災力の強化
救急救命講習会の開催回数	回/年	80	100	地域防災力強化のため町内会、事業所、学校での講習回数増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
河川情報の整備													
非常備消防の施設・資機材の整備													
地域防災計画の見直し													

○分野別計画 地域防災計画(平成24年度改訂)

### 市民協働への取り組み

火災や水害などの発生時に、地域を守る消防団員への加入を促すとともに、家庭での非常持ち出し用品などを準備することなどについて意識向上を促します。

## 避難場所、防災用備蓄の充実

### 基本方針

万が一の災害発生時には、小中学校が地域の拠点避難所となり、一時的な生活の場所となります。

拠点避難所となる小中学校には、物資配給の拠点として活用する防災備蓄倉庫の設置を図るとともに、食料、救出資機材、毛布など備蓄物資の充実を図ります。

また、定期的に避難場所やそれぞれの家庭で用意すべき防災用品などの周知強化を図り、災害による被害を最小限に抑えるとともに、迅速に復旧、復興活動に移ることができるまちをめざします。

### 施策を取り巻く環境

本市では、自然災害などに対応するため、小中学校や地区集会所など市内72カ所の施設を災害時の避難場所に指定しています。

また、災害時要援護者である高齢者や障害のある方などの避難場所として、市内の福祉関係施設を福祉避難場所として指定しています。

大規模な災害の発生時には、全市的な避難場所の確保と食料などの緊急物資の供給が必要となることから、地域防災計画に定める食料品や日用品などの備蓄品の確保が必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
福祉避難所数	箇所	4	6	災害時要援護者を収容する避難所の増加
災害備蓄食料等の備蓄率	%	85	100	地域防災計画に定める備蓄量に対する備蓄率の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
災害備蓄品の整備													

○分野別計画 地域防災計画(平成24年度改訂)

### 市民協働への取り組み

地域における防災活動への積極的な参加と参画を促すとともに、避難所の場所や家庭で用意するべき防災用品などについて、周知を図ります。

# 交通安全対策の強化

## 重点プロジェクト I/III 関連施策

### 基本方針

モータリゼーション※の発達や、老年人口の増加、ライフスタイルの多種多様化などにより、道路交通事情を取り巻く環境は悪化する傾向にあります。

交通事故の防止を図るため、標識や道路照明、歩道など安全施設の整備を充実し、危険交差点の改良とともに、交通安全教育の充実、交通マナー向上対策の強化、交通安全ボランティアの育成と支援など啓発活動を推進します。

### 施策を取り巻く環境

都市化の進展により交通量が増加し、通過交通※の多い国道での事故をはじめ、生活道路での子どもや高齢者が被害者となる事故の割合が高くなっていることから、子どもや高齢者の交通安全対策を重点的に取り組まなければなりません。

また、交通事故の多くは、基本的な交通ルール違反や交通マナーの低下が原因であることから、市民一人ひとりの意識向上が大切です。

交通事故が発生しにくい環境をつくるために、地域が一体となって、交通安全ボランティアによる交通安全教室の実施や自転車運転のマナーアップのための街頭指導を行い、交通安全意識の高揚を図っています。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
標識・照明の設置率	%	100	110	交通安全のための標識等の設置率増加(新市街地分)
市道歩道のバリアフリー※化延長	km	27	37	バリアフリー法に基づく段差の解消

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
人にやさしい道づくりの推進													
幼児、児童の交通安全教室の実施													
高齢者の交通安全意識高揚の推進													
ボランティアによる街頭活動の強化													

○分野別計画 交通安全計画(第9次) (平成23年度～平成27年度)

### 市民協働への取り組み

自動車や自転車の安全運転とマナー向上を実践する市民の意識向上を図るため、積極的な広報、啓発活動を行います。また、交通安全のためのボランティア組織の育成と活動支援により、市民による交通安全対策を支援します。

# 防犯対策の強化

## 重点プロジェクトⅠ 関連施策

### 基本方針

経済環境の変化に伴い、犯罪形態が多様化するなか、犯罪のない、安全なまちをつくるため、地域ぐるみの防犯活動を積極的に推進します。

また、本市の北部地域への交番の新設など環境整備を関係機関に積極的に働きかけ、犯罪の抑止をめざします。

さらに、防犯ボランティア団体の連携強化と活動の活性化を促し、自主防犯体制を強化するとともに、防犯灯の設置を促進するなど、犯罪が発生しにくい環境を整備し、地域の安全は地域で守るという意識を基本として、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

### 施策を取り巻く環境

都市化の進展に伴い、地域の連帯意識が希薄化し、犯罪の広域化、スピード化と相まって、特に車上狙いや自転車盗などの街頭犯罪※が多発傾向にあります。

地域の安全と安心を実現するためには、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域が一体となって犯罪抑止に取り組むことが必要です。

本市では、防犯協会や金沢工業大学イーグル・セーフティ・プロジェクトチームなどによる自主防犯パトロールや、児童や生徒の登下校を見守る見守り隊などの防犯ボランティアによる地域活動が活発に行われています。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
防犯灯の設置数	灯	4,000	4,800	町内会が管理する防犯灯数の増加による犯罪抑止
地域ボランティア活動の実施数	回	33	36	市民の防犯意識向上

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
街頭犯罪抑止対策の推進													
北部地域交番設置に向けた要望の継続													

### 市民協働への取り組み

防犯ボランティア組織の結成と活動の活性化を支援し、市民と地域、行政が一体となって犯罪を抑止するための取り組みを推進します。

# 消費者の安全安心の確保

## 重点プロジェクトⅠ 関連施策

### 基本方針

巧妙化、悪質化が進む悪質商法などから市民を守るために、消費者である市民が安心して生活できるまちをめざします。

消費者からの苦情や相談に応じることができるように、消費生活センターの相談体制を充実させるとともに、さまざまな消費生活に関する相談について、専門知識を備えた相談員の対応を推進します。

また、定期的な移動相談室を開設するなど、潜在する被害者の救済を推進します。

### 施策を取り巻く環境

悪質商法が巧妙化し、高齢者や若年層を対象とした訪問販売や電話勧誘販売などによる被害が増加しており、ひとり暮らしの高齢者や学生が、安心して気軽に相談できる体制を整える必要があります。

また、石川県消費生活支援センターで受け付けられている相談とあわせて、潜在する被害者からの相談件数の急増が予想されるため、幅広い相談に対応できるよう相談員の資質向上、相談体制の充実を図る必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
消費生活相談会の開催数	回/年	0	20	移動相談室の開催による消費者の安全確保

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
消費生活相談員の養成													
消費生活相談の対応													

### 市民協働への取り組み

巧妙化、悪質化する悪質商法の被害を未然に防ぐには、まず、市民の心構えが必要です。

行政からのお知らせなどを通じて、被害に遭わない心構えを持つことができる意識の醸成を図ります。

## 消費者教育の充実

### 基本方針

インターネットや電話を利用した悪質商法や振り込め詐欺、多重債務※、食品偽装などの消費者事故が発生するなど、消費者を取り巻く環境は、複雑化・多様化し、いつの間にかトラブルに巻き込まれてしまうといった事例も見受けられます。

このようなトラブルから消費者である市民を守るために、消費生活に関する情報提供や啓発活動に努め、学校、地域、家庭、職場など、さまざまな機会と場所を通じて、消費生活に関する教育の充実を図ります。

また、消費者に必要とされる情報を、迅速に、的確に届けることができるよう、情報の収集と発信体制の整備を推進します。

### 施策を取り巻く環境

消費者が日常の暮らしのなかで使用する商品や利用するサービスは、その構造、品質、内容などにおいて、事業者によって安全性が確保されていることが基本的な条件ですが、現実には商品やサービスによる消費者被害が多数発生しています。

一方、全国的に多発している多重債務問題や消費者事故などに対する被害を未然に防ぐためには、消費者である市民が、消費者として身に付けておくべき情報を正確に得ることが必要です。

また、行政では、消費者に必要な情報を正確に届けることができるよう、情報の収集と発信の体制を整えることが必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
消費生活研修会の開催回数	回/年	10	30	地区老人会、町内会など各種団体での研修会を通じた消費者の意識向上

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
消費生活研修会の開催													

### 市民協働への取り組み

消費生活に対する学習機会の提供や、情報提供、啓発活動により、消費者である市民の意識向上を図り、市民は、自立するための活動、消費者教育への協力や啓発活動への参加、参画できる環境を整えます。



# 環境について考える人が住むまち

[環境]



絵画・写真展 入選作品 「野々市しを、さんぽ」



# 環境の保全の推進

## 重点プロジェクトⅡ 関連施策

### 基本方針

私たちの日常生活や事業活動は、さまざまな面から環境に負荷を与えており、今日の多くの環境問題にとって無視できない要因となっています。

健全で恵み豊かな自然環境が保全されるとともに、それらを通じてすべての市民が幸せを実感できる生活と、次の世代へ継承できる環境の保全を推進します。

環境の保全に関して、総合的で長期的な視点から、計画的に本市の社会的、自然的条件に応じた環境保全のため、本市が持つ資源や特長を生かした地域づくりに努めます。

### 施策を取り巻く環境

私たちの生活や活動に伴って排出されている、温室効果ガス<sup>※</sup>によって引き起こされている地球温暖化をはじめとする環境負荷は、さまざまな形で私たちの暮らしに影響を及ぼしています。

今日の環境問題の中には、このまま放置すれば、将来、甚大な被害をもたらす可能性が指摘されている問題もあります。

特に、地球温暖化問題に対する取り組み、循環型社会の構築、良好な大気環境や健全な水環境の確保、生物多様性<sup>※</sup>の保全の分野について、着実に前進を図る必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
環境基本条例制定の達成度	%	0	100	条例制定の達成割合

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
環境基本条例制定の検討													
環境基本条例の制定													
環境基本計画の策定と実施													

○分野別計画 環境基本計画(平成33年度策定予定)

### 市民協働への取り組み

一つひとつの力は小さくても、多くが集まれば大きな力になるはずです。電気をこまめに消す、水を出しちゃなしにしないなど、身近なことからはじめ、日常生活での環境への負荷を低減するための取り組みを支援します。

## 2 地球温暖化対策の推進

### 重点プロジェクトⅢ 関連施策

#### 基本方針

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす大きな問題です。

その解決には、市民、事業者、国、県、近隣市町と本市が連携して、温室効果ガスの排出抑制などに取り組まなければなりません。

温室効果ガス排出抑制などに取り組むにあたり、まず本市自身が率先的な取り組みにより市民や事業者の模範となるよう努めます。

また、市民や事業者の協力を得て、公共交通機関や自転車の利用促進などのライフスタイルの見直しを進め、暮らしや産業活動、輸送、エネルギーの低炭素社会の実現を推進します。

さらに、市民や事業者によるグリーンカーテン<sup>※</sup>、太陽光などの新エネルギーによる地球温暖化対策の普及を積極的に推進します。

#### 施策を取り巻く環境

国では、温室効果ガスの排出抑制、吸収の量の目標を設定し、国内における地球温暖化対策の全体枠組みの形成とその総合的実施とともに、クールビズ<sup>※</sup>やウォームビズ<sup>※</sup>などの国民運動を展開するほか、国際的協調のもとで、さらなる取り組みが求められています。

また、地方公共団体には、自らの温室効果ガス排出量の削減や市民、事業者に対する支援のほか、地域の条件に応じて、創意工夫により温室効果ガスの排出削減に資する都市・地域整備、社会資本の整備、新エネルギーの導入、緑化運動の推進などの取り組みが期待されています。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地球温暖化対策実行計画の達成度	－	100	90	市の事務・事業により排出される温室効果ガス量の削減(対平成20年度)
地球温暖化対策に対する支援	件数	100	500	住宅用太陽光発電システム設置への支援等による地球温暖化の低減

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
主要な事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の削減													
市民、事業者による地球温暖化対策への支援													
地球温暖化対策実行計画の見直し													

○分野別計画 地球温暖化対策実行計画(平成22年度～平成33年度)

#### 市民協働への取り組み

私たちの住む地球を守るために、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを抑える取り組みを日常から行う市民となるよう啓発活動などを通じて、その支援をしていきます。

## 3 自然環境の保全

## 重点プロジェクトⅡ 関連施策

## 基本方針

私たちは、多様な生き物たちの恵みにより“いのち”と“くらし”が支えられていることを理解しなければなりません。

国や県、近隣市町などと連携し、自然と人間との共生をめざし、生物多様性の保全や持続可能な地域の構築に努めます。

また、市民の里地・里山・里海の保全に対する関心を高め、自然とのふれあいを通して、環境の保全に必要な人材の育成に努めます。

## 施策を取り巻く環境

生物の多様性は、開発などによる生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山などの劣化、外来種※などによる生態系のかく乱などにより、危機に直面しています。

また、地球温暖化などの気候変動は、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれが懸念されています。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
環境ボランティアの人数	人	0	20	自然環境保全に関心のある市民の増加
環境ボランティアによる活動回数	回/年	0	4	自然環境保全の啓発などを行う催し物等の増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
自然環境の保護に携わるボランティアなどの育成													

## 市民協働への取り組み

私たちの生活や事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を承知し、人間だけではなく、鳥や花、木や昆虫、動物たちも、私たちと共に生きていることに配慮した生活や事業活動を支援していきます。

## 4 ごみ減量、資源リサイクルの推進

### 基本方針

私たちの生活は、さまざまな資源の利用によって成り立っています。

限りある資源を有効に活用し、豊かな本市の姿を次世代に引き継ぐためには、私たちのライフスタイルを見直し、ごみの減量や、資源のリサイクルを推進する必要があります。

本市では、市民や事業者の協力により、ごみになるものはいらないと断る(Refuse:リフューズ)、ごみをできるだけ減らす(Reduce:リデュース)、再利用する(Reuse:リユース)、再生利用を心がける(Recycle:リサイクル)、修理して使う(Ripar:リペア)という5つのRを推進します。

また、再生資源など環境への負荷の少ない環境物品などの購入を推進し、地域における循環型社会を構築し、環境への負荷が低減されるよう努めます。

### 施策を取り巻く環境

資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にするには、循環型社会を形成することにより、地域を持続することが可能な生産形態、消費形態を作り上げなければなりません。

今、私たちが暮らす環境は、自然の循環サイクルから外れており、自然による自浄力だけでは回復することが難しくなっています。

すべての市民が力を合わせて、汚さない努力をすることが必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
家庭系ごみの排出量	g	592	517	市民1人1日あたりのごみ排出量低減
事業系ごみの排出量	g	7,083	6,189	1事業所1日あたりのごみ排出量低減
リサイクル率	%	13	15	空き缶、空き瓶等のリサイクル率向上による環境負荷の低減

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
家庭系ごみの減量													
事業系ごみの減量													
ごみのリサイクル推進													

○分野別計画 一般廃棄物処理基本計画(平成23年度～平成33年度)

容器包装廃棄物にかかる分別収集計画(第6期)(平成23年度～平成27年度)

### 市民協働への取り組み

5つのRを承知し、私たちが生活する地域と、地球環境を考えることができる機会を提供することにより、環境への負担が少なくなることを支援します。

## 5 廃棄物の適正処理

### 基本方針

循環型社会を形成するためには、家庭から排出される一般ごみや燃えないごみなどの廃棄物を、指定された日に分別して排出するなど、適正な処理方法を行うことが重要です。

廃棄物を適正に処理するために、市民と事業者、行政が一体となって普及啓発活動に努めます。

また、家庭系ごみの排出量に応じた負担の公平化などの観点から、分別収集の区分の見直しや集団回収への助成、排出抑制や再利用の促進などの充実を図るとともに、ごみ処理有料化の導入について検討します。

### 施策を取り巻く環境

人口や事業所数の増加に伴う廃棄物の適正な処理と、廃棄物処理施設や最終処分場などの整備が課題となっています。

また、近年では、燃えないごみなどの集積場から廃棄物を持ち去る行為が見受けられ、このことに対して適切な措置を講ずる必要があります。

さらに、地震や水害などの災害に伴い、大量に発生する災害廃棄物<sup>\*</sup>についても、迅速で適正に処理できるよう体制を整える必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
家庭ごみ集積場数	箇所	1,600	2,000	家庭ごみを出しやすい環境を整備し、不法投棄を抑制

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2021)	24 (2022)	25 (2023)	26 (2024)	27 (2025)	28 (2026)	29 (2027)	30 (2028)	31 (2029)	32 (2030)	33 (2031)	34 (2032)
白山野々市広域事務組合や隣接市との連携													
一般廃棄物処理業者に対する指導													
市民、町内会などに対する支援と啓発活動													
家庭系ごみ処理の有料化についての検討													
災害廃棄物処理計画の策定													

○分野別計画 一般廃棄物処理基本計画(平成23年度～平成33年度)

容器包装廃棄物にかかる分別収集計画(第6期)(平成23年度～平成27年度)

地域防災計画(平成24年度改訂) 災害廃棄物処理計画(平成28年度策定予定)

### 市民協働への取り組み

ごみの適正な排出に努めるとともに、市民協働によって不法な投棄や、廃棄物の持ち去りなどの早期発見や速やかな除去を行うことができるよう、体制の整備支援と啓発活動を行います。

# 快適な生活環境の確保

## 重点プロジェクトⅡ 関連施策

### 基本方針

良好な水環境、大気環境、土壤環境を守り、また、日常生活に起因する公害や苦情のないまちをめざします。

本市に生活する市民や事業所の増加に伴って、日常生活や事業活動上でトラブルが発生する場合が見受けられますが、市民の相互理解や、地域コミュニティの形成により、自主的に解決することができ、快適な生活環境を確保できるよう、啓発活動を推進します。

### 施策を取り巻く環境

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下の典型7公害のほか、近年増加傾向にある、日照や通風の阻害、光害、電波障害など日常生活に起因する公害など、公害の種類は多様化しています。

事業活動などに伴う大気の汚染、水質の汚濁、騒音、悪臭などの公害の発生が懸念され、また、空き地の適正な管理、ペットのふんの適切な処理を怠るなど日常生活にかかるマナーが守られないことにより、生活環境に被害が生ずるおそれがあります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
空き地の除草受託面積	m <sup>2</sup>	12,000	10,000	市民の自主的な解決により受託面積の減少

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
公害防止のための指導													
環境分析調査の実施													
空き地の除草													
美化推進活動に対する支援													

### 市民協働への取り組み

特に、日常生活に起因する公害について、市民同士がお互いを気遣い、地域で生活しているという意識醸成のための支援を行います。

## 持続的な地下水の保全と利用の調和

### 基本方針

地下水は、地域特有の地質や自然、人為的な水循環の巧みな組み合わせによって成り立っている貴重な資源です。

豊富であると考えがちな地下水も、決して無限にあるものではなく、また、地下水は地域で共有する貴重な資源であることを認識し、“持続的な地下水の保全と利用の調和”を基本理念として、その保全対策を地域全体で取り組むことを進めます。

また、地盤沈下の原因ともなる地下水の水位、揚水量、かん養※量などの推移を注視し、近隣市町との連携を保ちながら、地下水の採取規制のあり方を検討します。

### 施策を取り巻く環境

都市化の進展などに伴い、農地などが雨水の浸透しにくい宅地や道路等に変わってきており、地下水がかん養される条件は次第に厳しさを増していることから、かん養の保全に努め、大きな保水力を持つ水田などの機能を、できる限り保全することが必要になります。

また、本市域は手取川扇状地に位置しており、主に砂や石が堆積する浸透性が高い地域です。地表に流れ出した有害物質などが容易に帯水層へ到着し、地下水を汚染させる可能性があることから、地下水の水量や水質などの保全計画の策定が急務となります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地下水保全計画の策定	%	0	100	策定の達成割合

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
地下水保全計画の策定													
計画に基づく地下水保全の実施													

○分野別計画 地下水保全計画(平成27年度策定予定)

### 市民協働への取り組み

節水を心がけ、限りある貴重な水資源の保護と保全のための意識醸成を図ります。

## 3 墓地の確保

### 重点プロジェクトⅢ 関連施策

#### 基本方針

健全な公衆衛生の確保の観点から、公営墓地の適切な管理に努めるとともに、墓地、納骨堂の設置者に対して適正な管理の指導を推進します。

また、既存墓地の拡張について検討を行うとともに、新たな公営墓地公園等の設置を検討します。

新たな墓園の設置は、供養参拝される方の幅広い年齢層を考え、近距離にあり、一定規模の駐車場を持ち、緑地等で囲まれる場所とすることを検討します。

新たな公営墓地の場所については、新市街地整備地区で設置することを検討します。

#### 施策を取り巻く環境

本市が、住みたい、住み続けたいと考えてもらえる定住化志向の高いまちとなるためには、生涯にわたって、また、世代を超えて住み続けることのできる環境が必要です。

本市内には、墓地が少なく、また、行政区域が小さく、市街化が進んだ本市の現状では、まとまった墓地の用地を確保することは非常に困難な課題です。

墓地の拡張や新たな墓地の設置のためには、公衆衛生の確保とともに、周辺で生活する市民の理解を十分に得る必要がありますが、“ふるさと野々市”として、安心して住み続けるまちを実現するためには、墓地が必要不可欠であり、定住化を促進するために重点的に検討する必要があります。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
墓地区画数(概数)	区画	2,000	5,000	定住化志向の向上 (宗教法人が設置する墓地を除く)

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
公営墓地の適正管理や共同墓地などの適正管理指導													
共同墓地などの拡張に対する支援													
公営墓地の設置検討													

#### 市民協働への取り組み

定住化促進を目的とする公営墓地公園等を設置することについて検討を行うにあたり、市民からの意見を伺い、最良な墓地公園等の設置を行います。

# 環境教育の充実

## 基本方針

地球温暖化や廃棄物処理などの環境問題に対する市民の意識は、徐々に高まっています。

環境保全に対する意欲のさらなる増進をめざし、環境教育の推進に努め、市民一人ひとりが環境に配慮した地域の形成に参加、参画する意識がさらに高まるよう支援します。

また、地球環境問題を正しく理解し、一人ひとりが行動するまちをめざして、家庭や学校、地域、職場など、さまざまな機会を通じて環境教育の実施の働きかけや支援を行い、環境の保全に必要な人材の育成に努めます。

スポーツや文化活動、ボランティア活動を通して、五感を使って四季折々の自然にふれあう体験により、自然環境、生物多様性の保全の理解を深める機会の提供に努めます。

## 施策を取り巻く環境

環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが、環境に配慮した生活を送る消費者として、環境に対する意識やライフスタイルを変えていく必要があります。

また、環境や環境問題に対する興味や関心を高め、必要な知識などを市民が得るための教育や学習の機会を充実する必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
環境教育への参加	人	100	500	町内会が実施するごみ減量等の研修会などによる環境保全意識の高揚
環境保全体験事業への参加	人	—	100	田んぼの生き物調査や水、森などの大切さを学ぶことによる環境保全意識の高揚

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
環境保全活動に対する支援													
環境教育などに関する情報提供													
市民への啓発活動													

## 市民協働への取り組み

行政が行う環境保全に対する啓発活動や、環境教育の実施についての働きかけにより、市民の環境意識を高めるための支援を行います。

# みんながキャンパスライフを 楽しむまち

【生涯学習・教育】



基本  
計画



絵画・写真展 入選作品 「御経塚虫送り」



# 確かな学力をはぐくむ教育の推進

## 基本方針

すべての子どもたちに、学力の重要な3つの要素である「基礎的基本な知識技能を身に付けさせる」こと「知識と技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育む」こと、そして「学習に取り組む意欲を養う」ことをめざします。

学校研究の推進や教職員研修の充実を通じて授業力の向上を図るとともに、小中学校での英語教育の充実に向けた外国語指導助手の配置、情報教育の推進のための情報機器の配備など、授業の充実を図るために人的、物的な教育環境の充実に努めます。

また、幼稚園教育の振興と、経済的な理由によって就学が困難な子どもたちの保護者に対して支援します。

## 施策を取り巻く環境

今日の変化が激しい社会に踏み出す子どもたちには、確かな学力が求められます。

平成23年度、平成24年度から実施された学習指導要領では、「生きる力」を育むという理念のもと、教育内容の充実が図られ、授業時数も増加しています。

これらに対応するため、本市では、教育内容の見直しや教員の資質向上、指導の充実を図ることが必要です。

また、保護者の経済的な理由により就園や就学が制限されることのないように、十分な配慮が必要です。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
「授業が分かりやすい」と答える児童(小6)の割合	%	81.2	85.0	授業の質の向上
「授業が分かりやすい」と答える生徒(中3)の割合	%	60.6	70.0	

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
学校研究の推進													
情報教育機器の保守と整備													
特別支援教育※の推進													

○分野別計画 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画) (平成24年度～平成33年度)

## 市民協働への取り組み

学校は、教育活動の状況を積極的に保護者に発信し、相互の理解を深め、家庭、地域と共に確かな学力の育成に努めます。

## 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

### 基本方針

すべての子どもたちに、自らを律しつつ、他人と共に協調し、人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性を育むことをめざします。

学校では、道徳教育全体計画を作成し、道徳の時間を要として、さまざまな行事なども含めた学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。

また、創造力を伸ばし、豊かな感性を育むためには、読書の習慣は大変重要です。

子どもたちが生涯にわたって読書に親しむ基盤を作るため、学校では朝読書や読み聞かせなどの読書活動を推進するとともに、学校図書館の充実を図ります。

さらに、豊かな人間性を育むためには、人とのかかわりが大切です。

学校では、保護者や地域との連携を通じて、家庭や地域での体験活動などを積極的に推進します。

### 施策を取り巻く環境

現代社会では、少子高齢化、高度情報化、経済のグローバル化などが進み、物質的に豊かである一方で、他人を思いやる心の希薄化、規範意識や公共心の低下などが問題となっています。

このようななか、より良く生きるための基盤となる豊かな人間性を育むために、学校だけではなく、家庭や地域など、社会全体で積極的に取り組む必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
「近所の人に会ったらあいさつをする」と答える児童(小6)の割合	%	86.4	90.0	豊かな人間性を持った児童生徒の育成
「近所の人に会ったらあいさつをする」と答える生徒(中3)の割合	%	79.2	85.0	
学校図書館 小学校児童一人あたりの貸し出し冊数	冊/年	66	80	読書習慣の定着
学校図書館 中学校生徒一人あたりの貸し出し冊数	冊/年	8	20	

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
道徳教育全体計画に即した教育活動の展開													
児童生徒の地域活動への参加促進													

○分野別計画 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)  
子ども読書活動推進計画(平成22年度～平成26年度)

### 市民協働への取り組み

家庭、地域、学校がよりよい連携を深め、地域美化清掃活動など、さまざまな活動に大人と子どもが共に参加することを促します。



### 3 健やかな体をはぐくむ教育の推進

#### 基本方針

すべての子どもたちに、運動に親しむ資質や能力の基礎を育成するとともに、健康や安全、食の大切さについての理解を深め、健康や体力の増進を図ります。

学校では、体育科の授業を通じて発達段階に応じた体系的な指導を行うとともに、体育的な行事や中学校部活動の充実、食育の推進を図ります。

#### 施策を取り巻く環境

高度情報化社会の飛躍的な進展により、野外で遊ぶよりもゲーム機やパソコンを使って屋内で遊ぶ子どもが増え、このことが基本的な生活習慣の乱れにつながっています。

子どもたちには、仲間と一緒に遊んだり、スポーツをすることの楽しさを体験させ、自分に合った運動を、生涯にわたって親しむ資質や能力を身に付けさせることが求められています。

また、子どもから大人まで、食生活の乱れが指摘されており、その改善を図るためにも、積極的に食育に取り組み、家族の団らんを深め、健やかな体を育むことが大切です。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
全国体力・運動能力調査の結果(小5)	%	50.1	53.0	児童生徒の体力向上 (全国平均50.0%)
全国体力・運動能力調査の結果(中2)	%	49.1	52.0	
朝食を食べる児童(小6)の割合	%	94.0	95.0	食育の推進による 食生活の改善
朝食を食べる生徒(中3)の割合	%	85.6	90.0	

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
児童生徒の体力向上の推進													
部活動振興の支援													
食育の授業の充実と啓発の推進													

○分野別計画 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)  
食育推進計画(平成22年度～平成26年度)

#### 市民協働への取り組み

地域のスポーツ指導者による活動を促進し、地域ぐるみで子どもたちの健康増進と体力向上に努めるとともに、学校やPTAが中心となって、食の大切さを啓発し、家庭での食育の推進を図ります。

## 地域に根ざした学校づくり

### 重点プロジェクトⅠ 関連施策

#### 基本方針

地域に根ざした学校づくりを推進するため、保護者や市民へ学校のさまざまな情報を積極的に発信します。

郷土資料としての社会科副読本の充実を図り、それを活用して郷土の自然、歴史、人物、文化、産業について学び、郷土や地域社会に対する誇りと愛着を育てます。

また、優れた知識や技術を持つ地域の人材を“まちの先生”として学校へ迎え入れることにより、より一層、地域に根ざした学校づくりを推進します。

#### 施策を取り巻く環境

郷土や地域を愛し、道徳意識や社会性を身に付ける子どもたちを育てるためには、地域の方々との交流や、歴史や文化的な施設を積極的に活用した自然体験学習、社会体験学習、職場体験などを行うことが大切です。

また、開かれた学校づくりをめざすため、学校評議員制度や学校評価制度を活用し、家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開することが必要です。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地域の方々と連携した授業の展開	回/年	7	14	本市に対する誇りと愛着心の向上
授業で市内施設を活用した数	箇所	55	80	ふるさと教育の充実

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
地域をテーマにした学習の推進													
職場体験活動の実施													

○分野別計画 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)

#### 市民協働への取り組み

学校公開や、地域の方々と連携する授業などの機会を通じて、保護者や地域の方々にとって学校が行う活動に参加しやすい雰囲気を作り出します。



## 時代の変化に適合した学校環境づくり

### 基本方針

児童や生徒が1日の大半を過ごす学校を、安全で快適な空間として勉強に励むことのできる環境整備を推進します。

小中学校施設の計画的な大規模改造や、設備、備品の充実を図るとともに、普通教室、特別教室などの冷房化を行うなどにより、教育環境の充実を図ります。

また、安全でおいしい給食をとることができるように、新たな小学校給食センターを建設し、給食調理を一元化することで、食育の一助となるようさらなる学校給食の充実を推進します。

### 施策を取り巻く環境

計画的な小中学校の工事や修繕を行うことにより、児童や生徒に1年を通じて快適で安全な学校環境を提供し、保護者が安心して児童や生徒を学校へ送り出すことができる学校施設を整備する必要があります。

また、安全でおいしい給食を提供するため、調理を一元化した小学校給食センターの建設が求められています。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
小中学校の大規模改造実施率	%	57	100	快適な環境の学校の増加
小学校給食センターの整備率	%	20	100	整備の進捗率

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
小中学校大規模改造工事の実施													
小学校給食センターの整備													

○分野別計画 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)

### 市民協働への取り組み

地元食材の生産者との交流を深める食育を推進し、地元食材の活用と食への感謝の気持ちを育みます。

### 3 青少年の健全育成

#### 基本方針

青少年を健全に育成することは、地域の発展にとって不可欠であり、すべての市民の願いです。家庭、地域、学校、行政がそれぞれの役割を果たしつつ地域全体で、社会的に自立した青少年の育成を図ります。

また、少年育成センター活動の充実を図るとともに、青少年健全育成団体などと連携を図りながら地域の教育力を高めます。

#### 施策を取り巻く環境

都市化や情報化などの社会環境の変化に伴い、青少年の非行や問題行動が懸念されるなか、家庭、地域、学校、行政が連携して、地域全体で青少年を育てていくことが求められています。

少年育成センターが行う各種の巡回活動を通じて、家庭や地域と連携し、非行防止や環境浄化活動※を行っています。

また、ボランティア探検隊“飛鳥”など青少年ボランティア団体を育成し、青少年が自らの力で積極的に社会的活動を行う気運を盛り上げる必要があります。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
巡回活動を行う人数	延べ人数	625	687	青少年の問題行動の抑止
青少年ボランティア団体の加入者数	人	31	46	社会的活動への気運の高揚

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
環境浄化のための街頭巡回活動の実施													
ボランティア活動の補助、機会の提供													

○分野別計画 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)

#### 市民協働への取り組み

ののいちっ子を育てる市民会議などにより、地域全体で健全な青少年を育てるという気運を醸成します。

## 学び合う、支え合う地域社会づくり

### 基本方針

核家族化や少子化、地域の人々とのつながりの希薄化など、保護者と子どもを取り巻く社会環境が大きく変化するなか、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、支え合う地域社会をめざして、家庭、地域、学校の連携を強化しながら地域全体で子どもたちの成長を支援します。

家庭の教育力を高め、保護者と子どもの豊かな育ちを支援するため、子育て中の保護者に対して、さまざまな機会を通じて学習機会を提供するなど、家庭教育に対する意識の高揚と、地域教育力の充実を図ります。

### 施策を取り巻く環境

核家族化や少子化、就業形態の変化などにより、家庭や地域でのしつけがおろそかになるなど教育力の低下が進むなか、どのように家庭での教育力を高めるかは重要な課題です。

本市は、家庭教育センターを養成し、保育園で保護者が気軽に相談できる環境を整えており、支援活動は定着しつつあります。

各発達段階に応じた保護者への適切な支援や、さまざまな機会を活用した講座を実施するなど、家庭や地域の教育力を高める必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
家庭教育学級の参加人数	人	600	720	家庭教育力を向上
家庭教育センター人数	人	23	34	

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
家庭教育の推進													

○分野別計画 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)  
次世代育成支援行動計画(後期)(平成22年度～平成26年度)

### 市民協働への取り組み

町内会やPTA、子ども会活動などを通じて、家庭はもとより地域全体で健全な青少年を育てるという気運を醸成します。

# 社会教育の充実

## 基本方針

社会教育で大切なことは、いつでも、どこでも、誰でも、自由に学習できることです。

各地区的公民館では、社会教育の拠点として地域に根ざした教育活動を行うことにより、生きがいを持って充実した生活を送り、生涯にわたって自主的な学習活動を続けることができる環境を整えます。本市の伝統や文化に根ざした創造的で活力ある社会教育を展開するとともに、大学や企業、地域と連携した支援体制の充実を図り、市民が自主的、継続的な学習機会を得ることができ、学んだ成果を地域に還元できる学習社会を築くことを推進します。

また、新しい図書館については、建設に向けて市民協働に基づく運営体制や、適切な建設場所について検討します。

## 施策を取り巻く環境

地域のつながりが薄れつつあるなか、地域の活性化を図るために、高齢者や青少年の地域活動への参画が課題となります。

また、大学や企業と連携し多様な学習機会を提供するなど、施策が形骸化<sup>（けいがい）</sup>しないよう進める必要があります。学習ニーズの的確な把握と情報提供、社会教育施設の充実など、市民の主体的な学習活動を支援する必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
講座の参加者数	人/年	858	1,029	市民大学校、寿大学校・大学院等への参加者増加により、社会教育を充実
自主サークル数	団体/年	99	108	地区公民館、女性センター等で活動するサークル数増加により、社会教育を充実
施設利用者数	人/年	22,422	24,664	図書館、地区公民館等の利用者数増加により、社会教育を充実

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
読書の普及活動													
新しい図書館建設に向けた検討													
地区公民館・自主サークルの活動支援													
市民大学校・寿大学校・大学院の運営													

○分野別計画 教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）  
子ども読書活動推進計画（平成22年度～平成26年度）

## 市民協働への取り組み

社会教育施設の運営審議会などを通じて、市民が社会教育を行うための事業の企画、運営に積極的に参画することができるよう努めます。

## 生涯スポーツの普及と振興

### 基本方針

生涯にわたって健康でいきいきと生活するためには、適度な運動を継続することが効果的です。

市民の誰もが気軽に参加でき、生涯のそれぞれの年齢層に応じた身近に楽しめる各種のスポーツ教室や、スポーツ大会などを通じて、スポーツ活動の普及をめざします。

誰もが参加しやすいニュースポーツ※などの普及を促し、生涯スポーツ活動の振興に努めます。

また、地域やスポーツ関係団体との連携強化に努め、年齢や個人に合ったスポーツ活動を推進します。

### 施策を取り巻く環境

近年では、ライフスタイルの変化などに伴い、健康増進に対する関心が高まっています。

個人、年齢層、地域に応じたスポーツの普及を図り、生涯にわたって行うことのできる生涯スポーツ活動の振興を通じた健康増進への寄与が必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
さわやかスポーツフェスティバル参加人数	人/年	2,189	3,200	生涯スポーツの普及
ニュースポーツ大会参加人数	人/年	107	200	生涯スポーツの振興

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
さわやかスポーツフェスティバルの実施													
ニュースポーツ大会の実施													

○分野別計画 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)

### 市民協働への取り組み

スポーツ関係団体や民間のスポーツクラブ、体育指導委員連絡協議会の行う活動と連携を図り、市民の自主的な生涯スポーツ活動への参加と参画を促します。

# 市民文化・市民芸術の活性化

## 重点プロジェクトⅠ 関連施策

### 基本方針

文化会館フォルテと情報交流館カメリヤを活用し、多彩で個性豊かな、野々市らしさがあふれる市民文化と市民芸術の創造をめざします。

感性が豊かな児童や生徒に、優れた芸術を鑑賞する機会を提供し、生涯を通じて芸術文化に親しみやすい気風、風土の醸成に努めます。

また、市民参加型の催し物を企画するとともに、市民が主体となって企画し、運営する催し物に対して活動を支援し、市民が利用しやすい文化施設の環境を充実させ、各協会やサークルなど市民の文化芸術の活性化を促します。

さらに、情報文化振興財団が行う自主事業を支援し、市民芸術家も企画段階から参画ができる市民協働によるワークショップ等の体験型事業を創出し、市民が芸術に身近に触れることのできる機会の提供を推進します。

### 施策を取り巻く環境

心の豊かさを求めるという価値観が高まるなか、文化芸術の鑑賞や活動に対する関心が高まっています。

芸術文化は、創造力豊かなひとづくりと活気あるまちづくりには欠かせないものです。

市民が身近で気軽に芸術文化活動に参加できる機会の拡充が求められています。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
美術展出品数	点	111	150	協会員・市民による作品出品数増加による市民文化・芸術の振興
椿まつり入場者数	人/年	6,000	7,000	市花木「椿」を題材とした芸術文化の発信による市民文化・芸術の振興
情報文化振興財団の自主事業数	回/年	19	30	芸術文化に親しむ機会の提供の拡充と市民協働による内容の充実

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
美術展の開催													
椿まつりの開催													
情報文化振興財団の自主事業への支援と指導													

### 市民協働への取り組み

市民が自主的に企画し、運営する催し物に対して支援を行い、市民文化と市民芸術の創造を促します。

## 2 スポーツ団体の育成

### 基本方針

スポーツ少年団の団員や、体育協会の会員の増加を図り、活動拠点となる体育施設等の有効的な利用を図るとともに、学校体育施設を最大限に開放し、利用促進に努めます。

また、新たなスポーツ人口の増加を図るため、地域のネットワークを活用し、企業やスポーツクラブ、高校や大学との連携を深め、優秀な選手の発掘に努めます。

このほか、競技力の向上と指導者の育成にも力点を置き、スポーツが盛んな活気あるまちづくりを進めます。

### 施策を取り巻く環境

スポーツ団体の活動を支援するとともに、スポーツ人口の拡大、優秀な選手の発掘や競技力向上のために欠かすことができない指導者を継続的に養成することが求められています。

また、活動の拠点となる既存施設の整備とともに、新たな施設の必要性やあり方について検討が必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
スポーツ少年団の団員数	人	528	800	団員増加による活性化とスポーツ人口の拡大
スポーツ少年団の指導者数	人	104	160	指導者増加による活性化と競技力の向上
体育協会会員の会員数	人	1,210	1,800	会員増加による協会の活性化と競技力の向上

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
スポーツ指導員の育成													
体育協会への選手発掘・育成の助成													
石川県民体育大会への選手出場の啓発													

○分野別計画 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画) (平成24年度～平成33年度)

### 市民協働への取り組み

体育協会やスポーツ少年団、認定クラブ、民間スポーツクラブ、高校、大学のスポーツ活動と行政の連携を図り、市民の自主的な競技スポーツ活動への参加と参画を促します。

# 文化財と文化資産の活用

## 重点プロジェクトⅠ 関連施策

### 基本方針

歴史と文化に恵まれた本市には、古くは約3,900年前の縄文時代から現在に至るまで、連綿と続く人々の営みの証が記されています。

なかでも、御経塚遺跡は縄文時代後期から晩期の北陸を代表する集落跡で、出土品4,219点が重要文化財に指定されています。

この貴重な文化資産の価値を広く市内外にアピールし、文化財愛護の精神と、ふるさとに対する愛情を育むために、催し物やインターネット上に開設するデジタル資料館などを活用し、年間を通して本市の貴重な文化財の存在を発信します。

また、豊富に存在する有形・無形の文化財を、市民が身近に感じるよう、普及啓発を図ります。

### 施策を取り巻く環境

文化力に優れたまちをつくるためには、市民が野々市の持つ歴史的な魅力や個性を理解し、文化財愛護の精神を高揚させることが必要です。

文化財の普及と啓発を促すために文化財に関する企画展などを行っていますが、年間を通して市民参加型の催し物の企画立案や、広報活動を推進する必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
文化財普及啓発活動への参加者人数	人/年	900	1,000	参加者の増加による文化財への愛護精神などの高揚
文化財施設の利用者数	人/年	4,400	5,000	利用者増加による文化財への愛護精神などの高揚
デジタル資料館へのアクセス数	人/年	－	1,500	貴重な文化財の存在の周知

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
文化財の普及啓発活動													
文化財企画展の実施													
デジタル資料館の開設と運営													

### 市民協働への取り組み

市民が自主的に企画し、運営する文化財普及に関する催し物に対して支援を行い、市民による文化財保全活動への意識醸成を促します。

## ののいちの歴史再発見

重点プロジェクト I/II/III 関連施策

### 基本方針

本市には、御経塚遺跡と末松廃寺跡の2つの貴重な国指定史跡が存在しています。

末松廃寺跡については、詳細な発掘調査を実施し、新たなガイダンス※施設の建設も視野に入れて魅力ある再整備を図ります。

また、他にも多く存在する市指定文化財や未指定の史跡などについても、案内板の整備や冊子“ののいち歴史探訪”的活用を通して、市民にその魅力の再発見を促します。

歴史遺産による野々市ブランドを確立し、市内外に誇ることのできるまちづくりをめざします。

### 施策を取り巻く環境

国指定史跡末松廃寺跡のさらなる調査により、新たな発見を求め、その成果に基づく遺跡の再整備が必要です。

また、国指定史跡御経塚遺跡についても、再整備計画の検討が必要です。

本市に存在する文化財を広く周知するため、“観光ボランティアガイド”などの活用により、さらに周知を図る必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
末松廃寺跡発掘調査の進捗率	%	0	100	発掘調査の実施
末松廃寺跡の再整備率	%	0	100	史跡公園の再整備によるまちの魅力向上
史跡案内看板の整備数	基	7	33	市内の史跡に設置または更新することによる、まちの魅力向上

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
発掘調査の実施													
史跡公園の再整備													
史跡案内看板の整備													

### 市民協働への取り組み

本市が行う啓発活動、文化財の保護や普及活動とともに、市民の力によって文化財の周知を図るために、そのガイドを行うための組織づくりと研究を行います。

政策 6

# 野々市産の活気あふれるまち

## 【産業振興】



基本  
計画



絵画・写真展 入選作品 「メカ作りの町 野々市」

6

# 地域資源を生かした産業の活性化

## 重点プロジェクトⅡ 関連施策

### 基本方針

ヒト、モノ、情報、知識、技術といった地域固有の特色ある資源を掘り起こし、活用することにより、地域経済の担い手である中小企業の事業活動を促進し、地域産業の活性化を図ります。

石川県産業創出支援機構や中小企業基盤整備機構などの支援機関をはじめ、大学などの研究機関との連携や異業種交流※などにより、地域の産物を生かした商品開発、特産品の販路拡大など、農商工の連携と活性化を推進します。

### 施策を取り巻く環境

本市においては、都市基盤整備の進展により、大型店をはじめ、新たな商業施設の進出が進む一方で、既存の商店や企業、従業員数は減少傾向にあります。

このような現状を踏まえ、大学が立地する本市の強みを生かした产学研や農商工の連携による地域産業の活性化が求められています。

また、地域の特色ある資源の掘り起こしと大学などの研究機関や産業間の連携をコーディネート※する体制づくりが必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
年間商品販売額	億円	2,662	2,760	販売額増加による地場産業の活性化
特產品数	品	11	20	地域資源活用の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
产学研連携への支援													
商工業の振興													
若手経営者・管理者の養成													

### 市民協働への取り組み

市内にある団体や大学などと連携する組織づくりにより、新たな地域資源の発掘に努めるとともに、市民参加、参画による地域資源の発掘や周知を促します。

## 経営体質、基盤の強化と起業化支援

### 重点プロジェクトⅡ 関連施策

#### 基本方針

事業者のニーズに合わせた情報提供や相談体制の充実を図るとともに、県や商工会などと連携しながら企業の経営改善を支援します。

経営の安定化、近代化を図るため、融資制度の充実を図るとともに、国や県の融資制度や支援機関などに関する情報提供や、いしかわ大学連携インキュベータ<sup>※</sup>(i-BIRD)を中心とした产学研連携による起業化支援に努めます。

また、魅力ある商店街づくりや次世代リーダーの育成を支援するとともに、企業の新規分野への進出や起業化支援を推進します。

#### 施策を取り巻く環境

経済変動が激しいなか、魅力ある商店・商店街を育成し地域経済の活性化を図ることが必要ですが、後継者の確保が難しいといった商店経営の問題や空き店舗の増加、商店街活動の低迷などの課題があります。

また、制度融資をはじめとした中小企業への金融支援、経営改善への支援の拡充、中小企業が新製品や新技術開発に取り組みやすい環境を整えることが求められています。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市融資(設備投資)制度利用件数	件	4	12	経営体質・基盤の強化
新製品・販路開拓補助金交付件数	件	3	10	
インキュベータ入居企業支援件数	件	9	20	

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
商工業融資制度による支援													
新製品開発・販路開拓の支援													
インキュベーション <sup>※</sup> 施設の支援													

#### 市民協働への取り組み

中小企業の経営の安定を促すため、融資制度による支援を行うとともに、企業の自助努力による経営手法の刷新や人材育成を促します。

## 3 北陸新幹線開業に伴う商工業の活性化

## 重点プロジェクトⅡ 関連施策

## 基本方針

北陸新幹線開業により、多くの来県者が期待できるなか、さまざまな分野においてビジネスチャンスが生まれます。

地場産品のブランド化と販路拡大など市場創出に取り組むとともに、商品やサービスの開発と発掘を通して、各事業所や個店が意識高揚を図りながら活力を持つことのできる活動を支援します。

また、首都圏などで活躍する野々市ゆかりの人材を産業振興アドバイザーとして登録し、特産品開発、企業誘致などで助言を求ることにより、地元商工業の活性化をめざします。

## 施策を取り巻く環境

市民が地域に愛着を持ち、来訪者が魅力を感じることのできる特色あるまちづくりにつながる商業、サービス業の振興を進めていく必要があります。

また、他県や他市町の方々に、本市に興味を持ってもらうことができるよう、広報活動を強化する必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
野々市認定ブランド商品数	点	—	10	地域資源増加によるまちの魅力向上

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
野々市ブランド商品の創出支援													
首都圏等での物産展の開催													

## 市民協働への取り組み

市民と行政の協働、または市民同士によって、新たな野々市ブランド商品を作り出し、また、地域が発信する商品の開発と販売を通じて、野々市の持つ魅力の広報活動を行います。

# 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進

## 重点プロジェクトⅢ 関連施策

### 基本方針

農作物の生産振興と産地化の促進や新たな特産物の生産、広報活動を推進し、地域農業の活性化を図ります。

また、食の安全安心に対する消費者の関心が高まるなか、地場農産物※の利用拡大、安定した生産力の確保のため、作付け面積の拡大を進めます。

これらを推進するために、学校給食への地場農産物の使用回数の増加や、農産物販売を行う生産者団体への支援強化、イベント参加による広報活動などを行い、地域生産、地域消費を推進します。

### 施策を取り巻く環境

生産者の高齢化、担い手不足や農地の減少など農業生産を取り巻く環境の悪化を背景に、特産品のキウイフルーツをはじめとする農産物の生産が減少しており、新たな地域振興作物の生産や加工品による付加価値を高めた新たな特産品を奨励し、生産者が意欲的に取り組める環境整備が必要です。

また、近年の、食の安全に対する関心の高まりを背景として、地場農産物の地産地消や都市近郊型農業の推進に向けた取り組みの充実が求められており、生産者が効率的で安定的な農産物の供給体制を整えるとともに、高品質な農産物の生産や販売に取り組むことができる環境と仕組みを整えることが必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地域特産物作付け面積	a	20	30	特産物ヤーコン作付け面積増加による地域農業の活性化
生産者団体による直売回数	回	63	66	地産地消の推進
イベント参加による周知回数	回	0	3	

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
地域特産加工品の普及促進													
特産物の振興													
農業者戸別所得補償制度の推進													
農業振興への対策													
農業フェスティバルへの助成													

○分野別計画 野々市農業振興地域整備計画(平成14年度～)  
野々市地区農村振興基本計画(平成15年度～平成24年度)

### 市民協働への取り組み

地域振興に寄与する農作物の生産を促し、その農作物に付加価値を加え、野々市ブランド農作物として、野々市の持つ魅力の広報活動を図ります。

また、地場農産物を通じた生産者と市民の交流や学校給食の献立として使用するなどを通じ、地域生産、地域消費の考え方を浸透します。



## 各種関係団体との連携による農業振興

### 基本方針

生産団体や担い手の育成、農作業の効率化に向けた取り組みを効果的に行うため、農業協同組合をはじめとする関係団体と連携し、総合的な支援を充実し、本市の農業振興を図ります。

担い手への農用地利用集積の推進や、遊休農地<sup>\*</sup>を活用した市民農園<sup>\*</sup>の利用拡充などにより、優良農地の保全を行うとともに、農道や水路などの適正な維持管理に努め、よりよい耕作環境を守り、農業生産の基盤強化を図ります。

また、地域の方々や学校などと連携し、食や環境のことを考える農業体験や、農業とのふれあいイベントなどを通じて、将来を担う子どもたちに食の大切さや農業への関心を高めることを進めます。

### 施策を取り巻く環境

農業を取り巻く環境は、都市化の進展や産業構造の変化とともに、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農家人口、農地面積が減少し、農地の遊休化が懸念されています。

また、担い手への農用地利用集積による農業生産の効率化が求められています。

農業者の高齢化や農作物価格の低迷から生じる新しい就農者の不足などの課題への取り組みに対しては、農業を振興する関係団体との連携強化が必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
各関係団体との振興会議の回数	回	0	4	農業振興に関する会議により農業の充実
農用地の利用集積面積	ha	60.4	62.9	農用地の利用増加による農業振興
認定農業者 <sup>*</sup> の人数	人	6	8	市が認定した農業者増加による農業振興
市民(体験)農園の面積	ha	1.6	1.7	新たな担い手の育成による農業への理解向上

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
営農活性化の推進													
中核農家 <sup>*</sup> の育成													
農業経営基盤の強化促進													
農業基盤の活性化													

○分野別計画 野々市農業振興地域整備計画(平成14年度～)

野々市地区農村振興基本計画(平成15年度～平成24年度)

### 市民協働への取り組み

市民の農業体験や、農業を振興する団体との連携強化、振興会議などを通じ、農業への知識を高め参画意欲を促し、農業の担い手不足を解消します。

# 就労環境の推進と余暇活動の支援

## 重点プロジェクトⅢ 関連施策

### 基本方針

勤労者が安心して働き、豊かな生活を送ることのできる環境をつくるため、国や県と連携した就業機会の拡充と雇用の確保、勤労者の福利厚生の充実に努めます。

若年者や中高年齢者、障害のある方の雇用支援、勤労者の住宅取得支援、生活資金融資利子補給などの各種助成制度の活用を促し、安定的に働くことのできる環境整備のための支援を推進します。

また、文化活動やスポーツ、レクリエーション活動への参加の機会づくりに取り組むとともに、勤労者福祉団体の育成に努めます。

### 施策を取り巻く環境

少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少が懸念されるとともに、景気の低迷による雇用情勢の悪化が課題となっています。

市民が安心して安定した生活を送るため、若年者や中高年齢者、障害のある方など、誰もが働きやすい環境づくりと就業機会の拡大が必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
有効求人倍率*	倍	0.57	1.0	求人の増加による雇用の確保
雇用増進奨励金の交付件数	件/年	15	20	雇用の増加
勤労者住宅取得支援の件数	件/年	68	95	安心して生活する市民の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
雇用増進奨励金の交付													
勤労者支援のための各種助成制度													

### 市民協働への取り組み

ハローワーク（公共職業安定所）などと連携し、就業に関する情報の提供に努め、文化やスポーツに関する勤労者の余暇活動への参加を促すとともに、元気で働くことのできる環境づくりを促します。

# ののいちの魅力創造と発信

## 重点プロジェクトⅡ/Ⅲ 関連施策

### 基本方針

市民、企業、各種団体、行政などが共に力を合わせて、まち全体で新たな魅力を生み出すため、本市の自然や歴史、文化に触れながら、本市特産品による郷土料理や創作料理を味わい、見て、体験して、感じられるまちを創ることを推進します。

また、観光物産協会の設立をめざすとともに、観光などに携わる団体などと連携して、本市の魅力を再発見する取り組みをはじめ、テレビや映画のロケーション誘致などの活動を通じて、広く本市の魅力の発信を推進します。

### 施策を取り巻く環境

本市の地域資源を有効に活用し、また新たな地域資源を発掘することにより、野々市の魅力を市内外に発信することが求められています。

また、市民に親しみのあるまちづくりを進めるうえで、市のオリジナルキャラクター“のっティ”を効果的に活用するとともに、本市を出身地とする各界著名人の力を借りることも必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
観光ボランティアガイドの人数	人	－	25	本市の魅力向上
観光ボランティアガイド活動件数	件	－	20	
観光物産協会の設立	－	なし	設立	

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
観光ボランティアガイドの養成													
観光ボランティアガイド団体への支援													
観光、地域資源の宣伝活動													

### 市民協働への取り組み

観光ルートの整備や観光ボランティアガイドの育成、ガイド団体への支援とともに、本市の魅力づくりのための活動への参加や参画を促します。

## にぎわいの創出と交流人口の拡大

### 重点プロジェクトⅡ 関連施策

#### 基本方針

“野々市じょんからまつり”は、県内有数のまつりとして定着しました。

催し物の内容充実と、市内外への広報を強化し、まちなかでのにぎわい創出と交流人口の拡大に努めます。

また、地域のさまざまな資源を活用し、市民が主体的に企画や運営を行う、地域活性化に発展する催し物への支援を図ります。

市内外から多くの観光客を呼び、にぎわいの創出を図るとともに、市民の地域への誇りと愛着が根づくまちをめざします。

#### 施策を取り巻く環境

市民参加型のまつりとして親しまれている“野々市じょんからまつり”は、本市の観光の中心として、さらなる内容の充実が求められています。

また、地域の連帯感の強化や活性化に向けて、おどりの講習会を継続するとともに、市民自らがそれぞれの地域行事の復活や新たな催し物の実施などに取り組むことが求められています。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
野々市じょんからまつり来場者数	人/年	30,000	32,000	本市のにぎわい向上

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
野々市じょんからまつりの開催													
野々市じょんからおどりの普及活動													

#### 市民協働への取り組み

市民の野々市じょんからまつりへの参加はもとより、市民自らが企画、運営する催し物への支援を行うとともに、それぞれの地域で行われる伝統行事や地域行事にも積極的に市民が参加、  
参画しやすい気運を育みます。





# くらし充実 快適がゆきとどくまち

【都市基盤】



絵画・写真展 入選作品 「にぎやかな野々市し」

# 良好な市街地環境の創出

## 重点プロジェクトII/III 関連施策

### 基本方針

快適な市街地を確保するため、無秩序に形成される市街化を抑制し、居住・就業・憩い・にぎわいなどの各機能がバランス良く配置されるよう、計画的な土地利用を推進します。

産学官連携による新たな産業の創出など、本市がさらに発展するために必要な開発を行うとともに、都市近郊型農地などの自然と都市的環境が調和した計画的な基盤整備を推進します。

また、これまでに整備した市街地においても、安心して住み続けられる質の高い居住環境の創出を図ります。

### 施策を取り巻く環境

本市の人口は増加傾向にありますが、旧市街地の空洞化や高齢化、工場の市外移転といった課題が発生しています。

低炭素社会に向けて、集約型都市構造<sup>※</sup>への転換が求められるなか、良好な居住環境の維持、改善や産業基盤の創造のために、各地区の特性に応じたまちづくりを進める必要があります。

また、用地の取得を予定している石川県立養護学校跡地の有益な利用方法について、市民の意見を踏まえて検討を重ねる必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市街化区域面積	ha	950	1,020	快適な生活環境の増加
まちづくり委員会団体数	団体	7	10	市民の考えに基づく快適な市街地の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
土地区画整理事業の実施													
県立大学周辺の整備													
県立養護学校跡地の利用方策検討													

○分野別計画 都市計画マスターplan(平成24年度～平成37年度)

### 市民協働への取り組み

それぞれの地域に生活する市民による、まちづくり検討委員会などでの意見を踏まえて、地域の意見を行政が共有し、住みやすい地域を創造するための体制を整えます。

# 居住水準の向上と定住都市の実現

## 基本方針

居住水準※の向上と定住都市の実現をめざし、一定規模以上の開発行為については、道路、公園などの公共施設や排水設備など必要な施設の整備を適正に誘導し、良好な宅地水準の確保に努めます。

また、建築物に係る審査・指導業務や地区計画などを通して、安全で豊かさを実感できる質の高い居住環境の確保に努めます。

市営住宅は、適正な戸数を確保するとともに、定期的な点検と修繕を実施して長寿命化を図り、安全で安心して住める良好な居住水準を備えた整備を進めます。

## 施策を取り巻く環境

本市は県内他自治体と比較すると持ち家の割合が低く、マイホーム取得などにより市外へ転出する市民が多い傾向にあります。

本市への定住志向を向上させるためには、市民に本市への愛着を持ってもらうことのできる取り組みが必要です。

また、少子高齢化の進展や家族構成、ライフスタイルが多様化するなか、住宅の質の向上と安全で住みやすい居住環境を確保することが求められています。

本市は、土地区画整理事業などによる急激な人口増加により都市化の現象が著しい反面、小規模な開発が拡散していることから、住宅の造成や建築物の指導を強化し、無秩序な都市化が行われることを規制し、良好な環境を備えた開発を行うことが求められます。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市営住宅の戸数	戸	30	40	子育て世代などの居住推進などによる定住化の促進
地区計画や各種協定の導入地区	地区	7	9	良好な居住環境が確保された地区の増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
市営住宅の建設													
市営住宅の長寿命化													
地区計画などによる環境形成													

○分野別計画 都市計画マスターplan(平成24年度～平成37年度)

公営住宅等長寿命化計画(平成21年度～平成30年度)

## 市民協働への取り組み

市民の居住ニーズが多様化、高度化するなか、豊かな住環境は市民と行政が共に力を合わせて作り上げるという考えとともに、市民が、本市と自らの生活する地域に愛着を持ち、後世に良好な環境を残すという考えを醸成することが必要です。

## 魅力ある街並みづくりの推進

重点プロジェクトⅡ/Ⅲ 関連施策

### 基本方針

ゆとりと潤いを感じることのできる生活環境を創出するため、市内に点在する自然環境や歴史、文化などの地域資源を生かし、市民、企業、行政が一体となって魅力ある景観の創造を図ります。

特に、歴史的な街並みの保全を図るため、暮らしのみちゾーン（旧北国街道）の整備を継続的に進めるとともに、良好な景観の保全と創出に向けた取り組みを推進します。

都市の魅力を高めていくうえで、歴史的な街並みを保全すべき地区や、文化教育施設を中心とした“市の顔”となる地域においては、道路整備に伴う無電柱化などを行い景観の向上を図ります。

また、道路に親しみを感じ、より愛着を持つことができるよう、道路の愛称を募集するなど、広く市民に浸透するよう努めます。

### 施策を取り巻く環境

景観に対する市民の意識は高まっており、豊かな心で住み続けられるよう、市民、企業、行政が連携し、より良好な景観を作り、守り、育てることが求められています。

特に、旧北国街道沿いでは、ライフスタイルの変化などにより伝統的様式の建造物などが減少しており、歴史的な趣のある街並みや建造物を保全する必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
無電柱化地区数	箇所	8	10	幹線道路沿線の無電柱化による景観の向上
道路愛称名の募集数	路線	6	9	道路愛称名の募集によるまちへの愛着度向上

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
道路愛称名の募集													
無電柱化の推進													

○分野別計画 都市計画マスターplan(平成24年度～平成37年度)

### 市民協働への取り組み

まちに愛着を感じてもらうことができるよう、道路の愛称を募集するなど、市民が親しみをもつて生活できる気運を育みます。

## 憩いと安心に満ちた緑の空間づくり

### 基本方針

地域の特性や状況に応じて、計画的に公園や緑地を整備するとともに、道路や水辺空間などの緑化や、家庭、企業など民有地の緑化を推進し、水や緑の安らぎや憩いなどの効用を活用した快適で心地よい緑のネットワークの創出を図ります。

また、公園のベンチや遊具などの施設の安全性向上とユニバーサルデザイン※の導入を促進することにより、多様化する市民ニーズへの対応を図るとともに、市民と行政が共に力を合わせ、身近な公園づくりと里親制度※による公園の管理を推進します。

### 施策を取り巻く環境

公園や緑地は、憩いや安らぎの場のほか、災害発生時の避難場所としての機能を有し、多様化する社会的な要請に的確に応えていくことが求められています。

進展する少子高齢化社会では、公園に対する各世代からのニーズが多様化しており、施設の充実や安全性の向上、公園用途の再構築などが求められています。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市民一人当たりの公園・緑地面積	m <sup>2</sup> /人	6	8	憩いや安らぎのある緑地の増加
リニューアルされた公園数	箇所	1	5	市民ニーズに応じ、公園施設や遊具を改修し、快適な公園を増加
アダプトプログラム締結団体数	団体	18	21	市民の手による公園の管理の増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
都市公園の整備													
既設公園のリニューアル													
市民参加による身近な公園づくり													

○分野別計画 都市計画マスターplan(平成24年度～平成37年度)

緑の基本計画(平成11年度～平成27年度)

### 市民協働への取り組み

市民の手による身近な公園づくり、また、里親制度を活用した公園づくりを支援し、市民に必要とされる公園の姿を検討します。

## 便利で快適な道路網の整備

### 基本方針

市民の安全な生活環境を整え、また、交通量の増大による交通渋滞の緩和など交通の円滑化を図るため、便利で快適な道路網の整備を推進します。

都市間の円滑な移動を支える地域高規格道路“金沢外環状道路”的早期完成や国道8号、157号をはじめとする広域幹線道路※、市内の円滑な交通流動を促す都市計画道路※などによる道路網の整備促進や機能強化を図ります。

また、道路の幅が狭い生活道路の改善をはじめ、歩行者や自転車が安全で快適に移動できるよう、ひとにやさしい道路環境をめざし、歩いて暮らせるまちの実現に向けた取り組みを推進します。

### 施策を取り巻く環境

これまで増加する自動車需要に対応した道路整備を中心にしてきましたが、都市の成長を見極めながら適正な道路網の整備と、歩行者の安全性や環境などに配慮した道路環境の整備を進める必要があります。

生活に密着した生活道路は、良好な居住環境を確保するうえで重要な役割を果たしています。しかし、道路の幅が狭い“狭あい道路※”は、防災や救急、消防、日照、通風などの障害となることから、狭あいな生活道路の整備にあたっては、交通などに支障のある箇所を的確に把握し、それぞれの状況に応じた道路の整備が必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
都市計画道路整備延長	km	43	46	市内の円滑な交通流動を図るための増加
狭あい道路の整備箇所数	箇所	—	+50	密集住宅市街地の狭あい道路の解消

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
都市計画街路の整備													
狭あい道路の整備													
道路・橋梁の長寿命化													

○分野別計画 都市計画マスターplan(平成24年度～平成37年度)

橋梁長寿命化修繕計画(平成24年度～)

### 市民協働への取り組み

まちに愛着を感じてもらうことのできるように、道路や街路樹などを地域で管理することなどへの支援を行います。

## 雪対策の充実

### 基本方針

冬季の市民生活や産業活動に支障を来たすことがないよう、国や県との連携により、機械除雪体制の強化や消融雪施設の延長などを進め、雪に強いまちづくりを推進します。

また、アダプトプログラムなどにより市民との協力体制による生活道路の除雪や歩道除雪体制の強化を推進するとともに、降雪期間の交通渋滞や交通事故を防ぐため、公共交通の利用を促します。

### 施策を取り巻く環境

北陸地方に生活する私たちにとって、冬季の降雪は当然のものであり、また、克服すべき課題です。

降雪によって日常の通勤や通学が妨げられることのないよう、市民生活を支える道路空間の確保は欠かすことができません。

行政による除雪対策だけでは、市内すべての要請に対応することは困難なため、市民と行政が一体となった取り組みが必要です。

また、除雪体制の強化を図るために、本市が保有する除雪機械の充実を図る必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
消雪装置集中管理施設数	基	38	41	適切な消雪装置の管理施設の増加
消雪装置設置済の路線延長	km	49	52	降雪が道路の妨げにならない路線の増加
アダプトプログラム締結団体数	団体	5	10	市民の手による除雪体制の強化

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
消雪装置集中管理システムの整備													
消雪装置の整備													
アダプトプログラムへの参画促進													

### 市民協働への取り組み

道路の里親制度であるアダプトプログラムの促進により、市民や企業の方による除雪活動を促すとともに、それぞれの自宅前などにおいても、積極的に除雪活動を行う市民の意識醸成を促します。

## 3 地域公共交通の利便性向上

### 重点プロジェクト III 関連施策

#### 基本方針

二酸化炭素排出量の抑制による地球環境の保全や、交通渋滞の緩和などのため、地域に根ざいたバスや鉄道などの公共交通の利用を促進します。

JR北陸本線や北陸鉄道石川線の輸送サービスの充実を公共交通事業者へ働きかけ、利用者の利便性向上を図るとともに、路線バスなどの公共交通機関相互の連携強化による活性化を促します。

また、コミュニティバス“のっティ”は、福祉、環境、運営面などの総合的な観点と、利用者の視点に立ち、地域の生活を支える身近な公共交通として、安全で効率的な運営を図ります。

#### 施策を取り巻く環境

コミュニティバス“のっティ”は、市民の身近な足として、平成15年9月の運行開始から好評をいただき、平成22年6月には乗車100万人を突破しました。

バスに採用したキャラクターも年齢を問わず広く市民に愛され、今では本市のイメージキャラクターとして定着し、市内外に知られています。

一方、公共交通を取り巻く情勢は、クルマ社会の進展とともに衰退傾向にあり、公共交通機関の利用者が減少し、公共交通のサービスが低下するといった悪循環に陥っています。

高齢社会の到来や地球環境問題の深刻化などに対応するためにも、コミュニティバス“のっティ”をはじめとする、地域の公共交通を守り育てていくことが強く求められています。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
コミュニティバス利用者数	万人/年	15	16	公共交通の利用者数増加(コミュニティバス)
JR北陸本線平均利用者数	人/日	2,618	2,880	公共交通の利用者数増加(JR野々市駅)
北陸鉄道石川線平均利用者数	人/日	591	650	公共交通の利用者数増加(北陸鉄道石川線市内3駅合計)

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
都市交通の円滑化対策													
JR野々市駅前広場の整備													
コミュニティバスの乗り継ぎ場の整備													

○分野別計画 都市計画マスターplan(平成24年度～平成37年度)

地域公共交通総合連携計画(平成22年度～平成24年度)

#### 市民協働への取り組み

公共交通事業者の自助努力のもと、市民のための地域公共交通であるバスや電車、鉄道に有益さを感じることができるように、その積極的な利用を促します。

# 雨水排水対策の充実

## 基本方針

短時間に多量の降雨があった場合、都市化が進む本市では、アスファルトやコンクリートで覆われ雨水を地面が吸収することができず、瞬時に水路に流れ込むことによる都市型水害の発生が懸念されます。

都市型水害の減災を図るため、雨水の排水機能を充実するための河川の整備や雨水幹線、道路側溝の整備、また、雨水の地下への浸透を促し、河川などへの負担の軽減を図ります。

河川や雨水幹線などの整備とともに、公共施設や事業所、一般家庭においても、雨水の貯留、浸透施設の設置を促し、雨水流出量を抑制することで都市型水害の発生防止を図ります。

## 施策を取り巻く環境

市街地の拡大により、短時間に雨水が河川に流出することは、都市型水害の原因につながることから、計画的、効率的な河川や雨水幹線などの整備を図る必要があります。

また、河川への雨水の流出量を抑制するために、雨水貯留や浸透施設の設置を進めるとともに、これらの設置を促すためには、開発事業者の協力や理解が不可欠です。

準用河川※十人川の改修は、平成26年度に完了を予定しており、また、二級河川※の延伸の検討が必要です。

本市が管理する河川への水位計の設置や、関係団体との情報ネットワークを確立することにより、万が一、都市型の水害が発生した場合の被害軽減を図る必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
雨水幹線の整備面積	ha	196	225	都市型水害の発生抑制
雨水排水量の抑制率	%	0	-3	雨水流出量の抑制

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
雨水幹線の整備													

○分野別計画 犀川左岸地区総合的治水対策計画(平成26年度～)

## 市民協働への取り組み

雨水排水対策施設の設置や大規模な企業、一般家庭での雨水排水対策を補助するための制度を創設することにより、貯留浸透施設の設置協力を促します。



## 安全で安定した水の供給

### 基本方針

水は日常生活に欠かすことができないものです。

安心して利用できる安全で良質な水を、安定して供給する体制を保持し続けるため、水源と給水の水質や水源井戸の監視の徹底を図るとともに、水道施設の更新や地震などの災害対策を図り、安全・安心・安定した水の供給を図ります。

### 施策を取り巻く環境

本市の上水道は、自己水源(深井戸)と石川県営水道用水を水源としており、現在、約78%を自己水源として供給しています。

昭和39年から施設整備を進め、段階的に給水区域の拡張を行い上水道の普及に努めてきましたが、今後も安全で安心な水を安定的に供給するため、上水道施設の更新を進めなければなりません。

特に、東部浄水場において永続的に安全・安心・安定した水を供給するためには、水の供給を止めることなく施設の更新などを行う必要があることから、新たな用地を取得する必要があります。

また、上水道において使用される電力に対しても二酸化炭素削減が求められており、特に配水ポンプ設備の更新には、高効率機器を採用することが求められます。

さらに、災害対策として、基幹管路の耐震化や危機管理体制の強化が必要です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
配水ポンプの高効率化による二酸化炭素削減率	%	1.2	9.6	環境保全のため、配水量に対する二酸化炭素削減(対平成21年度)

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
老朽化施設の更新													
東部浄水場の用地取得													

○分野別計画 水道ビジョン(平成22年度～平成31年度)

### 市民協働への取り組み

地球環境保全を考え、実践する市民をめざし、節水などを通じた環境保全の意識を醸成します。

## 衛生的で快適な下水道の整備

### 基本方針

下水道の供用を開始している区域での下水道への未接続家庭については、普及促進を図るために戸別訪問を実施し、快適な住環境の創出を図ります。

また、下水道施設の経年劣化に伴い、管路の長寿命化を図るために、長寿命化計画を策定し、計画的に下水道管調査を実施し、必要な改築と修繕を推進します。

大規模な地震などの災害が発生した場合に、幹線となっている下水道管路と避難場所や緊急輸送道路に埋設されている管路を守るため、これらの重要な下水道管路の耐震化を図ります。

### 施策を取り巻く環境

供用を開始している区域での下水道への未接続家庭については、下水道への理解を得るために戸別訪問による普及促進に努める必要があります。

また、下水道の未整備地区の整備とあわせ、指定避難場所や緊急輸送指定道路の下水道管路の耐震化、老朽化した下水道管路の定期的な施設点検による長寿命化に努める必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
処理区域面積	ha	990	1,087	下水道処理区域の拡大による快適な住環境の整備
下水道普及率	%	90	96	普及率増加による快適な住環境の整備
耐震化整備計画管路整備率	%	0	100	下水道管の耐震化による安全安心な住環境の整備

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
水洗化向上対策の実施													
管路の長寿命化改修工事の実施													
汚水管の布設工事の実施													
耐震化整備計画に基づく管路改修工事の実施													

○分野別計画 下水道施設長寿命化計画(平成24年度～)

### 市民協働への取り組み

公共下水道への理解と早期の接続を促すために普及活動を行い、快適な住環境を整えます。

## 3 水道事業と公共下水道事業経営基盤の強化

### 基本方針

将来にわたり、安心して使用することのできる水を安定的に供給とともに、河川や水路などの公共用水域の水質改善や生活環境の向上に寄与するため、上下水道事業の整備推進に努めます。

また、下水道事業においては、効率的でより健全な事業経営や使用料の適正化を図るため、経営基盤の強化を目的とした地方公営企業会計※方式への転換を図ります。

### 施策を取り巻く環境

近年の節水意識の高まりや、節水器具の普及などにより、これまでの普及拡大中心の事業運営から、健全な水資源の循環をめざした持続可能な経営への移行が求められています。

特に、下水道事業においては、現在、官公庁会計方式を適用しており、事業コストや資産などの経営基礎情報について、的確に把握することが難しい状況にあります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
下水道特別会計※から地方公営企業会計への転換率	%	0	100	会計方式転換の進捗率

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
下水道特別会計から地方公営企業会計への転換													

### 市民協働への取り組み

これから上下水道事業における会計方式の統一により、効率的な事業運営を進めるとともに、適正な使用料金の算定や財政状況などについて、需要者に広く情報を提供することで理解を求め、信頼ある事業運営に努めます。

# 住み続けたい!を みんなの声でつくるまち 【行財政運営】



絵画・写真展 優秀賞作品 「いつもここから見える 夕やけ」

# 広域行政サービスの拡充

## 基本方針

消防や公立病院、廃棄物処理、斎場、下水道処理の運営など、本市の行政区域だけではなく、広域的に取り組んでいる行政サービスについて、引き続き近隣市町と協力して運営を進めます。

また、住民間の交流や行政間の交流を深め、スケールメリット※を生かした、生活、文化圏の実態に基づいて、石川中央都市圏の魅力向上を図ります。

さらに、近隣市町との連携の促進により、新たに取り組むべき広域的な行政サービスについて積極的に検討します。

## 施策を取り巻く環境

本市は、隣接する金沢市、白山市やかほく市、津幡町、内灘町と共に、石川中央都市圏を同一の生活圏として、共に協力しながら広域的な行政サービスを提供しています。

また、石川中央都市圏以外の市や町とも、一部事務組合として共に協力をしながら、行政サービスを提供しています。

平成22年国勢調査結果における石川中央都市圏の人口は、石川県の総人口の6割を超える県内最大の生活圏です。

クルマ社会の進展や交通網、情報通信技術の発達などにより、石川中央都市圏の住民の日常生活圏域は拡大しており、これからも関係市町と協力して行政サービスを充実することが必要です。

さらに、行政に対するニーズ拡大により、広域的に取り組むべき課題について、近隣市町との連携のもと調査研究を行い、継続、発展をめざします。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
一部事務組合への職員派遣数	人	1	1	広域的な事務を行うための人的支援の維持
広域行政サービスの研究と拡充	事業	8	9	圏域に生活する住民に対する広域的な行政サービスの拡充

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
広域行政窓口サービス													
災害時における相互応援													
新たな広域行政サービスの研究													
圏域における公共交通のあり方研究													

## 市民協働への取り組み

公共施設や図書館の相互利用など広域的に取り組んでいる行政サービスの提供とともに、石川中央都市圏や、石川県民として同じ地域に生活する住民として意識の醸成を促します。

## 窓口サービスの向上

### 基本方針

窓口利用者の利便性の向上と、窓口の混雑の軽減を図るとともに、公的な身分証明書として利用ができる住民基本台帳カードの普及を図ります。

また、年末や年度末、年度始めの閉庁日に臨時窓口を開設するとともに、大学新入生への大学出張窓口の開設により、窓口を訪れる市民の利便性向上に努めます。

さらに、さまざまな申請書の簡素化や電子化、ファックスにより住民票などを取り寄せができる広域行政窓口サービスの充実を促すとともに、窓口サービスのあり方について検討、実施をし、市民が申請手続きを行う際の負担軽減を図ります。

### 施策を取り巻く環境

住民基本台帳カードの普及は、国の方針に沿った電子自治体の構築と今後の新しい行政サービスの展開を図る上での基盤となります。

しかし、住民基本台帳カードの普及率は約2%と低迷しており、住民基本台帳カードに付加価値を付けて多目的に利用できるよう検討が必要です。

また、広域行政窓口サービスについては、現在、かほく市以南の10市町での利用ができますが、制度の周知に努め、利用の促進を図る必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
住民基本台帳カードの発行枚数	枚	1,100	3,000	窓口の混雑解消による市民満足度向上
広域窓口サービスの利用件数	件	2,300	4,000	申請手続きの軽減

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
住民基本台帳カードの多目的利用の検討													
臨時窓口・出張窓口の実施													
窓口サービスのあり方の検討													

### 市民協働への取り組み

市民にとって便利な窓口とはどのような窓口なのかについて検討するにあたり、市民と行政が共に知恵を出し合いながら窓口のあり方を考えます。

### 3 親しみのある広報広聴活動

#### 基本方針

広報紙、ホームページ※、ケーブルテレビやコミュニティラジオ※による広報番組の充実を図り、市民の意見を反映した親しみのある情報提供に努めます。

広聴※活動では、市政ふれあいミーティングや市政バスの実施、市ホームページの“ご意見ご提案”など、さまざまな機会を通じて市民の声の収集に努め、市政に反映させることを進めます。

広報紙やインターネットなどをはじめとする情報媒体を活用して、市民への積極的な情報提供に努め、市民向けメール配信サービスの内容を充実するなどにより、市政への関心の高揚を図ります。

#### 施策を取り巻く環境

情報化社会の急激な発展によって、市民の情報収集の方法が多様化しています。

広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティラジオが持つそれぞれの特長を生かしながら、市民のライフスタイルの違いに応じた広報活動に努めます。

また、放送と通信のデジタル化によって、高度化する情報通信技術を活用した多様な情報発信のあり方を検討していきます。

市民と行政が共に力を合わせてまちづくりを進めるためには、市民からの建設的なご意見を行政に提案できる場を多く持たなければならないことから、市民提案箱や市民アンケートの実施などを通じて広聴活動の充実を図る必要があります。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市公式ホームページのアクセス数	万件/年	159	200	市政への関心度の向上
市政ふれあいミーティング開催数	回/年	12	12	市民と市長の直接対話による市政への関心度の維持

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
広報紙の発行、ホームページの運営													
広報番組の制作・放送													
市政ふれあいミーティング・市政バスの実施													

#### 市民協働への取り組み

市民への市政情報提供、市民からのご意見をお聞きすることを通じて、広報広聴活動への市民参加と参画を促し、市民協働による広報広聴活動を促進します。

## 4 積極的な情報提供

### 基本方針

市民と共に市政を運営するためには、積極的な市政情報の提供や、市民からのご意見をお聞きすることが、市民協働のまちづくりをめざすにあたって重要な視点となります。

市が設置する審議会や委員会などへ市民の積極的な参画を促し、施策や事業の企画段階から市民の意見を反映できるように努めます。

また、パブリックコメントの実施により、計画や事業の形成過程における公正性や透明性を確保するとともに、情報公開制度を引き続き運用し、市民の知る権利の確保と行政の説明責任を果たすことを推進します。

### 施策を取り巻く環境

まちづくりへの市民参画促進と、市民満足度の最大化を目的とした市政運営を行うためには、積極的に行政情報を提供するという行政としての姿勢を示す必要があります。

行政情報を隨時発信できるホームページの積極的な活用や、報道機関への情報提供のあり方についても見直しを図る必要があります。

行政のこうした姿が、市政の透明性を高めるとともに、市民と行政の連携強化につながっていきます。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市民向けメール配信サービス発信回数	件/年	100	120	市政に関する情報を入手したいと考える市民の増加
報道発表件数	件/年	212	300	報道機関への市政情報提供による広報活動の向上
パブリックコメント1件あたりの平均意見数	件	19	30	市の政策への市民による自発的なかかわりの増加と広聴活動の向上

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
市民向けメール配信サービス													
報道機関への情報提供													
情報公開制度の運用													

### 市民協働への取り組み

行政から市民への積極的な情報提供によって、市政のあり方を共に考え、共に運営していくという考え方を促進し、市民協働のまちを作ります。

## 5 コンプライアンスの徹底

### 基本方針

法令の順守、組織倫理の徹底、社会規則に則ることなど、コンプライアンス\*を徹底することが、市民の信頼を得るために要であると位置づけ、庁内体制の整備を図ります。

組織を健全に運営していくため、職員一人ひとりの倫理観の向上を図り、市民の信託に応えられる公正で質の高い行政サービスの提供を推進します。

### 施策を取り巻く環境

コンプライアンスとは、一般的には法律や規則を守ることを指します。

しかし、市職員として、単に法令さえ守っていればよいということではなく、法令の目的を理解したうえで、市民や地域からの要請にどのように応えるか、また、どのように行動するのかが重要であり、広くは誠実な対応や対象者の期待に応えることを意味します。

社会状況の変化が大きいなか、市政運営にあたっては一層の透明性の向上を図るとともに、公正な職務対応が求められます。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
コンプライアンスの推進体制	%	0	100	法を遵守する職員の教育と研修などを通じた体制の整備率
庁内、外部からの公益通報**件数	件	0	0	コンプライアンスに対する通報件数の維持

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
庁内公益通報窓口の設置と周知													
職員倫理条例の熟知と遵守の徹底													
懲戒指針の厳格で公正な運用													
職員向けのコンプライアンス研修の実施													

### 市民協働への取り組み

市職員の言動や業務遂行状況を注視し、また、不正を絶対に行わないなど庁内での気運を徹底し、市民に信頼される公正な行政サービスを遂行することにより、市民からの信託を得て、市民と共に市政を運営する市職員を育成します。

## 6 時代に応じた行政機構づくり

## 基本方針

実行力のある柔軟な業務執行体制を確立するため、施策の動向や市民ニーズに応じた事務分掌\*の見直しや、行政主体ではなく市民にとって分かりやすい組織づくりを最優先とした、市民目線による組織づくりと、部署の統合、再編などを図ります。

また、庁内分権の推進と本市の最高意思決定機関(庁議)での決定を迅速化し、時流に沿い、新たな課題にも即応できる行政機構づくりを推進します。

## 施策を取り巻く環境

多様化、複雑化が進む行政課題に的確に対応するためには、組織の縦割り構造の弊害を解消し、部署間の連携を強化した実効性の伴う横断的な行政機構づくりが必要です。

今後10年間(定年延長の場合14年間)で約3割の職員が定年退職を迎える状況にあるなかで、将来の職員構成に見合った組織機構の見直しは差し迫った課題です。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
この1年間で縦割り行政の弊害を感じたことのある職員の割合	%	—	10	職員から見た効率的な行政機構の完成度
迅速で適切な行政サービスを受けていると感じる市民の割合	%	—	50	市民から見た効率的な行政機構の完成度(市民意識調査)

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
組織機構再編成の検討と評価													
組織機構の見直し(随時検討)													
職員の計画的な配置による定員適正化													

## 市民協働への取り組み

多様化、複雑化する市政へのニーズを的確に把握し、そのニーズにあわせて柔軟に組織機構を見直すことで、市民が真に必要としている行政サービスを提供し、市民の信託を得て、市民と共に市政を運営する組織機構を作ります。



# 人材育成を目的とした人事システム

## 基本方針

組織力の向上に向けて、時代に即した行政組織機構に適正な人員配置を行い、職員の仕事への熱意を向上させ、その能力を最大限に発揮する人事異動を進めます。

また、採用後10年程度の若手職員の育成にあたっては、計画的な人事異動を行い、異なる分野の業務を経験させることで、幅広い視野と能力を養成し、適正を見極めることを推進します。

昇任昇格や人事処遇の透明性を高め、職員のやる気を引き出す、人材育成に主眼を置いた一貫性のある人事システムを検討します。

## 施策を取り巻く環境

組織が有効に機能するためには、優秀な人材の育成は欠かせません。

地方分権や行政改革が進むなか、すべての市職員の職務に対する自発的な行動を促すとともに、組織として職員が持つ潜在能力を引き出すための仕組みづくりが必要です。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
若手職員の3職場経験者の割合	%	82	100	採用後の10年間で3つ以上の職場を経験した若手職員の割合増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
職員の希望調査の実施と人事反映													
人事システムの研究、構築													

○分野別計画 人材育成基本方針(平成24年度～)

## 市民協働への取り組み

多様化する市政へのニーズを的確に把握し、市民が真に必要としている行政サービスを的確に提供できる職員の育成により、市民協働のまちづくりの一端を担います。

## 優秀な人材の確保と育成

### 基本方針

新たに市職員を採用するにあたっては、あらゆる分野に対応ができる将来性を期待できる人材に加え、より高い専門知識を持ち即戦力と成り得る人材の確保を図ります。

人材育成のための研修体系を総合的に整備し、職員が自身の可能性と能力を最大限に発揮することができるよう、多様な研修を受講することができる体制の整備を推進します。

また、本市の特性に見合った適正な人事評価制度の確立をめざし、評価結果を客観的、具体的に人材育成につなげるため、評価者研修の定期的な実施により、適正な評価を行う体制づくりを推進します。

### 施策を取り巻く環境

行政改革や職員定数の適正化などにより、新たな職員採用を抑制する一方で、地方分権の進展により業務は拡大、専門化する傾向にあり、より一層の少数精鋭化が求められています。

職員には、高度な専門的能力とあらゆる分野における政策形成能力が求められているため、これらを高めるための積極的な研修参加や自己研鑽が必要です。

市政の運営を担う能力を持つ職員の育成と、その職員を評価する適正な人事評価制度の確立を行うことは最も重要な課題です。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
専門資格取得者の割合	%	4	25	資格取得者数の割合の増加による職員の資質向上
研修計画による自己啓発研修参加人数	人/年	15	20	職員の資質向上
評価者研修の定期的な実施	回/年	1	1	適正な評価による職員の熱意向上

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
専門資格取得者などの採用													
本市の特性に見合った独自研修の実施													
研修計画による自己啓発機会の促進													
人事評価制度の研究・制度設計													

○分野別計画 人材育成基本方針(平成24年度～)

### 市民協働への取り組み

経験者の採用や、専門資格を取得している人材を確保し、即戦力として速やかに市民ニーズへの対応を行い、市民と共に市政を運営する組織をつくります。職員が、本市に必要な考え方などを身に付ける機会を充実し、職員の自己啓発を促すことにより、市民が真に必要としている行政サービスを的確に把握できる職員を育成します。

# 財源の確保

## 基本方針

税は、社会の運営に必要となる費用を、その地域の市民から広く負担をしていただくものです。市民の納税意識の高揚、徴収体制の強化を図り、悪質な滞納者には差押え処分など法的措置を行うなどにより、収納率の向上をめざします。

また、新たな財源確保の検討と増収対策、徹底した経費の縮減を行うとともに、受益者負担の原則に基づく使用料、手数料の見直し、市有財産の積極的な活用など、新たな収入確保策の検討、導入を行い、負担の公平性を確保するとともに、自主自立の市政運営を担保する自主財源の確保に努めます。

## 施策を取り巻く環境

自主財源の中心である市税の伸びが鈍くなるなかで、経常的経費の増加などにより財政構造は硬直化しつつあります。

また、地方交付税については、制度の見直しにより縮小が進み、市の財政状況は財政調整基金※の取り崩しが迫られるなど厳しい状況にあることから、安定した自主財源の確保として、市税の収納率の向上を図ることが必要です。

さらに、事業の残地などについては、用地の処分を含め有効活用を行います。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市税の徴収率(現年度課税分)	%	97.9	98.3以上	近隣市の平均値以上
適正な使用料、手数料の調査検討	%	0	100	見直しが必要と見込まれる使用料、手数料を調査、検討による適正な行政運営
事業残地等の有効活用、処分率	%	0	100	事業残地等の有効活用または処分の総面積(1,135m <sup>2</sup> )

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
市税徴収率の向上、滞納処分の強化													
徴収体制の強化													
使用料・手数料の見直し													
事業残地等の有効活用と処分													

## 市民協働への取り組み

地方分権が進展し、自分たちのまちは自分たちで作るという考え方のもと、自主自立の市政運営を担保する自主財源の確保に努めます。

## 安定した財政運営の推進

### 基本方針

新たな視点による財政分析と中長期的視野に立った財政見通しの作成、公表により、健全で持続可能な安定した財政運営を推進します。

また、市民への情報提供に努め、透明度の高い財政運営を推進します。

市民と行政の協働や、協調、役割分担による効率的、効果的な行政経営により、本市の独自性を生かした施策を戦略的に推進します。

### 施策を取り巻く環境

人口減少と少子高齢化により日本経済が縮小し、市税の伸びの鈍化や地方交付税の削減などにより、市財政が硬直化する傾向にあります。

一方、地方分権の進展により、国や県から市への権限委譲<sup>\*</sup>が進み、本市の行政としての責任はこれまで以上に増加しています。

このようななか、めざすべき将来都市像を実現し、山積する行政課題を着実に克服するためには、政策的にも財政的にも自立した行政経営を行っていく必要があります。

公平な課税や収納率の向上を進めつつ、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行うとともに、市民に対して中長期的な財源見通しを示し、市民との信頼関係に基づく健全で持続可能な財政運営を進めていくことが求められています。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
実質公債費比率	%	8.2	15.0以内	公債費による財政負担の程度を表す比率 18%以上で地方債の発行に一定の制限がかかる
将来負担比率	%	34.1	130.0以内	自治体が将来負担する借金などの1年間の収入に対する比率(350%になると黄信号)
経常収支比率	%	87.4	98.0以内	財政構造の弾力性を判断するための比率 (高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す)

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
新たな視点による決算分析													
中長期財政見通しの作成													
地方債残高の抑制													

### 市民協働への取り組み

本市が行う財政運営の推進状況を市民が確認することができるよう、積極的な情報提供に努め、市民が本市の置かれている状況を認知し、市民や団体、企業、行政がそれぞれの役割を担い、市政を運営する市民協働のまちを作ります。

### 3 行政情報化の充実

#### 基本方針

さまざまな行政手続きや施設を利用する際の手続きの電子化とともに、府内の事務処理の電子化を推進し、事務の迅速化と効率化を図り、業務方法の見直しを図ります。

また、他市町と連携した広域的な情報システムの運用について、国や県の動向を見極めながら調査研究を進めます。

市職員の情報セキュリティ対策については、パソコンやインターネットなどを活用した研修により、情報セキュリティ意識や情報活用能力の向上に努めます。

#### 施策を取り巻く環境

情報システムの構築や運用、行政サービスの電子化を推進するには、多額の経費が必要とされることから、その費用対効果を見極め、効果のある情報システムを構築する必要があります。

また、大切な個人情報の流出や漏洩など、重大なセキュリティ事故が発生することを未然に防ぐため、厳重な情報セキュリティ対策と職員の情報活用能力の向上を図る必要があります。

#### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
申請書類の電子化件数	件	1	10	申請書類の電子化による市民の利便性向上
情報セキュリティに対する理解度が中級以上の職員の割合	%	—	80	情報セキュリティに対する職員の理解度向上による適切な情報保護

#### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
電子的な行政サービスに対する市民や企業のニーズ調査													
電子化推進委員会(仮称)の設置と運営													
情報セキュリティの診断と職員研修の実施													
職員向け情報セキュリティ理解度調査の実施													

#### 市民協働への取り組み

行政内部の情報化を進めるためには、その費用対効果について十分な効果が発揮されることを見極める必要があります。効果的な情報技術の活用方策を、行政改革の推進と連携して、市民からの意見を伺いながら進めます。

## 教育委員会施策の推進と評価

### 基本方針

本市の教育委員会は、市長から独立して設置される合議制の執行機関として、6名の教育委員で組織されています。

知・徳・体の調和がとれた児童生徒の育成をめざすとともに、一人ひとりが、お互いの個性や人間性を尊重しながら、生涯にわたって自らの人間形成に励み、平和で豊かな地域社会づくりに貢献できる市民の育成をめざします。

また、教育委員会の基本計画である“教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)”を推進し、施策や事務事業の点検と評価を行い、その成果や課題を踏まえて、市民に求められる教育行政を推進します。

### 施策を取り巻く環境

学校教育、生涯学習、スポーツや文化芸術の振興など、教育委員会が行う施策に対する市民ニーズは増加する傾向にあります。

市民から求められる施策を実行するため、ニーズを的確に把握し、教育委員会が行う施策や事務事業の点検と評価を通じて、効果的な教育行政を進めることができます。

### 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
教育ユニバーサルプランの達成度	%	0	100	プランの達成割合

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
教育ユニバーサルプランの実行													
教育委員会の事務事業の点検と評価													

○分野別計画 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画) (平成24年度～平成33年度)

### 市民協働への取り組み

教育委員会の行う施策や事務事業の点検と評価を実施し、市民からのご意見、ご提言をいただきながら、市民本位の施策と事務事業を展開します。

# 5 行政改革の推進

## 基本方針

行政改革大綱(第5次)に示す目標の達成に向けて、全庁体制をもって行財政改革に取り組み、戦略性のある明確な施策実施の目的と高いコスト意識を持ち、成果を重視した効率的な行財政システムの確立を推進します。

職員が改革意識を持って自己変革に努める職場風土を育成するとともに、運営効率や公共性の観点から、民間での対応が望ましい分野については、行政責任の確保を踏まえたうえで民間への委託を検討します。

行財政改革の推進を通じて、最少の経費で最大の効果を挙げるため、市民満足度の最大化を最優先に考えた行政運営と、社会環境に柔軟に対応できる新しい行財政システムの構築を図ります。

## 施策を取り巻く環境

少子高齢化、環境問題、行政ニーズの高度化や多様化などの社会情勢の変化により、本市の行財政運営の舵取りは厳しさが増しています。

また、今後さらに拡大する地方分権に対応するため、自らの責任で真に市民に必要とされる行政サービスを提供するために、市民本位の行政運営を、より一層推進する必要があります。

本市では、“市民視点”、“市民協働”的観点に基づき、野々市らしさを生かした個性豊かなまちの実現のため、地域固有の課題や多様化する市民ニーズに応えられる、効率的で効果的な行財政運営と、自主自立した公共経営が求められています。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
行政改革大綱実施計画(第5次)の達成度	%	0	100	行政改革大綱実施計画(第5次)の達成割合

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
行政改革大綱(第5次)の進行管理													
行政改革大綱(第6次以降)の策定と進行管理													

○分野別計画 行政改革大綱(第5次) (平成23年度～平成27年度)

## 市民協働への取り組み

行政改革に真摯に取り組み、行政改革推進委員として本市の行う行政改革への参画、またはパブリックコメントを通じて、ご意見やご提言をいただくことにより、開かれた行財政の運営を行います。

# 6 総合計画の進行管理

## 基本方針

本市の最上位計画であるこの総合計画に示す32施策の達成度や進行状況を把握することにより、施策の適正な進行管理を図り、8つの政策と将来都市像“人の和で 椿十徳 生きるまち”的実現をめざします。

また、施策の達成度などを把握し管理するにあたっては、行政評価を活用し、将来都市像と政策・施策を達成するために必要とされる事業であるかどうかについて、評価と検証による明確化を図ります。

総合計画に基づき、市民の活力がみなぎり、魅力にあふれ、住んでみたい、住み続けたいと考えてもらうことのできるまちづくりを推進します。

## 施策を取り巻く環境

総合計画は、本市のまちづくり全体に及ぶ最も大切な計画であり、市政運営の基本となる、まちづくりの指針となるものです。

総合計画には、本市がめざす将来都市像が描かれており、野々市らしさの追求と、市民満足度の最大化をめざし、将来都市像を達成しなければなりません。

## 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市政に対する市民満足度	%	94	96	市政に満足する市民の割合(市民意識調査)

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
行政評価の実施													
事業実施計画の策定													
市民意識調査の実施													
後期基本計画の策定													
基本計画の総括													
総合計画に関する職員研修													
次期総合計画の策定													

## 市民協働への取り組み

市民、各種団体、企業と行政が共にその役割を認識し、力を合わせてまちを作るという考え方を育み、全員で住み心地一番のまちをめざします。



# 資料編



絵画・写真展 入選作品 「タイムスリップ」

# 第1節 市の概要

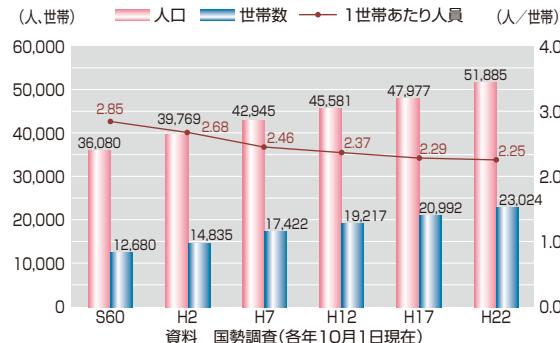
## 市の概要

【参考資料】平成21年10月発行 町民意識調査等結果報告書

### (1) 人口

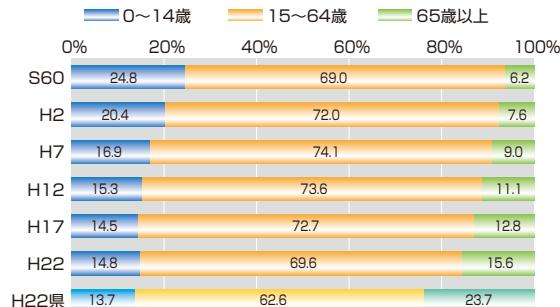
平成22年の人口は51,885人、世帯数は23,024世帯で、いずれも増加傾向を示しています。

また、1世帯当たり人員は2.25人/世帯で減少傾向が続いています。



年齢別人口では、65歳以上の割合が昭和60年から平成22年で2倍以上に増加し、14歳までの割合は、約6割に減少するなど、少子高齢化が進行しています。

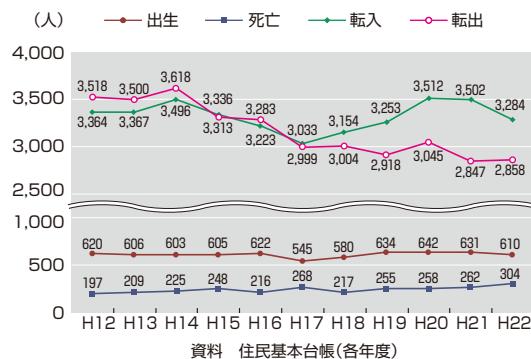
他方、県平均と比べると緩やかな進行状況となっています。



人口動態を見ると、自然動態(出生・死亡)では、出生数が死亡数を上回り、人口が増加し続けています。

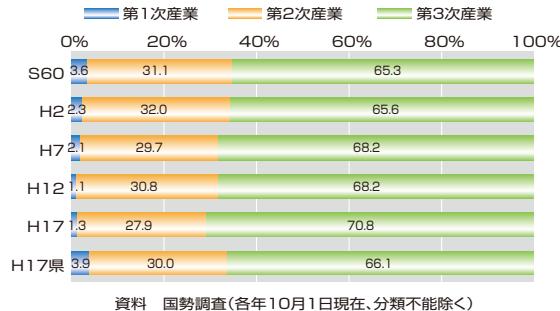
一方、社会動態(転入・転出)では平成12~14、16年度に転出数が転入数を上回りましたが、近年は転入数の方が若干多くなっています。

自然動態と社会動態の合計である人口動態は、一貫して増加傾向を示しています。

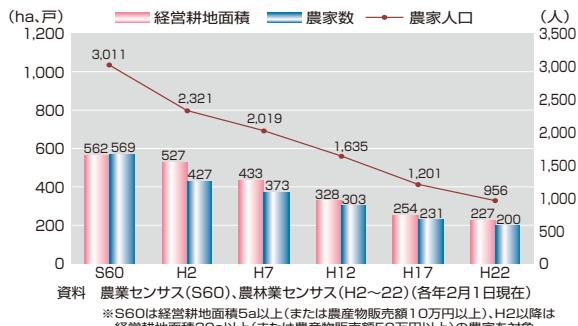


## (2)産業

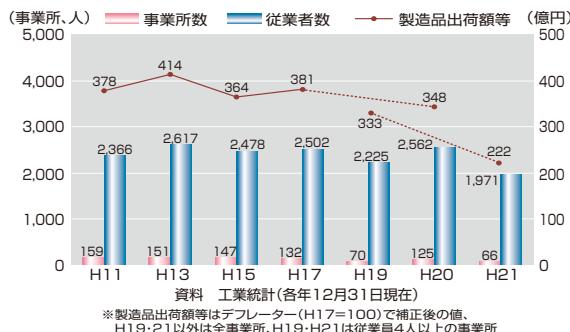
産業別就業人口は、第1・2次産業の割合が減少する一方、第3次産業の割合が増加しており、特に第3次産業は県平均よりも約5ポイント高くなっています。



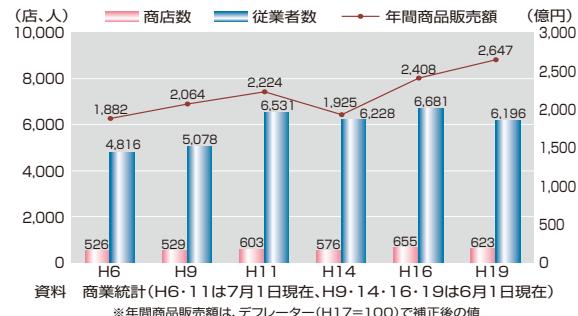
農業では、経営耕地面積、農家数、農家人口のいずれも減少し続けています。



工業では、事業所数、従業者数、製造品出荷額などのいずれも、平成17年以降、減少傾向となっています。

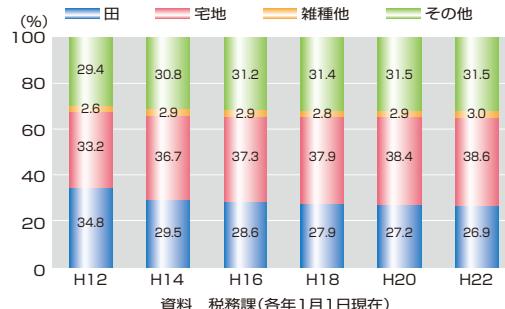


商業では、商店数、年間商品販売額が増加し、従業者数は横ばいとなっています。

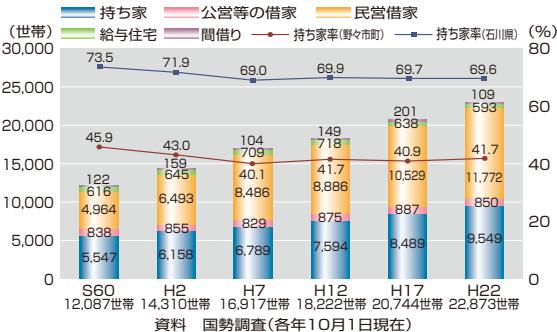


### (3) 土地・住宅

土地利用状況は、土地区画整理事業などによって宅地化が進められたため、「田」が減少し、「宅地」が増加しています。

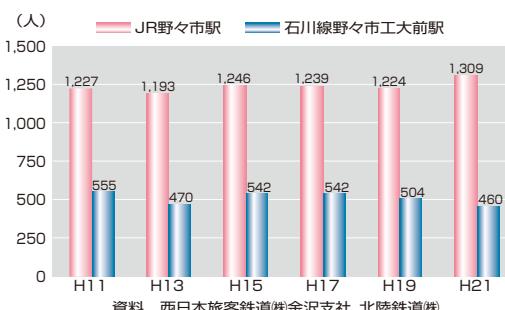


住宅の所有形態は、住宅に住む一般世帯のうち、持ち家が約42%、民営借家が約51%を占めており、持ち家率は県平均と比較して約30ポイント低くなっています。

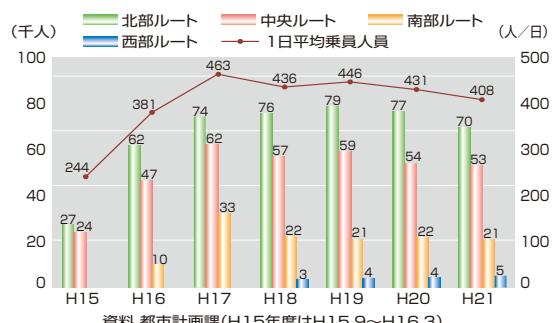


### (4) 交通

駅利用者数は、JR野々市駅が1日平均約1,300人で増加傾向にあり、石川線野々市工大前駅が1日平均約460人で減少傾向となっています。

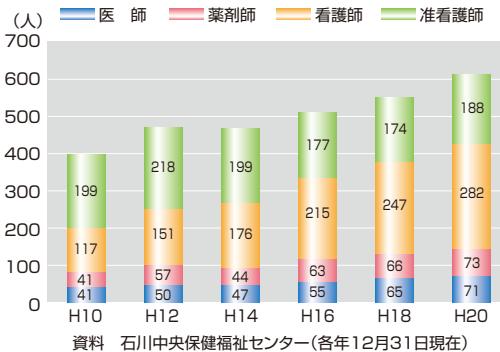


コミュニティバス“のっティ”的乗客数は、1日平均約400人台で推移しており、駅や大型商業施設を経由する「北部ルート」の利用者数が最も多くなっています。

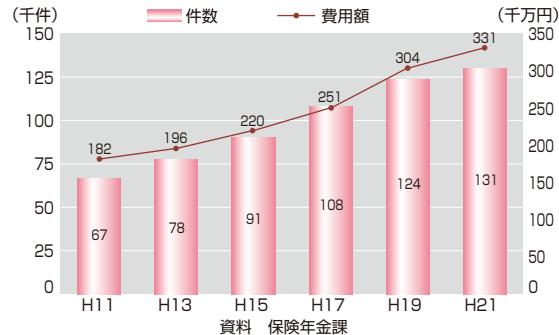


## (5) 医療・保健・福祉

医療関係者（医師・看護師など）の人数は年々増加傾向にあります。



国民健康保険の給付件数と総費用額は年々増加しています。

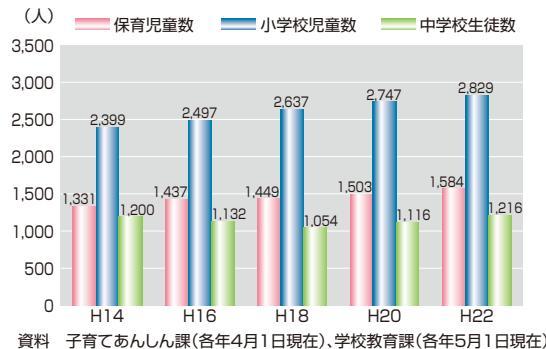


老人医療給付金は近年横ばいで推移していましたが、介護保険制度の運用とともに増加傾向に転じています。

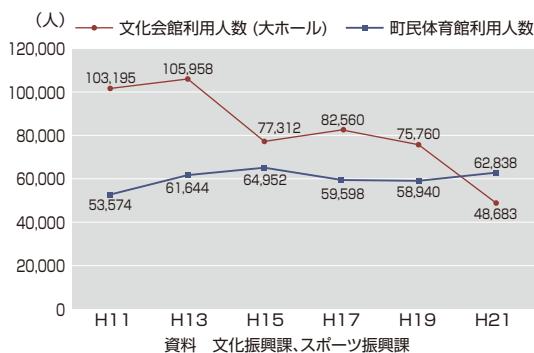


## (6) 教育・文化・スポーツ

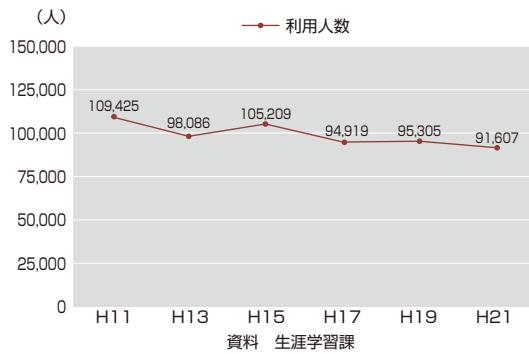
平成20年以降は、保育児童数、小学校児童数、中学校生徒数は増加傾向にあります。



スポーツ施設の利用者はほぼ横ばいで推移しているが、文化施設の利用者は減少傾向にあります。



公民館の総利用者数は、微減傾向にあります。



## (7) 治安

刑法犯罪発生件数は平成15年をピークに減少傾向にあり、交通事故発生件数も減少傾向となっています。救急活動件数は年々増加する傾向にあります。



資料 松任警察署野々市交番、白山野々市広域事務組合野々市消防署

## (8) 環境

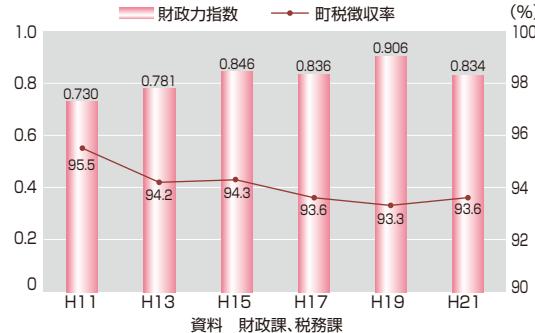
ごみ処理量は、平成13年度をピークに減少している一方、資源回収量は年々増加し、平成19年度から平成21年度は、ほぼ横ばいの傾向にあります。



資料 白山野々市広域事務組合、環境安全課

## (9) 財政

財政力指数は増加傾向に、町税徴収率は減少傾向にありました。しかし、平成21年度は町税徴収率が増加したものの、財政力指数が減少しました。



資料 財政課、税務課

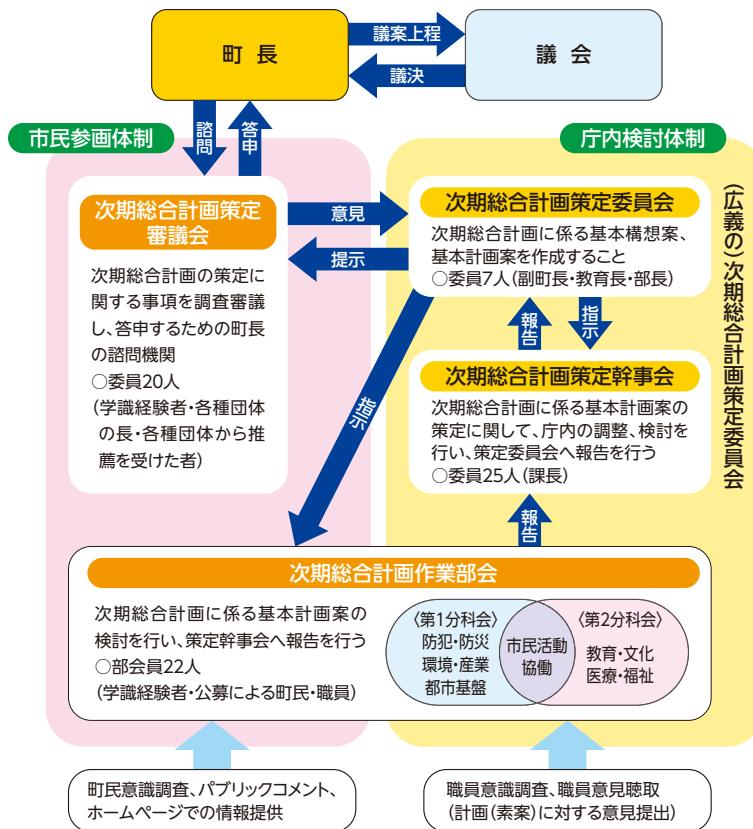
# 第2節 策定の経緯

## 1 策定体制

この計画を策定するにあたり、「策定審議会」と「策定委員会」というふたつの組織を設置しました。

「策定審議会」は、町長の諮問機関として、町を代表する各種団体の長や学識経験をお持ちの方など20人の委員で構成し、「策定委員会」で検討した計画案について、ご意見などをいただき、計画案を審議しました。

「策定委員会」は、副町長を委員長とし、教育長、部長5人で組織する「策定委員会」、課長25人で組織する「策定幹事会」、公募いただいた町民の方、有識者、職員の計22人で組織する「作業部会」で構成し、「策定委員会」において検討した計画案を、「策定審議会」へ諮り、審議し、修正などがあった場合には、「策定委員会」へ差し戻すことで、再度検討するといった方法でこの計画を策定しました。



## 2 策定経過

### 平成21(2009)年

1月 20日～31日	… 次期総合計画策定に係る町民意識調査の実施
7月 15日～24日	… 次期総合計画策定に係る職員意識調査の実施
8月 19日	… 次期総合計画策定審議会設置要綱の制定
	… 次期総合計画策定審議会会議傍聴要綱の制定
	… 次期総合計画策定委員会設置要綱の制定
9月 4日	… 野々市町総合計画21の計画期間延長について議案上程
9月 30日	… 野々市町総合計画21の計画期間延長について議決
10月 5日	… 第1回策定委員会会議
10月 16日	… 第2回策定委員会会議
10月 19日	… 三役トップインタビュー
11月 26日	… 第1回策定委員会策定幹事会会議
12月 18日	… 第1回策定委員会作業部会会議

### 平成22(2010)年

1月 18日	… 第1回策定審議会会議(諮詢)
1月 27日	… 第2回策定委員会作業部会会議
2月 1日	… 第2回策定委員会策定幹事会会議
2月 24日	… 第3回策定委員会作業部会会議
3月 23日	… 第3回策定委員会会議
3月 24日	… 第4回策定委員会作業部会会議
4月 6日	… 第4回策定委員会会議、第3回策定委員会策定幹事会会議
4月 23日	… 第2回策定審議会会議
4月 28日	… 第5回策定委員会作業部会会議
5月 29日	… 第6回策定委員会作業部会会議
6月 21日	… 第7回策定委員会作業部会会議
7月 20日	… 第8回策定委員会作業部会会議
7月 22日	… 第5回策定委員会会議、第4回策定委員会策定幹事会会議
7月 22日～8月13日	… 基本構想(素案)に対する庁内意見募集
8月 20日	… 第6回策定委員会会議
8月 25日	… 第9回策定委員会作業部会会議
9月 14日～10月29日	… 第10回策定委員会作業部会会議
10月 1日	… 第5回策定委員会策定幹事会会議
11月 30日	… 第7回策定委員会会議
12月 15日	… 第3回策定審議会会議
12月 20日	… 第11回策定委員会作業部会会議

### 平成23(2011)年

1月 13日	… 第8回策定委員会会議、第6回策定委員会策定幹事会会議
1月 17日～2月16日	… 基本構想(案)パブリックコメント実施
2月 7日～10日	… 基本計画(案)施策 各課ヒアリングの実施
3月 7日	… 第9回策定委員会会議
3月 8日	… 策定幹事会委員に対し、基本計画(素案)確認依頼
3月 14日	… 第4回策定審議会会議
3月 28日	… 第12回策定委員会作業部会会議
3月 1日～4月25日	… 次期総合計画策定記念「絵画・写真展」作品募集
4月 13日	… 町長・副町長 基本計画(案)施策調整
5月 1日～8日	… 絵画・写真展 作品展示(イオン御経塚店)
5月 8日	… 絵画・写真展 表彰式(イオン御経塚店)
5月 16日～20日	… 基本計画(案)施策 第2次各課ヒアリングの実施
6月 2日	… 第10回策定委員会会議
6月 29日	… 第13回策定委員会作業部会会議
7月 1日～9月30日	… 次期総合計画策定記念「タイムカプセルメッセージ」募集
7月 4日	… 第5回策定審議会会議
7月 11日	… 第11回策定委員会会議
7月 11日～8月12日	… 基本計画(案)パブリックコメント実施
7月 14日	… 第7回策定幹事会会議
8月 8日	… 第12回策定委員会会議
8月 11日	… 第13回策定委員会会議
8月 31日	… 第14回策定委員会会議
9月 1日	… 第8回策定幹事会会議
9月 21日	… 第14回策定委員会作業部会会議
9月 30日	… 第6回策定審議会会議、次期総合計画(原案)を町長へ答申
11月 11日	… 次期総合計画策定記念「タイムカプセル設置」
12月 2日	… 野々市市第一次総合計画基本構想の策定について議案上程
12月 16日	… 野々市市第一次総合計画基本構想議決

# 第3節 次期総合計画策定審議会

## 1 会議概要

市民にとって分かりやすく、共有できる総合計画とするため、さまざまな立場の方の意見を反映するとともに、計画の策定経過が重要であるとの視点から、市民参画の実践により策定作業を進めました。

公共的団体の役員、学識経験者などで構成される策定審議会では、市民の意思を反映するとともに、多角的で専門的な見地から、総合計画に関する重要事項を審議しました。

また、策定審議会で使用した資料や会議録は、計画策定手続きの透明化を図るために、会議終了後にホームページで広く公開しました。

◇報告事項 ◆審議事項

議 事	会議のようす
第1回(平成22年1月18日) 諮詢 ◇次期総合計画策定審議会の運営について ◇次期総合計画策定方針について ◇次期総合計画策定スケジュール(案)について	
第2回(平成22年4月23日) ◇次期総合計画作業部会開催状況報告について ◆将来推計人口について ◆土地利用の方針について ◆次期総合計画基本構想のイメージについて	
第3回(平成22年12月15日) ◆次期総合計画 基本構想(案)について	
第4回(平成23年3月14日) ◇次期総合計画基本構想(案)パブリックコメント結果について ◇次期総合計画絵画・写真展の開催について ◆次期総合計画基本計画(骨子)について ◆次期総合計画策定に係るコラム作成の依頼について	
第5回(平成23年7月4日) ◇次期総合計画策定スケジュール(案)について ◇次期総合計画策定に係るタイムカプセル設置について ◆次期総合計画基本計画(案)について ◇次期総合計画絵画・写真展実施報告について	
第6回(平成23年9月30日) ◆次期総合計画(原案)について 答申	

## 2 審議会委員名簿

(五十音順：敬称省略)

職	氏名	所属等
委員	内村 栄一	野々市市文化協会
委員	大地原 顕重	野々市市民生委員児童委員協議会
委員	金田 誠治	野々市農業協同組合
委員	小島 茂治	野々市市農業振興協議会
委員	小林 良正	野々市ライオンズクラブ
委員	多賀 陽市	野々市市PTA連合会
委員	高橋 強	石川県立大学
委員	高橋 吉隆	野々市市身体障害者福祉協議会
委員	竹本 忠利	野々市市子ども会育成連絡協議会
委員	鶴見 憲朔	野々市市老人会連合会
委員	中村 俊昭	野々市ロータリークラブ
委員	藤 力	野々市市連合町内会
委員	藤多 典子	野々市市女性協議会
委員	藤村 恵子	野々市市各種女性団体連絡協議会
委員	藤森 慎一	野々市市小中学校長会
委員	帆苅 宏典	金城大学短期大学部
会長	丸山 利輔	石川県
副会長	水野 一郎	金沢工業大学
委員	宮川 渉	野々市市体育協会
委員	村山 和雄	野々市市商工会

異動などにより途中退任された委員

職	氏名	所属等	在任期間
委員	吉川 俊宏	PTA連合会	H22.1.18～3.31
委員	室山 統		H22.4.1～H23.3.31
委員	北村 俊一	小中学校長会	H22.1.18～3.31
委員	廣瀬 修		H22.4.1～H23.3.31

### 3 次期総合計画策定審議会設置要綱

制 定 平成21年野々市町告示第124号  
(平成21年8月19日)

#### (設置)

第1条 野々市町次期総合計画の策定に関し、基本構想及び基本計画に関する事項について必要な審議を行うため、野々市町次期総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長からの諮問に応じ、野々市町次期総合計画の策定に関する必要な事項を調査審議し、及び答申する。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1)学識経験者
  - (2)各種団体の長
  - (3)各種団体から推薦を受けた者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による最終答申の日までとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、会長の許可を得て傍聴することができるものとし、当該許可の手続その他会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

#### (意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部総務企画課において処理する。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

#### (招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の招集は、町長が行う。

## 4 次期総合計画策定審議会会議傍聴要綱

制 定 平成21年野々市町告示第126号  
(平成21年8月19日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市町次期総合計画策定審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所において、会議の開始前に野々市町次期総合計画策定審議会会議傍聴受付簿（別記様式）に自己の住所、氏名、年齢及び職業を明記し、会議の議長（以下「議長」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可は、同項の規定による受付をした順序により、傍聴人の人数が定員に達するまで行うものとする。

(傍聴の制限)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他の通信機器を持ち込む場合は、電源を切るか、又はマナーモードに設定し、通信機器を使用しないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真等の撮影、録画又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た場合においては、この限りでない。

(違反者に対する措置)

第8条 議長は、第6条各号及び前条に規定する遵守事項を守らない者があるときは、これを制止しなお、これに従わない場合は、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、議長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

(その他)

第9条 傍聴人は、この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関しては、議長の指示に従わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、審議会の最終答申が完了した日に、その効力を失う。

# 第4節 次期総合計画策定委員会

## 1 次期総合計画策定委員会

策定審議会からの意見や提言などを受け次期総合計画(案)の検討を行うため、副町長を委員長とし、教育長、部長の7人で構成する策定委員会を設置しました。

また、策定委員会は、策定委員会、策定幹事会、作業部会の3つの組織で構成しました。

検討項目	
第1回 (平成21年10月5日)	●公募作業部会員の募集、審査などについて
第2回 (平成21年10月16日)	●公募作業部会員の募集、審査などについて
第3回 (平成22年3月23日)	●基本構想(骨子)について
第4回 (平成22年4月6日)	●次期総合計画策定方針について ●将来推計人口について ●土地利用方針について
第5回 (平成22年7月22日)	●基本構想(素案)の修正について ●基本計画(骨子)の作成依頼について
第6回 (平成22年8月20日)	●基本構想(素案)庁内意見募集結果について
第7回 (平成22年11月30日)	●基本構想(素案)について
第8回 (平成23年1月13日)	●基本計画(素案)策定依頼について
第9回 (平成23年3月7日)	●基本計画(骨子)について
第10回 (平成23年6月2日)	●地方自治法改正に伴う方針について ●基本計画(素案)について
第11回 (平成23年7月11日)	●基本構想(案)について ●資料編(案)について
第12回 (平成23年8月8日)	●次期総合計画の印刷製本準備について
第13回 (平成23年8月11日)	●次期総合計画の印刷製本準備について
第14回 (平成23年8月31日)	●次期総合計画(原案)について

## 2 次期総合計画策定委員会 策定幹事会

策定幹事会は、課長職にある25人で構成し、策定委員会からの指示に基づき、主に基本計画(案)の策定に携わりました。

前計画である総合計画21を評価し、また、作業部会からの意見を踏まえて府内の意見をとりまとめ、施策に関する町長や策定委員長である副町長からのヒアリングなどを経て、基本構想(案)に定める将来都市像実現のために行うべき施策を検討し、基本計画(案)の策定作業を行い、策定委員会へ報告を行いました。

検討項目	
第1回 (平成21年11月26日)	●総合計画21(前計画)施策評価について
第2回 (平成22年2月1日)	●総合計画21(前計画)施策評価に係るヒアリングの実施について
第3回 (平成22年4月6日)	●次期総合計画策定方針について ●将来推計人口について ●土地利用方針について
第4回 (平成22年7月22日)	●基本構想(素案)の修正について ●基本計画(骨子)の作成依頼について
第5回 (平成22年10月1日)	●基本計画(素案)の作成依頼について
第6回 (平成23年1月13日)	●基本構想(素案)について
第7回 (平成23年7月14日)	●基本計画(案)について
第8回 (平成23年9月1日)	●次期総合計画(原案)について

### 3 次期総合計画策定委員会 作業部会

町民の視点からこれからのまちづくりを考えるため、公募に応じていただいた方や学識経験をお持ちの方、日頃からまちづくり活動に参加している方に計画策定の段階から参画いただき、これからの10年間を担う中堅職員と共に、双方向で意見やアイデアを出し合い“町民が日頃考えていることを自由に発表する場”という位置づけのなかで、その意見やアイデアを取りまとめました。

作業部会で出された意見は、総合計画を策定するための基礎資料として使用しました。



意見交換のようす



意見交換の結果発表のようす



第6回会議 まち点検のようす

	検討項目	活動のようす
第1回 (平成21年12月18日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●作業部会の運営について</li> <li>●まちを知ろう           <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画について</li> <li>・総合計画21の概要について</li> <li>・町民意識調査等結果報告書について</li> </ul> </li> </ul>	
第2回 (平成22年1月27日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちのお宝発見           <ul style="list-style-type: none"> <li>“野々市町の個性、魅力、誇りを探そう”</li> </ul> </li> </ul>	
第3回 (平成22年2月24日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未来への処方箋           <ul style="list-style-type: none"> <li>“解決すべき問題点と優先度”</li> </ul> </li> </ul>	
第4回 (平成22年3月24日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未来の野々市パート1           <ul style="list-style-type: none"> <li>“野々市の将来都市像とめざすべき方向性”</li> </ul> </li> </ul>	
第5回 (平成22年4月28日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未来の野々市パート2           <ul style="list-style-type: none"> <li>“野々市の将来都市像とめざすべき方向性”</li> </ul> </li> </ul>	
第6回 (平成22年5月29日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まち点検           <ul style="list-style-type: none"> <li>“まちのよいところや課題を確認しよう”</li> </ul> </li> </ul>	
第7回 (平成22年6月21日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未来の野々市パート3           <ul style="list-style-type: none"> <li>“野々市の将来都市像とめざすべき方向性”</li> </ul> </li> </ul>	
第8回 (平成22年7月20日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本構想(素案)について</li> </ul>	

	検討項目	活動のようす
第9回 (平成22年8月25日)	●まちづくりの施策(基本計画)について	
第10回 (平成22年9月14日～ 10月29日)	●まちづくりの施策(基本計画)について ※会議の形式をとらず、電子メール、 郵便で意見の提案をいただきました	
第11回 (平成22年12月20日)	●まちづくりの施策(基本計画)について	
第12回 (平成23年3月28日)	●基本計画(骨子)について ●次期総合計画策定に係る コラム作成の依頼について ●次期総合計画絵画・写真展の 開催について	
第13回 (平成23年6月29日)	●コラム作成のための 意見交換について ●タイムカプセルの設置について(報告) ●絵画・写真展の実施について(実施報告)	
第14回 (平成23年9月21日)	●次期総合計画(原案)について	

## 作業部会 部会員名簿

(五十音順：敬称省略)

職	氏名	所属等
部会員	石畠 朋宏	市職員
部会員	今村 兼太郎	市職員
第1分科会長	内田 奈芳美	金沢工業大学
部会員	加藤 靖二	公募
部会員	河上 純子	市職員
部会員	北川 千里	公募
部会員	日下 弘吉	カメリアパルの会
部会員	熊谷 貴秀	市職員
第2分科会長	桑村 佐和子	石川県立大学
部会員	佐久間 千恵	公募
部会員	田中 陽子	公募
部会員	田村 昌宏	市職員
部会員	蓮池 順子	野々市市家庭教育推進協議会
部会員	早川 雅代	野々市市学童保育連絡協議会
副部会長	林 浩陽	株式会社林農産
部会員	東 和之	市職員
部会員	古谷 亜希子	市職員
部会員	前川 賢吾	市職員
部会員	宮森 恒成	公募
部会員	村尾 卓哉	市職員
部会員	山下 裕之	公募
部会員	横浜 猛夫	市職員

## 4 次期総合計画策定委員会設置要綱

制 定 平成21年野々市町告示第125号  
(平成21年8月19日)

一部改正 平成21年野々市町告示第147号  
(平成21年10月16日)

### (設置)

第1条 野々市町次期総合計画の策定に関し、基本構想案及び基本計画案を作成するため、野々市町次期総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)野々市町次期総合計画に係る基本構想案及び基本計画案を作成すること。
- (2)第13条第2項第2号の公募による町民の選考に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、副町長、教育長及び部長(教育委員会事務部局の部長を含む。)をもって充てる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、野々市町次期総合計画策定審議会が町長に対し最終答申を行う日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (策定幹事会)

第8条 委員会に、野々市町次期総合計画策定幹事会(以下「策定幹事会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第9条 策定幹事会は、野々市町次期総合計画に係る基本計画案の策定に関し、府内における基本計画案の調整及び検討を行い、委員会に報告を行う。

### (組織)

第10条 策定幹事会の委員は、職員のうちから、別表に定める者をもって充てる。

### (部会)

第11条 委員会に、野々市町次期総合計画策定作業部会(以下「部会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第12条 部会は、野々市町次期総合計画に係る基本計画案の策定に関し、基本計画案を検討し、策定幹事会に報告を行う。

## (組織)

- 第13条 部会は、部会員22人以内をもって組織する。  
 2 部会員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。  
 (1)学識経験者 6人以内  
 (2)公募による町民 6人以内  
 (3)町職員 10人以内

## (部会長及び副部会長)

- 第14条 部会に、部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会員の互選により定める。  
 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。  
 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

- 第15条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

## (連絡会議)

- 第16条 委員会に、野々市町次期総合計画策定連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

- 第17条 連絡会議は、野々市町次期総合計画の策定に関し、部会の運営支援、調整及び検討内容の整理を行う。

## (組織)

- 第18条 連絡会議は、総務部、住民生活部、健康福祉部、産業建設部及び教育文化部の各部から1人ずつ、町長が指名した職員をもって組織する。

## (庶務)

- 第19条 委員会の庶務は、総務部総務企画課において処理する。

## (その他)

- 第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

## (招集の特例)

- 2 第15条の規定にかかわらず、最初の部会の招集は、委員長が行う。

## 附 則

- この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

## 別表(第10条関係)

秘書課長	保健年金課長	会計課長
総務企画課長	子育てあんしん課長	議会事務局長
財政課長	保健センター長	監査委員事務局長
税務課長	産業振興課	教育総務課長
住民課長	建設課長	学校教育課長
環境安全課長	都市計画課長	生涯学習課長
広報情報課長	企業管理課長	文化振興課長
しあわせ支援課長	上下水道課長	スポーツ振興課長
介護長寿課長		

# 第5節 諒問・答申

## 1 諒問

総 第 619 号

平成22年1月18日

野々市町次期総合計画策定審議会

会長 丸山 利輔 様

野々市町長 粟 貴章

野々市町次期総合計画策定について(諒問)

これまで本町では、平成13年度に策定いたしました「総合計画21」の基本構想及び基本計画に基づき、地域に課せられた諸課題の解決と計画事業の確実な実行に向け鋭意努力を重ね「共有と連携のまちづくり」を目指してまいりました。

また、議会の承認を得て、この計画期間を1年間延長し、平成23年度を計画の最終年度としたところですが、地方自治法の規定に基づき総合的かつ計画的な行政運営を図るため、次期総合計画を策定する必要が生じてまいりました。

一方、この間、町内においては着実に人口が増え続け、石川県が発表する本町の推計人口が5万人を超え、平成22年度に実施される国勢調査においては、市制施行への最後の要件である「人口五万人以上を有する」ことが現実的となってまいりました。

このことから、これから策定する次期総合計画は、市制施行後の最初の総合計画になると考えており、また、市制施行後の行政運営を行う際の最も根幹となる計画でもあります。

つきましては、市制施行後のまちづくりを確実に推進するため、次期総合計画を速やかに策定する必要があることから、本町が策定する次期総合計画の基本構想案及び基本計画案について、ご審議のうえご意見を賜りたく諒問いたします。



粟町長から丸山会長へ諒問書が手渡されました



丸山会長から粟町長へ答申書が手渡されました

## 2 答申

平成23年9月30日

野々市町長 粟 貴章 様

野々市町次期総合計画策定審議会  
会長 丸山 利輔

野々市町次期総合計画について(答申)

平成22年1月18日付総第619号で諮問のありました野々市町次期総合計画の策定について、本年11月11日に予定されている市制施行後の新たなまちづくりの指針となるべく、本審議会において慎重かつ活発に審議した結果を別冊のとおりとりまとめましたので、下記のとおり本審議会の意見を付して答申します。

貴職におかれましては、この答申の内容に基づき、本計画を速やかに確定され、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に実行されることを期待します。

### 記

- 1 この総合計画は、全体を通じて「市民協働」という考え方を重視しております。  
新たな野々市市にふさわしい市民協働のあり方について、「まちづくり基本条例」の制定等を通して議論を深め、市民と行政の共通認識の形成に努めていただきたい。  
更に、市民協働のまちづくりを確実に推進するため、行政組織全体で取り組むとともに、その体制を整えていただきたい。
- 2 市民協働のまちづくりを進めるためには、多くの市民に、この総合計画の趣旨と内容を理解してもらい、これまで以上に市民とともにまちづくりを行うことが重要です。  
このことから、この計画を広く周知するとともに、野々市市の次代を担う児童や生徒に対しても積極的な周知に努めていただきたい。
- 3 地方分権の進展など、地方公共団体を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。  
その動向を注視し、更なる住民福祉の増進に努めるとともに、行財政改革の推進と、施策の選択と集中により、限られた財源の有効活用に努めていただきたい。
- 4 現在実施している行政評価を活用し、この計画の進行管理と施策の評価を絶えず徹底して行っていただきたい。

# 第6節 市民参画

## 1 町民意識調査

次期総合計画の策定にあたり、野々市町の現状と問題点、まちづくりに対する町民の評価・意向などを把握し、町民と行政が一体となった新しいまちづくりを進めていくために、アンケートを実施しました。

有効な回答者数は町民が1,914名、中学生・担い手が1,089名、野々市町出身者が37名であり、有効回収率は町民が46.7%、中学生・担い手が82.8%、野々市町出身者が71.2%となりました。

調査方法などは、以下のとおりです。

調査対象：①町民 ②中学生 ③担い手 ④野々市町出身者

調査方法：①・③・④郵送による発送回収

②中学校を通じ、直接配布回収

調査日：平成21年1月20日から1月31日まで

調査票の配布回収数

対象者	配布数	回収数	有効回答数	有効回収率
町民	4,100	1,935	1,914	46.7%
中学生・担い手	1,315	1,143	1,089	82.8%
出身者	52	38	37	71.2%
合計	5,467	3,116	3,040	55.6%

### 1 住民アンケート調査結果の概要

#### 【住みよさ・定住意向】

町のイメージは、「便利な町」「明るい町」などがプラス評価(そう思う、ややそう思う)となっている一方、「有名な町」「個性ある町」がマイナス評価(さほど思わない、そう思わない)となっています。

住みよさについては、「住みよい」「どちらかといえば住みよい」を合わせて9割以上を占めており、「今の場所に住み続けたい」も約8割を占めています。

転居したいとする方の理由は、「交通が不便だから」「生活・住環境が悪い」「老後の生活が不安だから」となっています。

#### 【将来のまちイメージ・重点分野】

まちの将来像は「住宅街を中心としたまち」「商店街の近代化などによる商業の盛んなまち」が半数以上を占めています。

まちづくりの重点分野では、「福祉の充実」「バスなどの公共交通の充実」「健康づくりなどの保健医療の充実」が求められています。

## 【福祉・健康・医療】

福祉・健康・医療の充実度は、「定期健診などの健康診査」や「保育所などの児童福祉施設」などがプラス評価ですが、「休日・夜間などの救急医療体制」がマイナス評価となっています。

健康づくりや医療体制については、「休日・夜間でも診療の受けられる救急医療体制の充実」「人間ドック・がん検診など健康診査の充実」が求められています。

高齢者福祉対策では、「寝たきり、ひとり暮らし老人世帯などへの在宅サービスの充実」「老人ホームなど入所施設の整備」が求められています。

## 【産業の振興】

地域産業の振興及び支援施策として、「商業・サービス業の振興」「農業の振興」が求められています。

## 【教育や文化の向上、生涯学習】

青少年の健全育成については、「家庭教育を大切にし、しっかりとしつける」「学校での道徳教育を充実する」ことが求められています。

生涯学習活動では、「住民の学習・文化・スポーツなど活動施設の整備」「施設の利用時間や管理体制など施設利用の利便化」が求められています。

国際交流では、「国際感覚を持った青少年を育成する」「町内に居住する外国人との交流を促進する」「外国人との交流を促進する」ことが求められています。

情報化対策では、「インターネットによる情報提供や情報発信」「CATVやCSなど、TVによる情報提供」が求められています。

## 【行政運営と住民参加】

行政運営への要望として、「閉庁日や時間外などの行政サービスの対応」「住民福祉サービス面の充実」「行政職員の資質向上」が求められています。

行政情報については、「福祉・保健」「防災・救急」「税金・保険関係」が求められています。

参加したいまちづくり活動は、「美しいまちをつくるための花いっぱい運動や清掃活動」「資源のムダをなくし地球環境を守るリサイクル活動や省資源活動」となっています。

## 2 中学生・担い手アンケート調査結果の概要

### 【住みよさ・定住意向】

町のイメージは、「明るい町」「豊かな町」がプラス評価（そう思う、ややそう思う）となっている一方、「有名な町」がマイナス評価となっています。

住みよさについては、「住みよい」「どちらかといえば住みよい」を合わせて約9割を占め、「買物や飲食が便利」「バスなどの交通機関が便利」を住みよい点として挙げています。

一方、住みにくいと感じる点については「自然が少ない」「交通事故や犯罪が多くて危険」「娯楽施設が少ない」となっています。

定住意向は、「県外に移りたい」が約3割を占めており、今の場所から移りたい理由は「自分のめざす仕事（職場）がないから」「新しい物や情報が不足しているから」を挙げています。

豊かさとして、「快適で便利な暮らし」「恵まれた自然」が約半数、「家族や友人、近所づきあいなど、恵まれた人間関係」を挙げています。

### 【将来のまちイメージ】

「便利で快適に暮らせるまち」「自然と共生する美しいまち」が求められています。

### 【特に取り組むべきまちづくりの分野】

「自然保護、公害防止対策の充実」「教育・文化・スポーツの振興」「市街地や商店街の整備」が求められています。

## 3 野々市町出身者アンケート調査結果の概要

### 【住みよさ・定住意向】

転出のきっかけは、「就職のため」が約半数を占め、転出を決意された動機では、「自分の希望する仕事（職場）がないから」が約半数を占めています。

町のイメージは、「豊かな町」「自慢できる町」などがプラス評価となっている一方、「有名な町」「個性ある町」がマイナス評価となっています。

### 【町の将来に期待するもの】

町の将来に期待するものとして、「教育・文化・スポーツなどの水準が高いまち」「健康で安心して暮らせるまち」が求められています。

地産地消の振興で力を入れるべき点では、「地域素材を生かした加工産業の育成」「農業の振興」が求められています。

町で暮らす場合に重要なこととして、「保健・医療・福祉などの充実」「良好な生活環境の確保」が求められています。

## 2 職員意識調査

調査目的は、以下のとおりです。

- ①次期総合計画策定に関して、全職員の参加意識向上を狙うもの
- ②総合計画21を見直す機会を提供するもの
- ③住民アンケート結果によるニーズと職員認識の格差の有無を確認するため
- ④直接的に次期総合計画策定に関わらない職員の意見を次期計画に反映させるため

有効な回答者数は283名であり、有効回収率は61.3%となりました。

調査方法などは、以下のとおりです。

調査対象：野々市町職員（職員：313人、嘱託職員：149人、合計：462人）

調査方法：府内イントラネットを利用

調査日：平成21年7月15日から7月24日まで

調査票の配布回収数

項目	配布・回収状況
配布数	462
回収数	290
有効回答数	283
有効回収率	61.3%

### 職員アンケート調査結果の概要

#### 【住みよさ・定住意向】

町のイメージは、「便利な町」「明るい町」などがプラス評価（そう思う、ややそう思う）となっている一方、「有名な町」「個性ある町」がマイナス評価（さほど思わない、そう思わない）となっています。

「住みよい」「どちらかといえば住みよい」を合わせて9割以上を占めており、「今の場所に住み続けたい」も約8割を占めています。

転居したいとする方の理由は、「生活・住環境が悪い」「交通が不便だから」「老後の生活が不安だから」となっています。

#### 【将来のまちイメージ・重点分野】

まちの将来像は、「住宅街を中心としたまち」「商店街の近代化などによる商業の盛んなまち」がよいと考えており、まちづくりの重点分野では「バスなどの公共交通の充実」「福祉の充実」「街並み景観や緑化など美しいまちづくり」が必要と考えています。

重点分野は、住民と比べ「公園や広場、遊び場の整備」「街並み景観や緑化など美しいまちづくり」に対する評価が高く、「健康づくりなどの保険医療の充実」「福祉の充実」に対する評価が低くなっています。



## 【福祉・健康・医療】

福祉・健康・医療の充実度は、「定期健診などの健康診査」「保育所などの児童福祉施設」などが高い評価であり、住民と比べ全般的に評価が高く、特に「一人親家庭の福祉」「医療施設の整備」「健康づくりなどの保健活動」の評価が高くなっています。

健康づくりや医療体制については、「休日・夜間でも診療の受けられる救急医療体制の充実」「人間ドック・がん検診など健康診査の充実」が必要と考えており、住民と比べ「温泉を利用した療養施設の整備」に対する評価が低くなっています。

高齢者福祉対策では、「寝たきり、ひとり暮らし老人世帯などへの在宅サービスの充実」「老人ホームなど入所施設の整備」が必要と考えています。

## 【産業の振興】

「商業・サービス業の振興」「農業の振興」が必要と考えており、住民と比べ「工場など新たな企業の誘致」に対する評価が低くなっています。

支援施策として「後継者育成施策」「技術向上の支援・援助の強化」が必要と考えています。

## 【教育や文化の向上、生涯学習】

青少年の健全育成については、「家庭教育を大切にし、しっかりとしつける」「不健全な社会環境を浄化する」が必要と考えており、住民と比べ「学校での道徳教育を充実する」に対する評価が低くなっている一方、「地域ぐるみの啓発・研修を行う」が高くなっています。

生涯学習活動では、「住民の学習・文化・スポーツなど活動施設の整備」「施設の利用時間や管理体制など施設利用の利便化」が必要と考えており、住民と比べ「施設の利用や講座・サークルなどに関する各種情報提供の充実」に対する評価が低くなっています。

国際交流では、「国際感覚を持った青少年を育成する」「外国人との交流を促進する」「町内に居住する外国人との交流を促進する」「外国人との交流を促進する」が必要と考えています。

情報化対策では「インターネットによる情報提供や情報発信」「CATVやCSなど、TVによる情報提供」が必要と考えており、住民と比べ「インターネットによる情報提供や情報発信」に対する評価が高くなっています。

## 【行政運営と住民参加】

行政運営では、「住民福祉サービス面の充実」「閉庁日や時間外などの行政サービスの対応」「行政職員の資質向上」を必要と考えています。

行政情報の取得については、「福祉・保健」「防災・救急」「税金・保険関係」が必要と考えています。

まちづくり活動では、「美しいまちをつくるための花いっぱい運動や清掃活動」「資源のムダをなくし地球環境を守るリサイクル活動や省資源活動」に参加しやすいと考えています。

### 3 パブリックコメント

次期総合計画を策定するにあたり、住民の皆さまから広くご意見、ご提言をお伺いするため、2回のパブリックコメントを実施しました。

#### 【基本構想(案)に対するご意見・ご提言】

実施期間	平成23年1月17日から2月16日まで
計画書の閲覧場所	町ホームページ・庁舎インフォメーションカウンター 総務企画課窓口・町立図書館窓口
ご意見などの提出の方法	郵送・FAX・電子メール・持参
募集の結果	4名 58件

#### 【基本計画(案)に対するご意見・ご提言】

実施期間	平成23年7月11日から8月12日まで
計画書の閲覧場所	町ホームページ・庁舎インフォメーションカウンター 総務企画課窓口・町立図書館窓口
ご意見などの提出の方法	郵送・FAX・電子メール・持参
募集の結果	ご意見、ご提言はありませんでした



## 4 絵画・写真展

平成23年3月1日から4月25日まで、「残したい野々市 これからの野々市」をテーマとした絵画と写真を募り、絵画112点、写真18点の応募がありました。

平成23年5月1日(日)から5月8日(日)には、イオン御経塚店1階 南エントランス イベントスペースにおいて、応募いただいた作品の展示会を行いました。

また、展示会最終日の8日(日)午後1時から表彰式を行い、栗貴章町長から受賞者へ表彰状と記念品を贈呈しました。

## 募集チラシ



## 作品展示風景



## 作品展示風景



### 受賞式のようす



### 受賞者のみなさう

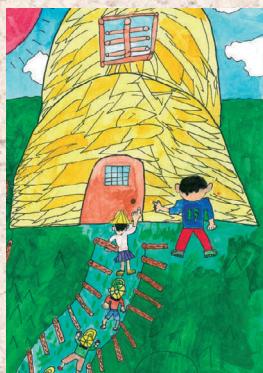
## ■ 絵画・写真展 受賞作品 ■



### 最優秀賞

「進化進行中 野々市市」

### 優秀賞



「守りたいれきし」



「新たな第一歩」



「のっティヒコーキできたらいいな」



「いつもここから見える 夕やけ」

## 入選



「にぎやかな野々市し」



「タイムスリップ」



「野々市しを、さんぽ」



「御経塚虫送り」



「メカ作りの町 野々市」



「真冬の放水」



「10年後のののいちは、きれいなののいち。」

## ■ 絵画部門 ■



「のっティに人がたくさんあつまるといいな。」



「野々市町の自然」



「ずっと住みたい野々市」



「10年ごの御経塚」



「しづかに広がるにぎやかな町」



「のっティの運転手さん」



「10年ごのおきょうずかいせき」



「10年後の野々市市役所」



「10年後の町やくば」



「人と自然が交わる市」



「のっティの新ルート  
<カラフルのっティ>」



「10年後の北陸しんかんせん」



「すてきなののいち」



「野々市球場」



「10年後のケーキ屋さん」



「10年ごのけいさつきどうたい」



「植物いっぱいの野々市」



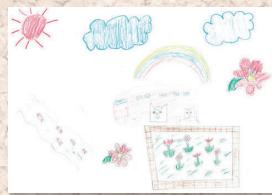
「10年後のパン屋」



「みんなすてきな野々市」



「楽しくて住みやすい家」



「ゆたかな市」



「温泉のある楽しいのいちし」



「こんちゅう どうぶつ いっぱいの のいちし」



「キュウイエネルギーで飛ぼう」



「わたしが大人になったら はたらきたいほいくえん」



「野々市をはしる新かんせん」



「十年後の野々市店、 つばきのイス屋さん」



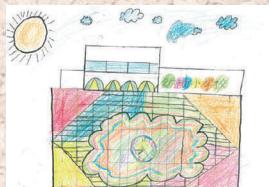
「十年後のはしの前」



「カラフルな野々市」



「10年後のみそのの図工室」



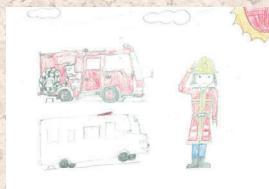
「十年ごのおもいで  
みその小学校」



「でんとうをまもろう!」



「がかになった、わたし」



「10年後のぼく」



「あさま」の走行」



「おきょうずかいせきの話を  
おしえているぼく」



「10年ごの、緑のうどんやさん」



「5万人たっせいの野々市町」



「野々市デパートに  
はたらいている」



「みらいのこくどう  
はちごうせん」



「十年後のわたしはお花の  
店をひらいているっ!!」



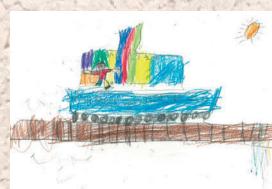
「10年後のじょんからぶし」



「10年後の市立図書館」



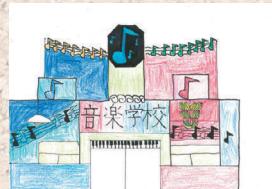
「10年後の金沢工業大学」



「にぎやかなののいちえき」



「にじいろ町野々市」



「音楽学校の誕生」



「休める野々市駅」



「のっティのクリニック  
(十年ごとの野々市町)」



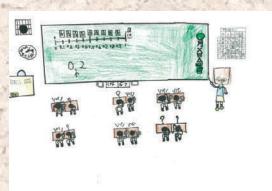
「のっティ」



「十年後の野々市のかんきょう」



「10年ごとののいちは、  
にぎやかな町」



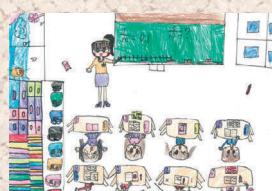
「10年後のみその小学校」



「しぜんいっぱいの野々市」



「十年後の未来」



「新しくなった学校」



「のっティヘリ」



「てきょうの下に  
ゆう園ちがあるのいち」



「10年後の野々市市役場」



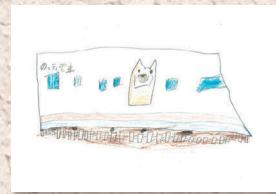
「野々市市の海べ。」



「のっティ電車」



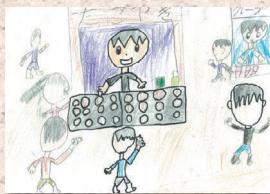
「野々市市にもうみができたらいいな。」



「のっティ電車」



「十年後の野々市町」



「10年後のサティの中」



「みんななかよし」



「10年後の野々市市と自分」



「空とぶのっティ」



「しぜんのある町」



「Love &amp; Peace」



「わたしのみらい」



「きかいがいっぱい! 市立図書館!」



「海を走る新幹線」



「10年ごの自分」



「10年後のわたしたち」



「10年後のぼく」



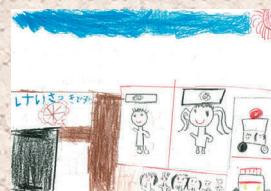
「みんなを教えつけたい」



「10年ごの市役所&新しくなったのっティ」



「10年後のパンやさん」



「10年後のけいさつきどうたい」



「10年ご」



「10年後の野々市」



「十年ごのみらい」



「10年の自分のマンション」



「自ぜんの多い町」



「しゃぼん玉にのって、みらいの野々市へ…」



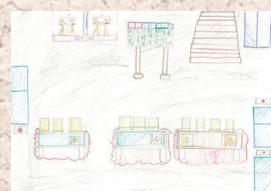
「新しい野々市市のピアノ教室」



「10年後の野々市町」



「ののいち町のおみせ」



「みらいの中央公民館」



「二階ののつティ」



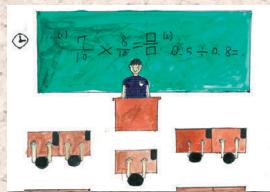
「打ったのか、それとも…」



「のつティと白つばきのまち」



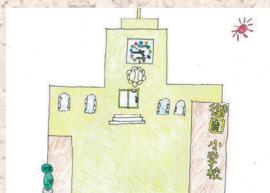
「空とぶ車」



「み園の先生」



「みらいののつティでんしゃ!」



「新しくなった御園小学校」



「かしこい野々市市」

「人気No.1野々市ロールケーキ  
「はいかがですか～。」

「うちゅうのれっしゃたんけん」



「大きくなったみその公園」



「つばき公園でねている自分」



「新しい8号とJR」



「御園小入学式」



「とくさんひんキウフルーツ」

## ■ 写真部門 ■

(五十音順、敬称省略)



「たんぼのかも」



「お世話になっています」



「レトロ2」



「農協倉庫」



「三角屋根」



「NONOICHI STATION  
COME AND GO」



「私立扇ヶ丘幼稚園舎」



「熱き絆」



「願いを込めて!」



「毛勝川」



「健康のみち」



「野々市かきもち」



「冬の螢」

## 5 タイムカプセル

平成23年7月1日から9月30日まで、タイムカプセルに保存する10年後の自分自身や家族などに向けたメッセージを募集しました。

2,636通のメッセージをお預かりし、絵画・写真展の作品などとともにタイムカプセル内に封入し、平成23年11月11日の市制施行日にあわせて、庁舎玄関に設置しました。

タイムカプセルは、10年後の平成33年11月頃に開封する予定です。

野々市町次期総合計画策定記念事業

タイムカプセル  
2011  
Time Capsule

10 years after 10年後のわたしたち

10年後の自分自身や家族などに向けたメッセージを募集しました

10年後の心の想い、夢、希望をタイムカプセルにのせて伝えませんか

募集期間 平成23年7月1日(金)～9月30日(金)

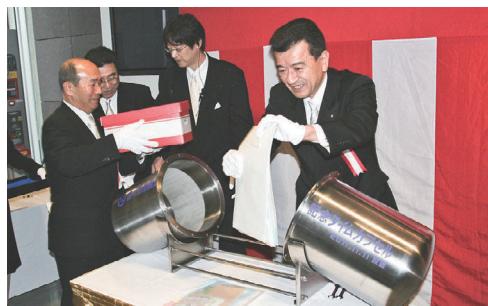
■ メッセージの内容

■ メッセージの内容

■ お問い合わせ先

TEL: 076-227-4028  
E-mail: [timecapsule@nogeishi.jp](mailto:timecapsule@nogeishi.jp)

募集チラシ



メッセージ収納のようす



タイムカプセル設置のようす

# 第7節 総合計画を支える分野別計画

本市の政策と施策を掲げる最上位計画である総合計画を補完するため、政策の分野ごとに分野別計画を策定し、総合計画を支えています。

各計画のレベルについては、次の考え方に基づいています。

## 構想レベル

総合計画に示す将来都市像の実現をめざし、また、総合計画に示す政策の内容を補完する、それぞれの分野における基本方針を示す計画です。

## 基本計画レベル

それぞれの分野の政策を実現するために行う、施策の内容を示す計画です。

## 実施計画レベル

それぞれの分野の施策を実現するために行う、事務事業の内容を示す計画です。

(平成23年12月現在)



### 政策1 一人ひとりが担い手のまち

計画名称	計画期間など	構想 レベル	基本計画 レベル	実施計画 レベル
(仮称)市民協働推進指針	平成26年度 策定予定	●	●	
(仮称)第2次地域情報化計画	平成25年度 策定予定		●	●
第2次男女共同参画プラン	平成24年度～ 平成33年度		●	●



## 政策2 生涯健康 心のかよう福祉のまち

計画名称	計画期間など	構想 レベル	基本計画 レベル	実施計画 レベル
地域福祉計画	平成25年度 策定予定	●	●	
地域福祉活動計画	平成25年度 策定予定			●
介護保険事業計画	平成24年度～ 平成26年度		●	●
健康増進計画	平成22年度～ 平成26年度			●
食育推進計画	平成22年度～ 平成26年度			●
特定健康診査等実施計画	平成20年度～ 平成24年度			●
高齢者福祉計画	平成24年度～ 平成26年度			●
障害者基本計画	平成20年度～ 平成29年度		●	●
障害福祉計画	平成24年度～ 平成26年度			●
次世代育成支援行動計画(後期)	平成22年度～ 平成26年度			●



## 政策3 安心とぬくもりを感じるまち

計画名称	計画期間など	構想 レベル	基本計画 レベル	実施計画 レベル
地域防災計画	平成24年度 改定		●	●
国民保護計画	平成19年度～		●	●
耐震改修促進計画	平成19年度～ 平成27年度			●
交通安全計画(第9次)	平成23年度～ 平成27年度			●



#### 政策4 環境について考える人が住むまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本計画レベル	実施計画レベル
地域防災計画	平成24年度 改定		●	●
環境基本計画	平成33年度 策定予定	●		
地球温暖化対策実行計画	平成22年度～ 平成33年度			●
一般廃棄物処理基本計画	平成23年度～ 平成33年度			●
容器包装廃棄物にかかる 分別収集計画(第6期)	平成23年度～ 平成27年度			●
災害廃棄物処理計画	平成28年度 策定予定			●
地下水保全計画	平成27年度 策定予定			●



#### 政策5 みんながキャンパスライフを楽しむまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本計画レベル	実施計画レベル
教育ユニバーサルプラン (教育振興基本計画)	平成24年度～ 平成33年度	●	●	
次世代育成支援行動計画(後期)	平成22年度～ 平成26年度			●
子ども読書活動推進計画	平成22年度～ 平成26年度			●
食育推進計画	平成22年度～ 平成26年度			●



### 政策6 野々市産の活気あふれるまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本計画レベル	実施計画レベル
野々市農業振興地域整備計画	平成14年度～		●	
野々市地区農村振興基本計画	平成15年度～ 平成24年度		●	



### 政策7 くらし充実 快適がゆきとどくまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本計画レベル	実施計画レベル
都市計画マスタープラン	平成24年度～ 平成37年度	●	●	
公営住宅等長寿命化計画	平成21年度～ 平成30年度			●
橋梁長寿命化修繕計画	平成24年度～			●
緑の基本計画	平成11年度～ 平成27年度		●	
地域公共交通総合連携計画	平成22年度～ 平成24年度		●	
犀川左岸地区 総合的治水対策計画	平成26年度～		●	
水道ビジョン	平成22年度～ 平成31年度		●	●
下水道施設長寿命化計画	平成24年度～			●



### 政策8 住み続けたい! をみんなの声でつくるまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本計画レベル	実施計画レベル
人材育成基本方針	平成24年度～			●
行政改革大綱(第5次)	平成23年度～ 平成27年度			●

# 第8節 用語の解説

## ア行

### 【アダプトプログラム】

「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃や除雪などの活動を行い、行政がこれを支援する仕組みです。

本市では平成14年度より、この制度を導入しています。

### 【異業種交流】

新たな製品開発や事業展開を生み出すために、事業分野の違う企業や人が交流し、情報交換や共同研究することです。

### 【医療ケア】

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入(体外から消化管内に通したチューブを用いて栄養を投与)やたんの吸引などの医療行為のことです。

### 【インキュベーション】

設立して間もない新企業に、国や地方自治体などが経営技術・金銭・人材などを提供し、育成することです。

### 【インキュベータ】

起業に関する支援を行う者(事業者)のことで、広義には起業支援のための制度、仕組み、施設などを指します。

いしかわ大学連携インキュベータ(i-BIRD)は、ライフケア、医療、環境、食品など分野の事業化をサポートする、起業家育成賃貸(インキュベーション)施設です。

### 【ウォームビズ】

冬場、会社員や公務員などが暖房の設定を低めにして仕事ができるよう、重ね着をしたり膝掛けを用いたりすることです。

## 【NPO】

Non Profit Organization(民間非営利組織)の略語で、株式会社や有限会社と違い、営利を目的としない団体です。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO法人(特定非営利活動法人)」と呼ばれます。

本市内には、自然保護、国際協力、スポーツに関するNPO法人が拠点を置いています。

### 【温室効果ガス】

地球に温室効果をもたらすガスのこと、二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなどを指します。

本市では、庁舎をはじめとする公共施設全般の温室効果ガスの削減目標を設定した「第1次地球温暖化対策実行計画」を平成22年3月に策定し、地球温暖化防止に向けた取り組みを積極的に推進しています。

## 力行

### 【介護予防】

介護が必要になることをできるだけ遅らせ、万が一、介護されるようになってからは、その状態を維持、改善して悪化させないようにすることです。

### 【ガイダンス】

不慣れで事情のわからない者に対して、初步的な説明をすることです。案内、手引き、また、そのための催しなどをいいます。

### 【街頭犯罪】

主に街頭で発生する犯罪、車上ねらい、自転車盗・自動車盗、路上強盗、スリ、ひったくり、落書きなどの総称です。

本市は、ここ数年は凶悪犯罪を含めた全体的な犯罪発生件数は減少していますが、残念ながら街頭犯罪の人口千人当たりの発生件数は高くなっています。

**【外来種】**

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物種のことです。

**【核家族】**

夫婦のみ、夫婦と子ども、男親または女親と子どもで構成される世帯のことです。

**【環境浄化活動】**

ピンクビラの撤去・有害図書の販売や少年にとって有害と思われる営業の自粛要請など、青少年に悪影響を及ぼす社会環境を改善するため、少年補導委員や地域の人々の理解と協力を得て行う活動のことです。

**【環境負荷】**

環境に与えるマイナスの影響を指します。

**【かん養】**

雨水の地下浸透と地表の水(雨や河川水)が帯水層(地下水が集まっている地層)に浸透し、地下水が供給されることです。

**【危機管理意識】**

大地震などの自然災害や、不測の事態に迅速・的確に対処できるよう、事前に準備しておく諸施策のことです。

**【狭あい道路】**

対面通行の場合は自動車同士のすれ違いができない、一方通行の場合は自動車の通行ができないほど道幅の狭い道路のことです。主に幅員4m未満の道路を指します。

**【行政サービス】**

公共サービスのうち、行政が担うサービスをいいます。

**【協働】**

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制のことです。

“市民協働”は、市民、町内会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、そして連携と協力をすることです。

**【居住水準】**

住民がゆとりある生活を営めるように、国の住宅建設五箇年計画などで定めている住宅の面積に関する水準のことです。

**【クールビズ】**

夏場、会社員や公務員などができるだけ涼しく仕事ができるように軽装になることで、併せて冷房の温度を高めに設定します。

**【グリーンカーテン】**

つる性の植物で建物を覆う壁面緑化のことです。一般的家庭や店舗、学校などでも見受けられるようになっています。

**【グローバル化】**

政治・経済・文化など、さまざまな側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われることです。

**【形骸化】**

誕生・成立当時の意義や内容が失われたり、忘れられたりして、形ばかりのものになってしまふことです。

**【経常収支比率】**

人件費や扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す指標をしています。この比率が低いほど、臨時の経費に使用できる一般財源が多く、財政構造が弾力化に富んでいるといえます。

**【啓発】**

人が気づかずに入ることを教示して、より高い認識・理解に導くことです。

## 【下水道特別会計】

下水道事業に係る特別会計のことと、"特別会計"とは、行政の事務事業の中でも、特定の事業を行う場合に、その特定の歳入歳出をもって運営される事業について、一般会計とは別に設置されるものです。

## 【権限委譲】

与えられた(業務)目標を達成するために、組織の構成員に自立的行動する力を与えることです。

## 【権利擁護】

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある方に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。

## 【コーディネート】

各部を調整し、全体をまとめることです。

## 【広域幹線道路】

都市間などの長い距離や広い範囲を移動する広域的な交通を処理する道路(自動車専用道路、一般国道、主要地方道)の総称です。

本市では、国道8号、国道157号、主要地方道金沢小松線が、これに該当します。

## 【公益通報】

企業・団体などによる組織ぐるみの不正を、その組織内部から告発することです。

## 【公共サービス】

市民が日常生活や社会生活を円滑に営むために必要な、基本的な需要を満たすもの、人間の尊厳を守るためのセーフティネットをいいます。

## 【合計特殊出生率】

15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標のことです。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表します。

本市の合計特殊出生率は、1.66(平成10年～14年値)から1.52(平成15年～19年値)に減少

しています(厚生労働省：人口動態保健所・市区町村別統計より)。

## 【広聴】

地方公共団体が地域住民の意見、要望などを直接聞き、計画策定や行政運営にそれを反映させることです。本市では、パブリックコメントや、市政ふれあいミーティングなどを行っています。

## 【高度情報化】

政治、文化、教育、日常生活などさまざまな場面に情報通信技術が浸透し、大きな変化をもたらすことです。

## 【コミュニティバス】

市民の移動手段を確保するために市内を運行する路線バスで、本市では“のっティ”がこれに該当します。

## 【コミュニティラジオ】

市区町村などの行政区画内的一部分の地域(隣接地域を含む場合あり)を放送対象地域とするラジオ放送のことです。

本市には、金沢工業大学が中心となって設立されたコミュニティFM局「えふえむ・エヌ・ワン」があります。

## 【コンプライアンス】

法令遵守のことです。特に、企業や自治体が経営や活動を行ううえで、法令や各種規則などのルール、さらには社会的規範などを守ることを指します。

## サ行

### 【災害廃棄物】

地震や洪水などの災害によって、倒れたり焼けたりした建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物のことです。がれき類や木くず、コンクリート塊、金属くずなどが該当します。

## 【財政調整基金】

地方自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための資金のことです。

## 【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指標をいい、通常は過去3か年の平均値を指します。財政力指数が1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があり、1を上回ると地方交付税交付金が交付されない不交付団体となります。

平成20年度から平成22年度の本市の財政力指数は、0.827です。

## 【在宅介護】

高齢者などの要介護者を自宅で介護することです。訪問介護や訪問看護、デイサービス、デイケア、ショートステイなど、介護保険制度の介護度に応じて各種の在宅介護サービスを利用することができます。

## 【在宅サービス】

住み慣れた地域で生活しながら受けられる介護サービスのことです。デイサービス（日帰り介護、または通所介護）、ショートステイ（短期入所生活介護）、ホームヘルプサービス（訪問介護）が3本柱といわれています。この他に、かかりつけ医師の指示で行う訪問看護、医療機関に通つてリハビリを行うデイケア、特定のグループホームや有料老人ホームにおける介護などがあり、いずれも介護保険の給付対象になる居宅サービスに含まれます。

## 【里親制度】

アダプトプログラムのことです。ここでは、道路や公園、河川、公共施設などを地域の住民・団体が清掃・管理などをする取り決めを行う際に「道路里親」「公園里親」などとして道路や公園の「里親」になっていただく制度をいいます。

## 【産学官】

産業（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）の三者を指します。

本市では、産学官連携事業（産=市内酒造会社、学=石川県立大学、官=野々市市）により、純米吟醸酒「ichi椿」がつくれられるなどの取り組みを行っています。

## 【3校の大学】

市内には、工業系の金沢工業大学、生物資源環境系の石川県立大学、生涯学習系の放送大学石川学習センターの3校の大学が立地しています。

## 【自主財源比率】

歳入全体に対する自主財源（地方税、分担金、負担金、使用料、手数料など市町が自主的に収入できる財源）の占める割合をいいます。

## 【自主防災組織】

自主的な防災活動を実施することを目的とし、町内会などの地域住民を単位として組織された任意団体を指します。

## 【実質赤字比率】

一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模（地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量）に対する比率をいいます。

## 【実質公債費比率】

一般会計などが負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率をいいます。

## 【地場農産物】

地域（地元）で生産された穀類・野菜・果物・茶・畜産物などのことです。

本市には、キウイフルーツやカブラ、ヤーコンなどがあります。

## 【市民活動団体】

市民が自らの価値観、信念、関心に基づき、自分たちの生活と地域コミュニティへの貢献を目的に、自発的に活動を行う団体のことです。

## 【市民参画】

地域政策の計画立案、意思決定において、市民と行政との意見交換、合意形成を行うことです。

## 【市民ニーズ】

市民が有している要求、需要のことです。

## 【市民農園】

一般的に、サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとして自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、児童や生徒の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

## 【事務事業】

施策を実現させるための具体的な手段です。

## 【事務分掌】

組織や課の中でどの様に仕事を分担しているか、どんな仕事をしているか、という仕事の範囲・内容を説明したものです。

## 【集約型都市構造】

都市圏内の一定の地域を集約拠点(都市機能の集積を促進する拠点)として位置づけ、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通網で有機的に連携させる都市構造です。

## 【循環型社会】

大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする社会のことです。

## 【準用河川】

一級河川・二級河川以外の河川で、市町村が指定したものです。

本市の準用河川は、住吉川、城谷川、十人川です。

## 【ショートステイ】

児童や障害のある方、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張などのため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減などを図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスのことです。

## 【生涯学習】

学習者の自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくことです。

## 【少子高齢化】

出生数が減少する「少子化」と65歳以上の老年人口が増大する「高齢化」が同時に進行している状況のことです。

## 【情報格差】

対象間における放送・通信の情報量に差があることです。また、情報技術を使いこなせる者(地域)と使いこなせない者(地域)の間に生じる格差のことです。

## 【将来負担比率】

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をいいます。

## 【初期医療】

患者の初期の診療や日頃の健康管理などを担うことです。

## 【食育】

心身の健康の基本となる「食」に関する教育を行うことです。さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践するための能力を育てようとするものです。

**【自律】**

自分で自分の行為を規制することです。外部からの制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動することをいいます。

**【自立】**

他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てることです。

**【人権侵害】**

憲法に保障する基本的人権を侵犯することです。

**【人権擁護委員】**

昭和24(1949)年制定の人権擁護委員法に基づき、国民の基本的人権の侵犯を監視・救済し、人権思想の普及・高揚に努める委員のことです。

**【親水環境】**

河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、水遊びのできる場所などを設けて、水に触れたり、接したりと水辺に親しめるようにしたものです。

**【人的資源】**

優れた研究員、よく教育・訓練された従業員、円滑に運営されている人的組織などを、他の物的資源と同じように資源のひとつとしてとらえていう言葉です。

**【スケールメリット】**

同種のものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点のことです。特に経済では、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上します。

**【生活習慣病】**

糖尿病や高血圧など、生活習慣が原因で発症すると考えられている病気の総称です。

**【政策】**

市がめざすべきまちづくりの方向や目的を示すものです。

**【生物多様性】**

生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在することをいいます。

**【施策】**

政策を実現するための方策です。

**【相互扶助】**

互いに助け合うことです。

**夕行****【多重債務】**

複数の消費者金融や信販会社などから借り入れることです。特に、すでにある借金の返済のため別のある業者からさらに借り入れ、借金が増え続ける状態をいいます。

**【団塊の世代】**

第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代で、具体的には1947年から1949年頃に生まれた世代のことです。

**【男女共同参画】**

女性と男性が、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮して社会に参加するという考え方のことです。

**【地域コミュニティ】**

住みよい地域社会の構築を共通の目的として、そこに暮らす地域住民が自主的、主体的に参加して構成された集まりをいいます。

**【地産地消】**

「地元生産・地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味です。

市立小学校と中学校の給食は、本市や石川県産の食材も使って作られています。

## 【知的資源】

人材、情報、技術、組織力、ネットワーク、ブランドなどの目に見えない資産のことです。大学が保有する本(図書館)、講義、論文、データベースなどのことも指します。

## 【地方公営企業会計】

地方公共団体の経営する上下水道事業などの公営企業、国民健康保険事業、介護保険事業、公立病院事業などに係る会計の総称のことです。

## 【地方分権】

中央集権を排し、統治権力を地方に分散させることです。日本国憲法は地方自治を保障し、地方分権主義を探っています。

## 【中核農家】

農林水産省の定義では、「16歳以上60歳未満の男子で、年間自家農業従事日数が150日以上の者のいる農家で、市場メカニズムを重視して、市場競争に耐えられるよう、高い生産性と農業所得を実現できる農業経営体のこと」とされています。

## 【超高齢社会】

高齢化率(総人口に占める65歳以上高齢者の割合)が21%を超えた社会のことです。これに対して、「高齢化社会」は高齢化率が7%を超えた社会、「高齢社会」は高齢化率が14%を超えた社会をいいいます。

本市の高齢化率は、平成22年国勢調査結果では、15.55%で、高齢社会にあたります。

## 【通過交通】

ある地域を車や徒歩などで通る際、ただ通過するだけで直接その地域に用事のない交通のことです。

## 【椿が持つ十の美德】

安楽庵策伝(あんらくあんさくでん: 1554年～1642年)が収集または見聞した椿についての記録「百椿集(ひゃくちんしゅう)」(里見盈吉著“日本の花”シリーズ 椿)より引用したものです。

安楽庵策伝は、安土桃山時代から江戸時代前期の僧、茶人で、落語家の祖ともいわれています。

## 【締結】

条約・協定・契約などを結ぶことです。

## 【低炭素社会】

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスのひとつである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業や生活システムを構築した社会のことです。

## 【電子自治体】

情報通信技術を利用して、市役所内での業務におけるさまざまな事務手続きを効率化し、市民の利便性向上を図った地方自治体のことです。

## 【道興】

室町時代の僧侶(永享2年: 1430年～大永7年: 1527年)です。

## 【特定健康診査】

医療保険者が、40～74歳の加入者を対象として実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査のことです。

## 【特定保健指導】

特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対し、生活習慣改善に向けて、保健師や管理栄養士などが行う指導のことです。

## 【特別支援教育】

障害のある児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導と必要な支援を行うことをいいます。

## 【都市近郊型農業】

消費地(都市)との近さを生かして、都市の近郊で行われる農業のことで、一般的に野菜・花<sup>か</sup>卉<sup>き</sup>・植木などの品目があります。

## 【都市計画道路】

都市の骨格を形成するとともに、都市の交通体系の根幹となる道路であり、将来の都市の発展状況や交通需要などに対応するよう、都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが決められます。

本市の都市計画道路は38路線、総延長48,170mを都市計画決定しており、主に土地区画整理事業と併せて整備が進められました。

## 【土地区画整理事業】

道路や宅地が不足していたり、宅地の形状が不整形で土地利用上好ましくない場所を、道路、公園、河川などの公共施設の整備と同時に個々の宅地まで含めて整備する総合的なまちづくりの方法です。

本市では、昭和40年代後半から急速な人口増加と並行して土地区画整理事業が多く施行され、これまでに事業を完了あるいは実施中の地区は28地区で、その総面積は約529haです。

## 【ドメスティックバイオレンス】

家庭内における暴力行為のことです。夫婦間や恋人など近しい関係にある者への暴力を指し、身体的な暴力行為のほか、精神的・性的な暴力も含みます。DVと略される場合もあります。

## ナ行

### 【二級河川】

一級河川(原則として国が管理している特に重要な河川)以外の重要な河川で、都道府県知事が指定したものです。

本市にある二級河川は、安原川、馬場川、十人川、木呂川、高橋川です。なお、石川県内の一級河川は、手取川と梯川です。

### 【ニュースポーツ】

競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称です。

本市では、「さわやかスポーツフェスティバル」や「ニュースポーツ体験会」などを通じて普及に努めています。

## 【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者(法人を含む)のことです。

## ハ行

### 【パブリックコメント】

行政が政策や計画などを立案するにあたり、募集する市民からの意見そのものを指し、または、市民からの意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度のことです。

本市では、平成21年に「パブリックコメント実施要綱」を制定し、基本的な施策の策定や条例などの制定・改廃を行う際に、事前に策定案などをホームページなどで公表し、広くご意見をお聴きし、いただいたご意見を考慮して意思決定を行っています。

### 【パリアフリー】

障害のある人や高齢者を含むすべての人が、あらゆる分野の活動に平等に参加するうえで、さまざまな障害が取り除かれ、安全で快適な生活を送ることができるようになります。

### 【PFI制度】

Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略語で、これまで国や地方公共団体などが担ってきた公共施設などの設計・建設・維持管理・運営などに民間の資金、経営能力や技術的能力を活用することにより、質の高い公共サービスを提供し、効率的かつ効果的に社会資本を整備するための事業手法です。

### 【非正規労働者】

雇用者のうち正規雇用でない者、正社員以外の就業形態をとる者をいいます。一般に契約社員、嘱託社員、派遣労働者、パートタイム労働者、アルバイトなどが該当します。

### 【ファミリーサポート事業】

乳幼児や小学生など児童を持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

本市では、平成18年からファミリーサポートセンター（子育て支援センター菅原内）で実施しています。

### 【文化遺産】

将来の世代へと伝承していくべき価値のある文化・文化財のことです。

本市は、御経塚遺跡、末松庵寺跡、喜多家住宅などの国指定文化財をはじめ、野々市じょんから節などの市指定民俗文化財などを、数多く有しています。

### 【PETがん検診】

Positron Emission Tomography（陽電子放射断層撮影装置検査）の略語で、がんの早期発見や再発の有無の診断に極めて有用な検査方法です。

本市の公立病院である公立松任石川中央病院PETセンターで実施しています。

### 【ホームページ】

一般的にウェブページ（インターネット上で公開されている文書）やウェブサイト（複数のウェブページの集まり）全体を指す意味として用いられます。

### 【放課後児童クラブ】

労働などの事情により屋間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を指します。

### 【ホストファミリー】

ホームステイの留学生などを受け入れ、お世話をする家族のことです。

## マ行

### 【まちづくり基本条例】

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例のことで、「自治体の憲法」とも言われています。

### 【水引神人】

寺社の堂の前に横に張られた細長い幕を水引幕といい、この幕を白山に奉納することによって、藍染めの製造や販売の特権を得ていた紺播（藍染めの職人）をいいます。

### 【無形文化財】

演劇・音楽・工芸技術その他の日本の無形文化的所産で、歴史上または芸術上価値の高いものです。

本市では、「野々市じょんから節」が市指定の民俗文化財として昭和42年に指定されています。

### 【モータリゼーション】

自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象のことです。

本市では、平成22年3月31日時点の乗用車は28,007台であり、1世帯あたり約1.4台を保有しています。（19,504世帯：住民基本台帳、平成22年12月31日）

## ヤ行

### 【遊休農地】

耕作（田畠を耕し、作物を作ること）に使用されおらず、かつ、今後も引き続き耕作の目的に使われる見込みのない農地のことです。

### 【有効求人倍率】

公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人件数の割合のことです。

**【ユニバーサルデザイン】**

人種、性別、年齢、身体的特徴などに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインするという考え方のことです。

**【ユビキタスネットワーク社会】**

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながることにより、さまざまなサービスが提供される社会のことです。

**【要援護者】**

災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のことです。高齢者をはじめ、乳幼児、妊婦などが挙げられます。

**【要保護児童】**

生活保護法や児童福祉法などの対象になる児童・生徒のことです。

**ラ行****【ライフスタイル】**

生活の様式・営み方、また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことです。

**【連結実質赤字比率】**

全会計を対象とした赤字比率(または資金の不足額)の標準財政規模に対する比率をいいます。

**ワ行****【ワークライフバランス】**

仕事と家庭生活の調和をいいます。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方です。

本市では、石川県の「ワークライフバランス企業知事表彰」を受賞した民間企業があるなど、官民共に取り組みが進んでいます。

## 野々市市第一次総合計画

つくはぐく  
～ともに創る ともに育む～

発 行 平成24(2012)年3月

発行者 野々市市

企画・編集 総務部総務企画課

制作協力 株式会社日本海コンサルタント

印刷・イラスト 高桑美術印刷株式会社

マンガ・イラスト 新矢伸子

の の い ち し  
野々市市 2012»2021  
第一次総合計画



本誌の印刷には、環境保護に配慮し、再生紙、植物油インクを使用しています。